

第百十二回国会 衆議院 地方行政委員会 會議録 第十五号

昭和六十二年五月十三日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 松本 十郎君

理事 岡島 正之君 理事 片岡 清一君

理事 片岡 武司君 理事 渡海紀三朗君

理事 西田 司君 理事 山下八洲夫君

理事 草野 威君 理事 岡田 正勝君

理事 石橋 一弥君 金子 一義君

理事 北村 直人君 鈴木 恒夫君

理事 高橋 一郎君 谷 洋一君

理事 友納 武人君 中山 利生君

理事 松田 岩夫君 渡辺 省一君

理事 加藤 万吉君 佐藤 敬治君

理事 中沢 健次君 細谷 治嘉君

理事 安田 修三君 小谷 輝二君

理事 柴田 弘君 經塚 幸夫君

理事 寺前 巖君

出席國務大臣

自治大臣 梶山 静六君

出席政府委員

自治大臣官房長 持永 堯民君

自治大臣官房総務課長 小林 実君

自治大臣官房審議官 湯浅 利夫君

自治省行政局長 木村 仁君

自治省行政局長 務員部長 芦尾 長司君

自治省行政局長 務員部長 矢野浩一郎君

自治省行政局長 務員部長 片山虎之助君

自治省行政局長 務員部長 片山虎之助君

自治省行政局長 務員部長 片山虎之助君

自治省行政局長 務員部長 片山虎之助君

自治省行政局長 務員部長 片山虎之助君

自治省行政局長 務員部長 片山虎之助君

自治省行政局長 務員部長 片山虎之助君

自治省行政局長 務員部長 片山虎之助君

自治省行政局長 務員部長 片山虎之助君

自治省行政局長 務員部長 片山虎之助君

自治省行政局長 務員部長 片山虎之助君

自治省行政局長 務員部長 片山虎之助君

自治省行政局長 務員部長 片山虎之助君

委員の異動

五月十二日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

五月十三日

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

厚生省健康政策局指導課長

松村 明仁君

阿部 正俊君

百瀬 信君

大嶋 孝君

金子 一義君

高橋 一郎君

柴田 弘君

近江已記夫君

尾形 智矩君

笑輪 登君

近江已記夫君

柴田 弘君

金子 一義君

高橋 一郎君

柴田 弘君

近江已記夫君

尾形 智矩君

笑輪 登君

近江已記夫君

柴田 弘君

金子 一義君

高橋 一郎君

柴田 弘君

近江已記夫君

尾形 智矩君

笑輪 登君

近江已記夫君

柴田 弘君

金子 一義君

高橋 一郎君

柴田 弘君

本日会議に付した案件

消防法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)(参議院送付)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百八回国会法第五五号)

○松本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中沢健次君。

○中沢委員 私の持ち時間は約一時間でございまして、テーマとしては二つぐらいに絞りたいといろいろお尋ねをしたいと思います。

最初に青函トンネルの防災問題につきまして少しく具体的にお聞かせをいただきたいと思っております。

関係者御案内のように、ことしの三月十三日に大変待ち望んでおりました青函トンネルが開通をいたしました。営業開始に至ったわけでございまして、私も北海道出身者としては大変感激をしております。

私も北海道出身者として、しかしそうばかり言っているわけでもない。いろいろな列車のトラブルがトンネル内におきまして発生をしております。したがって、青函トンネルの防災問題につきまして三

点ほどに絞りました。最初は運輸省の方からお答えをいただきたい。後ほど消防庁の方からもお答えをいただきたい。このように考えます。

前置きは余り申し上げません。いずれにしても既に運行がずっと続いておるのであります。私も九日までの時点で列車のトラブルが二十七件起きている。内容的にはトンネル内で特急列車が最高三時間も立ち往生している、こういう内容も含め

てそういうことが明らかにされております。そこで、運輸省にまずお尋ねをしたいわけでありまして、青函トンネルというのは五十三・九キロメートル、まあ五十四キロメートルの世界では最大の長いトンネルであることは間違いないがございませぬ。トンネル内の災害はいろいろ想定をされるわけなのであります。一番危険なのは列車火災ではないか、私なりにそのように一応問題点を絞りました。列車火災を前提にして以下幾つか運輸省にお尋ねをしたいと思っております。余り時間もございませぬので、簡単に質問をしたいと思

います。

一つは、火災の検知についてどういうシステムをそれぞれ設けられているのか。それと同時に、最悪の場合列車火災、当然火災検知、同時に消火について十分な設備が必要だと思っておりますけれども、二つ目には消火のシステムが一体どのようになっているか。そして最悪の場合は乗客避難をさせるあるいは安全な場所に誘導する、こういう必要性があると思っております。三点目には避難場所と誘導の具体的な内容について、関連をいたしますのであわせて運輸省の方からお答えをお願いしたいと思います。

○百瀬説明員 お答えいたします。

まず第一点の列車の火災検知のシステムはどうなっているかというお尋ねでございますけれども、海峽線につきましては下り四カ所、上り四カ所の合計八カ所に列車火災検知設備を設けております。当該設備は、設置点を通過する列車の車体両側表面温度を測定するために、車輪検知装置、両数検知器、赤外線温度計等の機器により構成されております。列車火災の未然防止を図るために、車両の発熱部位の検知及び火災発生の有無につきまして常時監視をしているものでござい

ます。また、トンネル内には赤外線温度計を補完

し、列車の蒸煙、くすぶったような煙の火災を検知するために煙検知器を五カ所に設けております。これらの各検知器によりまして収集した情報は、データ収集装置に集約いたしまして、さらに判定処理装置に伝送され、そこで温度データの情報を解析し、車両の異常発熱及び列車火災の有無につきまして判断をする仕掛けとなっております。

火災を検知した場合には、火災の発生している車両部位等の情報を函館の指令センターの方に伝送し、防災表示盤あるいは指令卓等に設けられております警報器が鳴動いたします。それから表示灯が点灯いたしますので、運転指令におきましては、列車の現在の位置の確認あるいは列車無線を通じて乗務員と相互に情報を取りまして、得られた情報をもとに関係者に適切な指示が行えるようにしております。

また、設置数の問題ですけれども、同線は中小国から木古内までは約八十八キロメートルございまして、この間に片側に七カ所の検知器が設置されているわけでございます。そうしますと、その区間長は約十二・五キロメートルとなりまして、列車が平均速度九十五キロから八十五キロメートルで走行いたしますと、大体八分ないし九分ぐらいいで次の検知点に到着することが出来ます。したがって、万一検知漏れが生じまして、次の検知点で感知することが可能となるといふふうに考えております。

また、開業時に多発いたしました火災検知装置の誤動作の原因につきましては、これは訓練中に収集したデータ等に基づきまして、先ほど申し上げましたけれども、車両の部位の発熱、つまり火災になる前のそういう条件をできる限り早期にシビアに検出したいということから、警報の判定値を非常にシビアに設定しておいたというふうな聞いておりました。ざっくりばらんに申し上げますと、集積したデータ量が若干不足しておいたというふうなことから誤動作が多発したわけでございす。いずれにいたしましても、的確なる判定値

を早期に定める必要がありますので、今後はJR北海道に對しまして万全を期すよう指導してまいりたいと考えております。

それから、お尋ねの消火システムについてどうなっているかということでございますが、万一トンネル内について列車火災が発生した場合に、車内での消火活動は初期消火に限ることといたしまして、旅客は他の車両、列車は貫通路がございまして、お客を他の車両に移すことが可能ですが、貫通路を通して他の車両にいち早く避難させる、そして安全を確認した上で初期消火を行うことにしております。

また、函館の指令センターにおきましては、火災検知設備それからITVカメラ及び列車無線による乗務員との相互連絡によりまして火災の状況を把握しまして、社内あるいは社外の関係へ連絡すると同時に、消火、救援等の要請を行うこととしております。そして、列車が定点に停止した場合には、定点に設置されております水噴霧設備による自動消火、また自衛消防団及び地域の消防本部員によりまして消火栓あるいは給水栓を使用して消火を行うというふうになっているわけでございす。また、定点以外にとるようなことがありますと、その場合には、消火器及び消火用のポンプを搭載した台車を連結したトンネル巡回車等がございす。これらを現場に急行させまして自衛消防団による消火を行うこととしております。もちろん地元消防隊の御協力を得て消火に当たるといふふうに考えているわけでございす。

それから、トンネル内において列車火災が発生したときの運転取り扱いにつきましては、昭和四十七年十一月に北陸トンネルにおける列車火災事故というものがございまして、これを契機にいたしまして当時国鉄に設けられた鉄道火災対策技術委員会というものの提言に基づきまして、火災発生車両の貫通路、先ほど言いましたように旅客が車両と車両の間を通るその口ですけれども、貫通路、それから窓等を封鎖いたしましたして、

火煙が車外に流出しないような措置をしてからトンネル外に脱出することとしております。一方、その他の車両、つまり今の発火していない車両におきましては、火災発生車両からの旅客の避難誘導及び安全性の確保のために、旅客を当該車両から可能な限り離れた車両に避難をさせまして、その車両に火煙及び有害ガスが侵入しないように、先ほど申しました貫通路あるいは窓等を閉鎖いたしまして運転を継続し、定点に到着後旅客の避難をさせるということにしております。したがって、旅客の安全性につきましては十分に安全が確保できるというふうに考えております。またこの報告書では、いろいろと実車試験が行われましたけれども、通常の火災であれば少なくとも十五分以上の時間、他の車両に火災が移ることはないというふうになっております。

○中沢委員 時間がございますので、若干答弁漏れしたいながあるかと思うのですが、いずれにしても今のお答えの中で、例えば四十七年の北陸トンネルの列車火災事故、これを教訓にして、こういう話でもございす。ただ私はJR北海道から運輸省を経由いたしまして、この資料もいただきました。あるいは消防庁が調査委託をいたしました消防科学総合センター、この調査研究もいただきました。それなりに読んでみたわけですが、朝日ジャーナルのことしの四月一日号に青函トンネルにつきましている記事が載っております。青函トンネルはほんとうに安全か? というジャーナリストの立場で問題点なんかもいろいろ指摘されているわけでございす。したがって、きょう余り時間がございせんので、これ以上運輸省とのやりとりは行いませんが、そこで最後に消防庁との問題についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

いずれにしても災害が起こった際の消防体制、これも現実問題として極めて重要だと思ひます。トンネルが開通以前に地元のJRあるいは関係

係の消防組合が中心になりまして防災訓練もされているという話も聞いておりますけれども、今後の問題として災害時の消防体制が一体どうなっているか、少しく具体的ににお聞かせをいただきたいと思ひます。

○矢野政府委員 日本の科学技術の粋を凝らしてつくられました長大トンネルでございますが、もし事故という事になれば、これは極めて重大な結果をもたらすおそれがございますので、この点につきましては消防としても極めて重大な関心を持っておりましてございす。

具体的に申し上げますと、青函トンネルの消防体制でございますが、青函トンネルを管轄する消防本部は、このトンネルのちょうど等距離の中間点で区切りまして、この以北の部分につきましては渡島西部広域事務組合消防本部、それからその南の部分につきましては青森地域広域消防事務組合消防本部ということになっております。北海道側の渡島西部広域事務組合消防本部は福島町初め四つの町で構成されておまして、渡島地域西部の消防本部は渡島東部消防事務組合消防本部等周辺の三消防本部との応援協定を結んでおるといふわけでございす。一方、青森側でございますが、青森側の青森地域広域消防事務組合消防本部は青森市を初め六市町村で構成されておまして、そのほか近接しております浪岡町消防本部等周辺の二消防本部と応援協定を締結しておる、こういう体制をとっておりますわけでございす。

青函トンネルを管轄する両消防本部ではそれぞれ防災計画を作成しておるわけでございす。この防災計画の作成に当たりましては、先ほど委員御指摘のように、昨年度消防庁におきまして長大トンネル防災対策研究会、委員長は上原陽一横浜国立大学工学部教授でいらっしやいます。この研究会におきまして長大トンネルの防災対策に関する検討をいろいろなされまして、青函トンネルの開通が三月十三日ということが予定されておりましたので、それに先立ってこの研究報告が出るようにということで、本年二月に御報告いた

きました。これを直ちに通知、連絡いたしました。これらの関係消防本部、消防機関におきましては、これを踏まえた長大トンネルの防災対策を樹立する、それを踏まえて防災計画をつくる、こういうことにしたわけでございます。具体的な消防活動の方法を定めると同時に、そういった周辺消防機関との応援体制の整備も進めておりまして、万一事故が発生した場合においても被害を最小限とするよう万全を期しておるところでございます。

なお、防災訓練につきましても、開業前に吉岡定点におきまして渡島西部広域消防本部とJR北海道、それから鉄建公団が合同で情報収集、現地指揮本部の設置、乗客の避難誘導、人命救助、消火活動、通信連絡、防災設備の操作等を内容とする総合防災訓練を実施していただくところでございます。なお、青森側におきましてはまだ実施されておりませんが、青森地域広域消防本部とJR北海道が現在打ち合わせ中でございまして、近く訓練が行われるものと思っております。

ただ、いづれにいたしましても、訓練はやはり実践的な観点からいけば行っておく必要があらうかと思っておりますので、今後ともそういった問題については十分関心を持って指導してまいりたいと考えております。

○中沢委員 それで、今青森側の方がまだ防災訓練がされていない、こういうお話でございまして。これは消防庁としても関係のところは強力にいい意味での指導をしていただいて早急に実施をする、これについてぜひ努力をしていただきたいと思います。私なりに言いますと、北海道側、青森側というそれぞれの責任分野があつたにしても、この際、それをまため上げて地域的にも合同の相当本格的な防災訓練が必要ではないか、これは今後の問題として消防庁を中心にぜひ積極的に検討をしていただきたいと思います。

さて、次の問題についてこれから質問をしたいと思いますが、消防職員の団結権問題でござい

ます。自治省とのいろいろなやりとりになると思ひますけれども、幾つかありますが、まず一番最初に全国の消防職員協議会の内容について、最近北海道で起きた具体的な事実も含めて少しく質問をしてみたいと思ひます。

既に関係者御承知のように、昭和五十二年に合法的な組織として全国消防職員協議会が結成をされた。その後、いろいろな経緯がございましてけれども、今日の全国的に百四の組織、加盟が五千六百人、こういう現況になっております。この間、全国的にはいろいろな経緯がございました。例えば地元の消防当局のある意味での法的な解釈が間違つていた問題がございまして、単位消防協をつくるについて、いろいろそれは違法にわたるのでやめた方がいいたとか、あるいは全国消防協議会に加入することについてもそれはひとつやめるべきだという、言葉としてはきついかもしれませんがかなり組織的な介入が幾つかございました。最近ばかりで、この四月に大変残念なものであります。北海道で、この四月に大変残念なものであります。北海道で、この四月に大変残念なものであります。

具体的に申し上げますと、北海道に岩内、寿都地方消防組合というのがございまして、消防協をつくりましたのは寿都の支所の消防職員が十一名で結成をして、そして結果的には全国消防協に加盟をしたのであります。その経緯の中で実は消防長が、この種の組織をつくること自体地公法の五十二条五項に違反をする、やめれ、あるいは全国消防協に加入することはまかりならぬ、大変なおどしを含めて介入がございまして、それに対して自治労や関係の方からいろいろ対応がございまして、結果的に地元の消防長が事実上のわび状を入れて、大変申しわけなかった、今後こういう

ことは一切行いません、これで一件落着をしたのでありますけれども、こういう事例は余り最近起きておりませんが、改めて自治省側の法的なところか、担当の自治省としての見解もお尋ねをしておきたいと思ひます。

といたしますのは、かつて昭和五十二年あるいは昭和五十四年に、参議院でありますけれども、同じようなケースで内閣法制局の法的な見解をただしたことがございまして、その当時の答弁として、消防協議会あるいは全国消防協議会というのはいずれにしても違法な団体ではない、合法団体である、そういう見解が既にその時点で出されておるのであります。今私が申し上げましたように、現場的にはまだまだそこまで消防組合の理事者側の頭の中にもきちっとそういう法解釈が入っていないのではないかと、そういう感じがいたしますので、改めてひとつきょうの委員会を確認の意味で自治省側のこの問題についての見解をお答えをお願いしたいと思います。

○矢野政府委員 お尋ねの消防職員協議会でございますが、消防職員につきましては、御指摘の地方公務員法五十二条五項の規定によりまして「職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない」という法律の規定があるわけでございまして、お尋ねの消防職員協議会がこの法律の規定に反しない合法的な活動を行つておられる限り、自治省消防庁といたしましてはこれに関知するものではございません。ただ、消防職員協議会の結成されるに至った背景からして、その活動が法律に違反することのないように消防庁としては十分な関心を持って見てまいりたい、こういう姿勢でございまして。

○中沢委員 いずれにしても現実問題としては、先ほど私が数字を申し上げましたように全国的にも組織をされている、しかも公務員法上の具体的な違法にわたる行為が全くされていない、これは事実でございまして、そのことをひとつ今後とも自治省側としても十分押さえていただいて、余り

現地でこの種のトラブルが起きないように御配慮もぜひお願いしておきたいと思ひます。さて、二つ目の問題でありますけれども、消防職員の団結権問題については、後でも触れますが、ILOを中心にしていろいろな経緯がございまして、問題を世界的に見て、消防職員の団結権がどの程度保障をされているか、これについてお尋ねをしてみたいと思ひます。

昭和五十八年のILOの条約勧告適用専門委員会一般報告の中で、世界的な消防職員の団結権保障の状況について報告をしております。私も資料は持っておりますけれども、あえて答弁をお願いしたいと思ひますが、その中で日本以外に消防職員の団結権を否認をしているのはどこどこか、明らかにしていただきたいと思います。

○菅尾政府委員 消防職員の団結権をめぐる諸外国の状況でございまして、消防職員を団結権の対象から除外しているのが三カ国、ガボン、日本、スーダン、こういうことになっております。それから、公務員一般に団結権を認めない国が十四カ国ございまして、さらにフランスにおきましては、パリの消防隊は陸軍、マルセイユ消防隊が海軍のそれぞれ一部になっておりまして、団結権等はございません。

以上でございまして。○中沢委員 それで、改めてお答えがあつたのであります。ILOに加盟をしている国で日本とガボンとスーダンは消防職員の団結権を否認している、団結権を承認していない、こういうお答えがございました。そこで、大臣の方に少しくお尋ねをしたいと思ひます。ガボンとかスーダンとかという余り我々としても名前もあまりはよくない国なのかも知れないような、これはアフリカにある国なんですか、それとも、そういうところと、最近竹下総理はずっと外国を回られる、そして六月はサミットがある、国際国家日本の建設ということだからかなり胸を張つていろいろ今実績をつくられつつあるわけですか。そういうことなどを

考えますと、少なくともこの日本というのにはもう先進工業国であることは間違いない。GNPの問題にしても防衛力の問題にしても、これはだれも否定できない事実だと思ふのです。しかも私の調べたあれで言うと、世界的に言う警察に団結権を保障している国が、三年ほど前の数字でありますけれども二十四カ国もあるわけですね。そういうことなどいろいろ考えますと、ひとつ自治大臣としてお答えをいただきたいのであります。が、やはり世界的に見て日本の消防職員の団結権否認というものは、全体のいろいろな状況を考えましてノーマルではないと私は思うのです。異常だと思ふのです。それについて大臣としての認識と見解、一番最後にまたいろいろ具体的な質疑を終わってから改めてお答えをいただきますけれども、この国際的なレベルの問題として、今私の質問に対してどういふ認識と見解を持っていられるか、お願いしたいと思います。

○堀山国務大臣 今御指摘のように、消防職員では三カ国、公務員では十四カ国で団結権が禁止をされているわけですが、それぞれ別の国が消防職員に団結権を認めるか否かは、その国の災害時の特殊事情や、それに対処すべき消防機能の内容、整備しておくべき消防体制等について総合的な判断がなされた結果だというふうに思われます。常に大震災に備えなければならぬ我が国において、我が国の消防がその任務を十分果たしていくためには、高度の規律と統制を保持し、あらゆる状況に際していつでも迅速果敢な部隊活動をとることができるよう常時即応の体制を確保しておくことが不可欠であり、そのような事情のもとで消防職員の団結を禁止していることについては、国内的にも国際的にも理解を得られているものというふうに受けとめております。

○中沢委員 その辺の議論は私の持ち時間の最後のところまでまたやってみようと思ひますが、関係者は十二分に御承知のように、この問題について言いますと、昭和四十年にILOの八十七号条約が批准をされた。しかし消防職員の団結権は承認

をされない。昭和四十七年に総評を中心にしてILOに消防職員の団結権承認の提訴を行つてもう既に十六年間、非常に長い時間が経過しているわけでございます。これは事実であります。そこで三つ目にお尋ねをしたいのは、この間の経緯の中で、ILOを中心にして、あるいは国内的にも関係者の発言なんかもあるのでありますけれども、確認の意味も含めて幾つかにわたつてお尋ねをしたいと思ひます。

まず一つは、昭和四十三年、つまり消防法施行後二十年、今からちょうど二十年前であります。当時の佐久間消防局長官が、京都市の消防局の幹部を集められて俗に言う研修会をされているその席上でこういう話をされております。時間がありませんからかなり割愛をしますが、「消防行政」というものは、私はその本質はサービス行政だと思ふ。予防行政で多少取り締まりの権限はありますけれども、その基本はサービス行政だと思ふ。警察行政というものは、これは取り締まり行政であります。権力行政であります。その本質が違ふこともありますし、やはり警察の範ちゅうの中にはいつたんだは、この二〇年間にこれだけ消防行政が伸びるということはできなかったと思ひます。こういう発言をされております。

それから、関連をいたしまして、ILOの条約勧告専門委員会の委員をされておりました元最高裁長官の横田先生が昭和四十八年にこれまたいろいろと発言をされております。全文は相当長くなりますので、これは私なりにまとめて簡単に言いますと、その当時横田先生は、今申し上げましたようなILOの仕事もされておるわけでございます。その中で、日本政府が消防職員の団結権否認の問題についていろいろ話をされるけれども、ILOの中では消防職員の団結権を承認しなければいけないというのがもう大多数の声であつて、そのことについて日本政府もやはり積極的に検討しなければいけないというふうにILOではなつていて、こういう話もされている。これは昭和四十八年でございいます。この事実について確かめてお

きたいと思ひます。

○芦尾政府委員 まず最初に、佐久間長官の御発言でございいます。これは佐久間元長官が、自治体消防二十周年を機会にいたしまして、戦後の自治体消防の発足の経緯について講演をされて、それが「京都消防」という本に収録されておること、そのとおりでございます。

また、横田先生の論文も「ILO条約勧告適用専門委員会」に出席して「ということ」で「世界の労働」という中に収録されておることはそのとおりでございます。

○中沢委員 次に、ILOにおけるこの問題についての議論について、特に大事な問題について確かめておきたいと思ひます。

その一つは、先ほど申し上げましたように四十七年にILOに提訴をした。ILOはそれを受けまして、四十八年六月に専門委員会あるいは十一月に結社の自由委員会、結社の自由委員会は百三十九次報告ということになっておりますけれども、ここでは、消防職員と警察は同一視することはできない、したがって消防職員に団結権を認めようというところで、それ以降のILOのさまざまな勧告のスタート台と言つていいと思ふのであります。四十八年に始まつておりました、ほとんど毎年のように同じような勧告がILOから示されている、これが一つでございます。

それと関連をいたしまして、実は昭和六十一年、二年前でありますけれども、ILOの情報提供の指定日におかれて結局は日本政府の情報がリストアップをされなかつたのであります。その内容について言いますと、これは後ほどまた具体的に指摘をいたしますが、日本政府が消防職員の団結権を否認している根拠について二つほど言っているわけですね。

その一つは、既に昭和二十九年、昭和三十六年、つまり八十七号条約批准以前の問題でありまして、その時点で日本政府の主張というのはILOの場において理解をされている、さらにもう一点は、国内的に公務員問題連絡会議におい

て関係団体から直接意見を聞いている、こういうことが政府の情報として提供されているのであります。とりあえずこの二点について自治省側のお答えをいただいております。

○芦尾政府委員 ただいま御質問がございましたように、政府が昭和四十年にILO八十七号条約を批准する以前に、昭和二十九年結社の自由委員会十二次報告で、ILOから、消防職員の団結権禁止は日本の公務員が団結権を否定されているとの申し立ての根拠にはならないといったような報告がなされておりますし、それから結社の自由委員会五十四次報告、これは御指摘ありました三十六年でございいます。さきの二十九年の報告を踏まえて、六十号事件と同一であるので、これまた審議する必要がある、こういう二つの確認がなされておりました。その確認に基づきまして、政府としては昭和四十年に八十七号条約の批准をいたしておるといふことはそのとおりでございます。

それから、その以降、昭和四十八年にILOが見解を変へまして、消防団員に団結権が認められることを希望するといふ条約勧告適用専門委員会からの意見がなされておることも事実でございます。まして、六十一年にはたまたま先生がお触れになりました報告もなされておるといふことでござい

ます。

○中沢委員 そこで関連をしてお尋ねをいたしますが、昨年の六月十五日にILOにおきまして条約勧告適用委員会が開催をされております。この委員会は非常に特徴的な問題が幾つかあったと思ふのです。それは、一つは相当長時間にわたつて日本の消防職員の団結権問題が関係委員の間で議論がされた。そして最終的な議長集約がありましたが、この議長集約も、今までと違つて相当日本政府に対する一歩突っ込んだ検討の要請がされている、こういう内容でございいます。

そこで具体的にお尋ねをしたいと思ふのであります。今のお答えがありました日本政府が消防職員の団結権を否認をされている根拠について、私なりに非常に疑問というか問題意識を持っております。

○芦尾政府委員 昨年の六月のILO総会の条約

思うのでありますが、議長集約のところでも「本

なくて、批准時において日本政府の解釈はILO

る法律の専門家によつてつくられている専門委員

昭和六十三年五月十三日

会が同しような勧告を繰り返し繰り返し出している、そういう事実。そしてそれと同じように、勧告適用委員会やあるいは結社の自由委員会も全く歩調を同じくして日本政府にもう十数年再三再四にわたって繰り返し繰り返しそういう勧告を続けている。もうそろそろこの問題について日本政府として、いい意味での政治決断を含めて、消防職員問題について国際的なそういう一つのレベルにまで押し上げる、そういう時期に來ているのではないかと私は思うのです。そういう一つの政治的なタイムリミットといましようか、そういうこととの判断も含めて自治省としてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○芦尾政府委員　ただいま先生から御指摘がございましたように、ILOは昭和四十八年に見解を変えまして、日本の消防職員の団結権問題について、消防職員に団結権を与えることを希望するという見解を表明されたわけですが、同時にILOは、この問題は国内において引き続き検討されることを希望しているというふうに存じております。政府といたしましては、ILOに提出してきた見解の中で繰り返し述べてきておるわけでございますけれども、団結権問題については条約適用上の問題はないと考えておりますけれども、ILOの審議の状況その他従来の経緯にかんがみまして、これを国内問題として長期的視野に立って検討してきておるところでございます。この問題は公務部門の労使関係の基本にもかかわることでございますし、また関係者間で見解の相違があるわけでございますので、私どもといたしましては早急に結論を出すことは困難であると考えております。政府として今後とも国内問題として長期的視野に立って検討していかねければならぬのではないかと考えております。

○中沢委員 国内問題として長期的な視野で検討する、これはかねてから政府側の態度は変わっていないわけですね。私が指摘しておりますのは、そうではなしに、もうそろそろ、長期的視野なんという言葉の問題だけではないのでありますけれども、

ども、この問題については、このまますつと続いていきますと國際的に日本が孤立をするというところに当然つながつていくと思ふのです。この消防職員問題に限らず、今日本はいろいろな問題を含めて國際的に集中攻撃を受ける。その内容を一々申し上げませんけれども、それと同じようにこの問題についても國際的に日本が世界の孤兒になつてしまふのではないか、私はそういう危惧を強く抱くわけです。ですから、そろそろ決斷の時期であつて、国内的にも必要な關係団体との意見のまとめをやつていく時期に來ている、そういう指摘をしておるわけです。

そして私が関係者から聞いた情報によりますと、来年初めてILOとして世界の消防合同会議を開催する、こういう話を聞いております。これは国際的な公務員の労働組合の組織のPSIが後押しをいたしました、ILOに恐らく働きかけをしたと思うのでありますが、明年国際的な消防合同会議を開く。そうなりますと、ILOの場とまた違つた意味で、もちろん国際的に消防職員の仲間意識なんか当然ありますから、日本の消防職員の団結権否認の問題についてこの合同会議でも相当の手が上がつてくるのではないか、これは常識的に考へて明らかだと私は思います。ですから、くどいようでありますけれども、確かに国内的には、関係団体の話を聞くと、ぜひ承認をすべきだという団体、あるいはいろいろな特殊事情があるので承認をしない方がいいという団体が現実的に存在することは私はよく承知している。しかし、そのところは日本政府の国際協調だと今日までの歴史的な経緯を考へて、自治省として決意をすれば、そして総務庁に働きかけまして、例の公務員連絡会議の中でも新しい議論が展開できると思うのです。ここまで来たら、やはり自治省の腹一つだ。

もっと言いますと、最後に大臣にお答えをいたさだきたいと思うのでありますが、大臣としてもこの問題については正直言つて余りこういう経緯については御承知なかつたと思います。私はたまたま

ま出身が自治体の出身でございまして、かつて私も北海道の消防協をつくった、そういう直接タッチをした経緯がございますのでいろいろ強調しているのでありますけれども、この際大臣としても、従来の経緯、今日の置かれている状況、そして来年のILOを舞台にした今申し上げましたような会合等が予定をされている、一番先に指摘をいたしました竹下総理の国際日本という問題等々も含めて、この問題については政治的な要素も含めて相当重要だ、こういう認識をぜひしていただけて、大臣としても関係当局をぜひひとつしりをいたいて、早急に国内的な合意を得られるように全力を挙げて努力をしていただきたいと思うのであります。その点はいかがでしょう。

○梶山 務大臣　中が委員御指摘のように、私もこの問題に対しては詳しく承知をいたしております。過去においては新聞紙上で何遍か、ＩＬＯに提訴をされたあるいは派遣をされたとかそういう問題を承知をしているわけでございますけれども、この消防職員の団結権の問題、賛否なかなかかき決し得ない長い経緯のある難しい問題であるというふうには私は承知をいたしております。

公務員問題連絡会議で検討が進められるところでありますが、この問題は公務部門の労使関係のところでありますが、この問題には今後とも長期的な視野に立つて慎重に検討していただきたいと思ひますし、世界に冠たる日本の公務員の中で一つやほり特殊性、そういうものがあるから長い間この問題のいわばそれぞれの意見の集約を見ないことであらうと私は思うので、長くかかったから早くとも、ということもあるかもしれませんが、それだけに難しい問題を含んでいるという感じもいたしますので、これからの勉強を進めてまいりたいと考えております。

○中沢委員　時間が参りましたので、終わります。が、いずれにしても大臣の御答弁や関係府委員長の御答弁につきましてはかなり不満でございます。また改めてこの問題を取り上げて質問の機会があるかと思えますけれども、きょうはこれで。

終わりたいと思います。ありがとうございました。

○松本委員長 細谷治嘉君

○**細谷委員** 消防法に規定する危険物の問題について改正が行われるに当たりまして、その問題を中心にして、あわせて消防力の基準というのがどうなっているのか、それからもう一つ、最近東京消防庁にかなり重要な救急業務についての答申が出されましたが、これにどう消防庁として対応しているかとしているのか、この三点に絞ってお伺いしてまいりたいと思います。

【委員長退席】片岡（武）委員長代理着席
 まず消防庁長官、昨年まではかなり細かい財政問題を推進してまいった方であります。消防庁に行きまして、危険物の問題が今度法律改正に出てきているのですが、過去にこの消防庁の危険物についての姿勢なり掘り下げなり対応なりというものが必ずしも一貫してなかったのじゃないか、こう思うのですが、印象はいかがですか。

○矢野政府委員　昭和二十三年に消防法が定められまして、その後危険物に関する規制の規定も逐次整備され、一番大きな改正はたしか昭和三十四年であったと思いますが、その時期その時期に於いて必要な改正を行うべきものであるということとは、これはもう申すまでもないところでございます。

ただ率直に申しまして、世の中の進捗が大變早うございまして、科学技術あるいは国民生活や産業経済活動に必要な物質、新しい物質の開発がどんどん進んでまいります。そういうものに對して消防庁として随時適切に、しかも迅速に常に対応できてきたかと申しますと、率直に申しましてその点については若干十分ではなかったのではなからうか。現在の規定をしてございます、掲名をしてございます危険物等につきましては、本当に科学的な観点から危険物あるいは非危険物というものの区別がきっちり行われているのかどうかという点などについては問題なきにしもあらず、そういう感じがいたしておるわけでございますが、そ

ういった点を踏まえて、かつ昭和五十八年の臨時答申も踏まえて、今回の危険物規制に関する消防法の規定の見直しの御審議をお願いしておるところでございます。

○細谷委員 表面上は極めて整った御答弁をいただいたのですけれども、確かに昭和二十五年にかなり大規模な改正が行われました。それから三十四年、四十六年等に過去に消防法の大改正が行われて、新しい消防施設とかあるいはデパートの火災に対応する措置とかいろいろなことが行われてきたわけですが、それにしては私は端的にちよっと指摘を申したいことがある。非常に理想は高かったけれども、だんだんその理想が退化していったのじゃないかという気持ちがあります。それは何かというと、証拠を挙げてみたいと思います。これは四十一年度の消防法です。これは最近の八七年、昨年の消防法。この消防法を読みますと、法があり政令があり省令、規則があるわけですが、その規則の末端のところ、一番あなたの方が責任を持たなければいかぬところで危険物についてどういう規定があるかといいますと、これは大切な点でありますからちよっと紹介しておきたいと思うのですが、危険物を管理する技術者、技術者の資格は今年度にもありますが、五十五条「甲種危険物取扱主任者試験の試験科目は、次のとおりとする。一 基礎物理学及び基礎化学」

甲種の人にはこれをやらなければいかぬというのです。基礎物理学、基礎化学、これに堪能でなければ甲種の技術者にならない。そしてその次に、イといたしまして「危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎物理学」、その次のロは何かというのと、「危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎化学」、立派ですよ、これは。そしてその次に「すべての種類の危険物の性質に関する高度の概論」。これは大学教授ぐらいで、恐らく何人もおらぬと思うのですよ。

さすがにこれでは余りに理想が高過ぎるということですが、新しい規則は「すべての」というのは残っているのですが、「高度の」という部分をとって、

必要な水準の物理学、必要な水準の化学、こう書いてあります。これはレベルが落ちたのですか、あるいは最初に書いた規則は誤っておるから直した、このいずれですか。どうです。

○矢野政府委員 実は私もそういう規則の細部の点につきましてはいま御指摘をいたさまで承知をいたしておりませんで、とっさの御質問でございまして私どもの立場から十分なお答えがでるかどうかわかりませんが、確かに危険物の取り扱いにつきましては御指摘のような基礎物理学あるいは化学や物理学に関する高度の知識、こういったものを当初要件としておいたものを、最近では御指摘のような形に変えてきたわけでございますが、しかし、要するにこれは危険物の取り扱いを行うに必要な知識というものがどの程度のものであるかというこの問題に結局はかかわってこようかと思うのでございます。

昨今におきましては危険物、まあガソリンスタンド等の数も非常にふえてまいっております。これに従事する人々の数もふえてきておるわけでございますが、そういう場合に、直接これを扱う人なりそれを監督する人に必要な知識というものをどの程度求めるかという問題であるかと思えます。甲種の場合には、これは全体の危険物につきまして資格を持つわけでございますから、かなり高度の知識なり技術なりを必要とすると思うわけでございますが、それにいたしましてその水準というものをどの程度と考えるかという問題で、その取り扱いの甲種試験におきましてそれに必要な条件を満たすものを内容としておると思えますので、決して危険物行政の後退を意味するものではないと考えております。

○細谷委員 私は後退があつてはならぬというところで非常に善意に解釈いたしました。この四十一年の六法を讀みましたけれども、たしか四十六年ぐらゐまでは「高度の基礎物理学」「高度の基礎化学」と書いてある。四十七年ぐらゐから、よく知りましたけれどもそのぐらゐになつてから、業務をやるのに必要な水準の基礎的な物理学、基礎的な化学ということになつた。基礎物理学と基礎的な物理学というのには、基礎的というのと基礎というのとはちよつと印象が違ふのですよ。その辺に技術者もおりますけれども、恐らくそう受け取ると思うのですよ。そういう意味において非常に高い旗を掲げながら、これが施行されてから二十年ぐらゐいてやつと直したというのはいささか定見がなかつたんじゃないか、文章だけは高く掲げておけというあれがあつたのではないか、こう思うのですよ。そこで私は、法律を受けて政令、政令を受けての省令、これは非常に消防庁自体、自治省自体が責任を持つ問題ですから、国会の目にとまらぬところだから適当に書いておけや、立派な言葉で書いておけやというふうな、そういう軽い気持ちでやられては困るということを、ひとつ大臣、少し念頭に置いていただいて今後指導していただきたい、こう思うのです。

そういう意味におきまして、私は、今度のこの規則が、大臣の趣旨説明によりまして、臨時行政調査会等のおれも受けましてやつたんだ、そしてその背景というものは、基礎というものは、去年の十月、消防庁危険物委員会が答申いたしました「危険物、準危険物及び特殊可燃物の見直しに関する報告書」、これが根拠にあると思うのですが、そうでしょう、どうですか。

〔片岡（武）委員長代理退席、委員長着席〕
○矢野政府委員 御指摘のとおりでございます。臨調答申がございました後に、この全般的見直しということになりますと、これは極めて大きな作業で影響するところも大でございます。そのために五十八年に学識経験者を中心とした危険物委員会を設けてその検討を行つてきて、その報告を踏まえて改正を行うということにいたしました次第でございます。

○細谷委員 この危険物、特に別表を中心としてこの委員会でも何遍となく取り上げられてまいりました。もつと現実に対応するよう別表に改めたらどうかということが指摘されておりました。今回危険物の別表について、ようやく本格的な、

かなり抜本的な改正をしようとする意気について私は敬意を表します。そうしなければならぬと思うのですよ。ところが残念なことには、大学の先生等を中心とした消防庁に対するこの報告書というものは昨年の十月です。そして二月にはもう法案が出ていたわけですよ。どうも準備が十分じゃなくて拙速であつたのではないか、こう思いますが、そんなことはありません、この委員会の検討中に並行して消防研究所で十分やつたんだから心配ありません、こう言い切る自信がございませう。

○矢野政府委員 御指摘のように報告のございましたのが昨年十月、その後関係方面との調整をいろいろ行ひまして、法案の形にいたしました。今回御審議をお願いをしたわけでございます。

この危険物の委員会におきましては五十数回にわたる会合を重ねまして、しかもその過程におきましてはいろいろな実験も行ひ、そういう結果を踏まえて報告をいただいたものでございませう。そういう意味で、この危険物委員会の検討結果に基づくとこの危険物の定義なりあるいはその判定基準の科学化というふうなものにつぎましては十分權威のあるものだと思つております。それを踏まえて行ひました法律改正案の準備につきましては、私どもとしては今日の時代に適合し、臨調答申の趣旨にも沿つたものと考えているところでございます。

○細谷委員 十分權威がなくて国会に法律案を出すなどというのはいささかです。そんなことはないか、拙速過ぎるんじゃないか。その証拠が今度の改正案ですよ。

現行法の別表は、一類から六類まであります。一類のこの品物はこれが限度である指定数量があるのです。今度は指定数量がない品物だけ進歩したはずの別表が指定数量のない品物だけを挙げています。品物だけを挙げておるというのは、その品物については後で個々に少し私の意見を申し上げますけれども、数量がない危険物というのは

も、了解できないとは申しませんが、あなただ方の意図が理解できません。余りにも拙速ですよ。最近よく定量的とか定性的とか言われますね。税制問題については定性的な段階を越えて定量的な問題だ、そういうふうに言われているのですよ。これはまさに今度は定量的なものから定性的なものに移ったという方向でしょう。どうしてそうなったか。拙速だからですよ、十分な試験研究をやらぬで。

○矢野政府委員 御指摘のように、指定数量につきましては政令に委任という法律案になっておるわけですが、今回の改正におきまして全

確かに危険物の委員会では、一番事故の多い、あなたの方の出した白書を見ますと、六十一年の火災発生百四十五件のうち四類というのが八十七

一般的な見直しを行ったわけでございますけれども、一つは、大きな改正としては、危険物の定義というものをその性状に依じて明らかにしてい、そしてその危険物に含まれる可能性の高いものにつぎましては、主に総称的な名称でございしますが、これの掲名をそれぞれいき、その他政令で定めるものというような規定の仕方をしていただくわけでございますが、危険物に該当するか否かというところはもう一つの大きな特徴でございますところの、一定の試験方法を導入するという点にあるわけでございます。したがって、その試験を行った結果、危険物であるかないかという

件、六〇%あるのですね。それほど四類があるのですね。これは四類で六ランクに分ける。どういうふうにランクになっているかわからぬですよ。今までのものはきちんと物質ごとに、これは数量はこのくらいだ、数量はここまでである、これ以上の場合とこれ以下の場合には取り扱いが違いますよとびしゃっびしゃっを書いてある。ないですよ、これは。そして第四類の石油類については六ランクに分ける。六ランクに分けるけれどもどれが一番危険なのか、どれがいいのか。これは割合もありますよ。まざり合っている割合によって同じものでも危険性が変わるわけです。あるいは金

ことが判定できるようにするというわけでございます。この試験の方法につきましては、これも極めて技術的でございますので政令で定めるところにいたしておるわけでございますが、そうなりますと、結局政令の段階において危険物であるかないかということがはっきりしてまいるものが少なからずあるわけでございます。したがって、それに対応する規制の対象となる指定数量もあわせて政令で決めなければならない、決める必要がある、こういうことから、今回の改正案におきましては、従来法律で定めておりましたものを政令にゆだねるといふことにいたしておるわけでございます。この点御了解を賜りたいと存じます。

属ナトリウム、危ない危ないというけれども、金
属ナトリウムが一キロと五十キロとあった場合に
大分違つてきますね、その辺の定量的なものは一
つもなくて、過去にあったものを外しちゃつて、
あとは政令に任せてください、省令に任せてくだ
さいというのは、私はこんな言葉は使いたくはあ
りませんけれども、国会の軽視じゃないかという
意見が出てもあるた方抗弁する余地はないと思
うのですよ。今まで法律でびしゃつとあったもの
の数量を外しちゃう、あとは消防庁に任せてくだ
さい、研究者に任せてください、こういうことで
す。大臣、これではちょっと拙速だという意味を
おわかりいただいたと私は思うのです。いかがで
しょうか。

でございませう。

指定数量につきましては、従来からの法律の定めております指定数量の内容があるわけでございますが、これらの点につきましては従来のもものと踏まえ、またその後の保安技術等の進歩といったようなものの観点も踏まえて、これはもちろん防災の観点から安全の確保に必要な指定数量というものを定めてまいりたい、このように考えておりますし、この点につきましては、今申し上げましたような趣旨から政令にゆだねることとしたした次第でございますので、重ねてその趣旨を申し上げます、御理解をちょうだいしたいと思うわけでございます。

○細谷委員　それは、少し頭を下げておけばあとはこの法律が通ればこっちのものだ、こういうことじゃ困るのですよ。国民の命のかかった問題、国民の財産のかかった問題なんですから、きちんとしていただかないといかぬ。そうして、これはひとつ政令の方にお任せください、省令にお任せくださいというなら、それなりの整備がされておられなければいけません。おっしゃるように試験方法がいろいろあつては困るのですから、スタンダードなもの、標準的な試験方法、これはここに書いてありますから結構です。それによつて三つのランクにするんだとか六つのランクにするんだということは、これは学者の当たり前。それを忠実に実行して確信ある別表をつくつていただきました。

この危険物の学者たちの答申の中に「危険物の品名及び指定数量」こうありまして、それに細目がありまして、第一類は三ランクでありますよ。

第二類は五ランクですか、六ランクですか、四類は六ランクですよ、こういうふうにびしゃつと書いてあるので、そのランクの指定数量というのはこんなものだろうという数字が表にありますけれども、これは法律でも何でもありませんよ。学者の答申ですよ。何も拘束力がない。あなたのほうは責任ないですよ。学者がそういう答申をしておりました、しかしそれは今後の研究課題として、法律はこういうふうになって通ったのですからそれはもう最終的には国会の責任ですよ、こういうことじゃ困るわけですよ。大臣、一言。だから、これは私は言ってみると、昨年十月に出たのですから、これは私は言ってみると、昨年十月に出たのですから、消防研究所というのがあるのですから十分検討し、試験をし、そうして追跡して、その結果に基づいて数量を表の中に入れて、六ランクなら六ランクでいいですよ、表の中に入れて法律を提出すべきだ、こう思うのですが、そうなっておりますから、何とかこれについて具体的に確信がある措置を大臣、基本的に聞かせていただきたいのです。

○樺山國務大臣　大變重要な御指摘をちょうだいをいたしておりますが、法律事項であらうと別表で政令、省令の事項であらうと、とにかくにも危険物をどうやって安全に保管をし使用をするか、その取り決めでございますから、事は重要でございまして、結果として間違ひのないような定めをしなればならないという気がいたします。

それから研究者の答申でございますが、もちろん科学的知見に基づくわけでございますから、我々素人かとにかく言うべき問題ではございませんが、そういうものを重要な参考意見として、現実に常識的に処理のできる方法をこれから早急に確定をいたしまして付表をつくってまいりたいと考えております。

○細谷委員　これは委員長に要望しておきます。

が、数量のない、定性的で素人には全くわからないようなものでは困りますから、試験結果でトレースしてみた結果、こうだという結果が出、そしてそれを公表する段階では、委員会の権限ではありませぬけれども、報告して、そして十分な協力体制をとっていただきたい、これだけを要望しておきます。本日は私の気持ちは消防法は次の通常国会ぐらいでいいじゃないか、こう思っておりますけれども、今こゝでは言いません。

そこで、ひとつ別表の内容について、今度の別表には備考が幾つついていますが、

○矢野政府委員 改正案による別表の備考は全部で二十一でございます。

○細谷委員 備考二十一。表がありますと脚注、下の方は読みぬで済む場合があるのですが、この備考二十一というのは読みぬではこの別表がわからないです。備考なんというものでないです。その備考なんというものでないような内容のものが、現行法では備考は九つですよ、倍増どころじゃない二十一、これは大変な問題です。私は、この別表というのは非常に検討不十分だと思う。一例を申し上げましょう。この備考、いろいろありますが「鉄粉とは、鉄の粉をいい、粒度等を勘案して自治省令で定める物を除く。」こう書いてあります。細かい鉄粉は爆発の心配があるのですよ。「鉄粉」と書いて小鉄粉となぜ書かなかったか。小鉄粉も爆発するのですよ。過去に日本製粉が鶴見で大爆発をやった。「鉄粉」とこゝまで書いてあるのなら、小鉄粉でも爆発するのですから。そういう不十分な備考がこゝに出てきている。

それからもう一つ言っておきますと、この備考の中に「特殊引火物」と書いてある。「十一 特殊引火物とは、ジエチルエーテル、二硫化炭素その他一気圧において、発火点が 100°C 以下のもので、又は引火点が 220°C 以下で沸点が 40°C 以下のものをいう。」「十二 第一石油類とは、アセトン、ガソリンその他一気圧において引火点が二度未満のものをいう。」「こう書いてある。アセトンは石油じゃないですよ、常識的に。化学やった人

なら、アセトンは石油類じゃないですよ。かりやめにこれは入れているのでしよう。それでその危なさを、私は数字を調べてきましたからちょっと申し上げますと、この表にもありますアセトンというものは、引火点がマイナス二十一度です。発火点が四百六十五度、沸点が五十六・三度、こうなっております。それからジエチルエーテル、引火点がマイナス四十五度、発火点が百六十度、沸点が三十四・五度、そう変わらぬですよ。そして十一のところはジエチルエーテルは特殊引火物だ。そしてアセトンは、化学的には構造式からいって第一石油類に入れるのは無理なのにこゝに入れておる。

この辺の分類は別表を総称的な表にしたいから。それが国際連合がやっておる総称的だ。私は、こゝまでくるのなら総称じゃなくて個別名できちんとやるべきだと思うのです。今までも総称があり過ぎたのです。個別名でやるべきだと思うのです。私もちょっと若いときに化学工場で、それで飯を食ったことがあるので、これはいやに気になるのです。素人に近い書き方じゃないかと思うのですが、いかがですか。

○矢野政府委員 細谷委員の専門的知識を駆使しての御質問でございますので、私どもの貧弱な化学に関する知識で十分御納得のいくお答えができません。いかとは存じますが、備考の点につきましては確かに現行の備考に比べますと数がふえてきておるわけでございます。もちろん備考も法律の一部を構成するものでございまして、それなりの重要な項目でございますが、御指摘の中にも引用されましたように、国際基準等との整合性も図って、そして一類から六類までのそれぞれの性状を皆明らかにしてそのいづれかに含めていく、こういうことでございます。

そういう意味で、純粋な化学式等から申ししますと同じものに属さないではないかという御指摘もあるかと思いますが、例えば石油、第一石油類という言葉を使つて、そういう点については純粋な意味の化学式から言う石油だけでない

ものも含まれておるといふ点は、全体の体系をつくります上からはある程度やむを得ないものと考へておるところでございますが、その内容につきましては十分検討した上で別表にしておるわけでございます。また一定の試験を行った上でこれを判定をしていくということにいたしておるわけでございます。先ほど大臣からもお答え申し上げましたように、そういう点については安全の確保の見地から厳正に行つてまいりたいと考えておるところでございます。

○細谷委員 この表は、指摘したら、これだけを一時間ぐらゐやっても足りないと思う。大切な点ですから、私もう二、三指摘しておく。

第四類三の「アルコール類」アルコールはメチルアルコール、エチルアルコール、そればかりじゃないのです。この備考の十三を読みますと、「アルコール類とは、一分子を構成する炭素の原子の数が一個から三個までの飽和一個アルコールをいい、組成等を勘案して自治省令で定める。アルコールには水が入つていますから、水の割合により引火点が変わります。ですから、十三の備考を読まない限りはアルコール類というのはわからぬ。アルコールには一個のアルコールのもの、二個のアルコールのもの、三個のアルコールのものとあります。三個のアルコールになればグリセリン、これはダイナマイトの原料になるのです。ですから、アルコール類といつたら当然化学的には一個も二個も三個も入るよ、そういうことを予想して、政令に任せ省令に任せられたからおれの方で加えるぞなんてやつたら大変なことですよ。どうなんですか、備考以外には何もないのですか。何もないというならばアルコール類などという総称は使わぬで、十三の書き方を「アルコール類」じゃなくて、一分子を構成する炭素の原子が二ないし三個までの一個のアルコールだと書けば大したことはないでしよう。いかがですか。

○矢野政府委員 一類から六類までに分けてそれぞれ酸化性の固体であるとかあるいは可燃性の固体とか引火性の液体とかいろいろ性状を示してお

るわけでございます。その性状によつて、あくまでも消防法上の危険物に対しての安全の確保の見地から分類をして、それに必要な位置、構造、基準等の規制を設けるわけでございます。したがって、純粋に工業上の化学式によるものの分類と若干入り組んでおるといふような点はあろうかと思ひます。その中でも、御指摘のように自治省令で定める濃度でございますが、そういうものは一定以下のものは除いていくということにしておるわけでございます。いわばこれは消防法の危険物に関する規制上の一つの分類であるという点については御理解をいただきたいと思ひます。

○細谷委員 指摘しますと切りがありませんから、要望も含めて申し上げておきます。私は、消防庁の方から来ましたから、第五類のアゾ化合物、ニトロ化合物、ニトロ化合物、ヒドラジンの誘導体、具体的な例がありますかと言つたら、例を言いました。その例は近代的なもので私にはちよつとわからない。わからぬけれども、あるだろうと思ひけれども、新しくこれは入つてくるのです。今までの別表になくて新しく入つた。新しく入つたけれども、具体性がないわけですよ。これは困ります。

それから次に第一類に「その他のもので政令で定めるもの」、九まで具体的な名前を挙げて「その他のもので政令で定めるもの」前各号に掲げるもののいづれかを含有するもの、これは政令です、消防庁に任せてください、自治大臣に任せてください。これはまた無鉄砲な何でもかんでも任せよ、私の胸三寸だ、こういう形になっております。これは困るのです。いかがですか。

○矢野政府委員 先ほど法律改正の趣旨の際に御説明を申し上げましたが、今回の改正におきましては、それぞれの類ごとの危険物の定義に基づききりさせるということ、そしてこの定義に基づいて危険物であるか否かの判定の試験方法を導入する、これによりまして危険物の判定を統一的に合理的に行おうとするものでございます。そのため

ればいかぬものも手が回らぬから減らしたとか、あるいはやれないとか、こういうことになってしまつては困るわけです。とりわけ、先ほど中沢委員から質問もありましたように、労働基準法の改正の方向が、こういうものからいつて四十八時間労働というのを国際的にも減らしていけ、それで四十時間を目標にやっていくということになっていきますと、それをどうしてやるのか、これも大切な問題ですよ。これは職員の数にかかってきます。

それからもう一つは、日本の真ん中の東京消防庁はどうなっているかといひますと、これは私資料をいたいて驚いたのです。化学消防ポンプ自動車は五十三年が七六・八%、五十九年が七〇%、七%も落ちていゝんです。東京は化学工場がないから当たり前だ、これはおっしゃらぬと思うのです。救急自動車、後でまた救急の問題にちよつと触れますけれども、五十三年が七四・六、五十九年が七二・三、落ちていゝんです。これも、白書を見ても、救急問題というのは消防の非常に重要なもの、そして私はこれを讀むごとに、地味だけれども、これがどれほど国民生活に大きなプラスになっているか、支えになっているか、ということが私も痛いほどわかるわけです。ところが救急自動車は逆に二・三%も減つていゝておる。東京都の消防職員が八二・八%五十三年度にあつたものが、五十九年になりまして七〇・七です。一三%へっこんでいゝんです。これは、消防力の基準はかくかくでございまして、政府の補助対象はかくかくでございましてと法律には書いてありますけれども、やつてないじゃないですか。東京消防庁は直接消防庁がやることではないにしても、これでは指導が行き届いておるとは言えないと思うのです。いろいろあるかもしれません。財政状況もあるかもしれません。しかし、これじゃ困るわけでありまして、やはり基準というのを設けた以上は、その基準が高いほい、いや、どうせ文字じゃないかといふつもりで書いておるなら別ですよ。しかし、これはもう昭和二

十年代からずっとやつていゝ基準です。一向改善されてないです。どういたしますか、お答えいたしたい。

○矢野政府委員 消防基準につきましては、消防の施設、装備の水準の向上を目指す重要な目標として、今後ともこの目標に向かって充実を図つていくよう努力をしまひたいといふ基本姿勢を持つておることはもちろんのことでございます。

内容的に、全国の施設面につきましては、これは財政事情その他の事情もあらうかと思ひます。財政事情等もあらうかと思ひますが、全体としては向上しつつある。東京消防庁におきましては一部御指摘のような事例が見られるわけでございますが、東京消防庁の消防の水準がそのことだけで低下をしたとは直には考えられないと思ひます。いづれにいたしましても、財政問題等いろいろ厳しい状況ではございまして、今後ともその充実を図つてまいりたいと思ひます。もちろん消防基準そのものは、過去に何回か見直しも行つておるわけでございます。その時代の趨勢に應じて、必要のある場合には見直しをしていくべき性質のものと思つておりますけれども、この消防基準そのものの水準に対する現在の達成率が必ずしもまだ十分でないといふことは御指摘のとおりでございます。その点につきましては、私どももこれからさらに強力に指導してまいりたいと思ひます。

また、消防職員につきましては、実は御指摘のとおり率は下がつてきております。施設の充実に比べて職員の充実の度合いが低い、これは行政改革に伴う定員の問題等いろいろ周辺の背景となる状況があるわけでございますが、そういう点につきましても、もちろんこれは充足をさらに目指していかなければならない性質のものでございまして、ただ、一方におきましては、消防戦術面の機動的な運用、例えば消防自動車車のペー運用といふような形によりまして、できるだけ合理的な方法で消防活動がスムーズにできるように対応してま

いる必要があると考えておりますし、またそのように指導してまいりたいと考えております。

○細谷委員 かつて、随分古い話でありますけれども、この地方行政委員会は東京消防庁を視察したことがあります。四十年代だと思ひますけれども、そのころの機器の充足というの私の記憶では大体七〇%くらい、ところが職員の充実というのが五二・三%くらいだった。極めて不十分だった。ところが、今日依然として、八〇%もあつたものが七〇%に落ちてしまつた。これでは魂を入れておらぬ。仏だけはつくつてゐる。私も政令で操ることが出来る、そういう仏像をつくるということではないけれども、そういう仏像をつくるというふうな法律、政令、規則、そして、それを着実に実行するため最善を尽くすことが大切だと思ふのです。基準はあるけれどもなかに等しい感じなので、大臣、そうならば、これだけは国民に対して守りますよという決意を込めた新しい基準を設定した方がましではないか。そしてこれをクリアしたらその次、これでもいいと思うのですが、その辺御感想をお聞かせいただきたい。

○梶山国務大臣 長い基準があるわけでございますから、一つの物差しでございまして、充足率が十分に伸びないといつてその物差しを変えることは、これもまたいいかがななとも思ひます。その充足率を高めるために今後とも努力を払つてまいりたいと考えております。

○細谷委員 ぜひひとつ、絵にかいたもちでは困りますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。あと、時間がありませぬから、最後に救急業務の問題についてお伺ひいたします。

消防庁長官、今年の四月十一日に東京消防庁救急業務懇話会の都築会長から東京消防庁総監に出された救急業務に関する答申というのがございまして、五月七日の読売新聞の解説欄「救急隊員にも医療行為を」という見出しで新聞に出ておりました。この都築さんの答申をお読みになりましたか。

内容につきましては、この答申は、最近における在宅医療等の進展で、自宅で例へば輸液とか投薬、あるいはカテーテルなどをつけることによつて医療処置を継続しておる救急患者、これに的確に対応するために適切な応急処置のあり方、これに伴ひ必要となる教育訓練の内容を提言したもので、このように受けとめております。

○細谷委員 この答申の中にも指摘がありますように、日本とアメリカを比べてみますと、救急業務で行つたのが途中で息絶えちゃう、どうにもならない重症になつてしまふという例が日本では非常に多い。アメリカではずっと日本よりよくなつていゝといふことが例として出されております。その場合に、医療行為との境界線の問題がありますから、それをどうやって調整していくのかという問題が日本の場合には確かに一つの大きな問題ですけれども、よく救急車が鳴らしながら走つていくのを見て私は御苦勞さまだなと思ひます。中には、飲み過ぎで使つていゝといふのはないにしても、必ずしも救急車に無理をかけなければならぬといふほどではなかつたといふ例も聞かれます。よ。それでは困るのであつて、救急車が本場に住民の救急の役に立つように、そしてその救急の目的が達成されるようにあらゆる努力を払わなければいかぬのではないか、こう思ひます。

これは大臣、救急業務についての職員の数の問題も関連してきますが、だんだんこれを省略したりなんかしてゐる、あるいは今の勤務状態というのをうまくやりくりしようとする動きもなくなつていゝです。うまくいゝのは、私は具体的に申し上げませんけれども、あるのですよ。それでは困るのであつて、その辺の救急体制というものを本場に国民のニーズにこたえられるように対応していただきたい、こう思ひますので、長官の決意なり大臣のこれについての決意、これを讀んでの抱負といふものをここに明らかにしていただきたい、こう思ひます。

○矢野政府委員 昭和三十八年に救急業務を消防法の中に取り入れまして義務化してまいりました

た。その間、国民のニーズに対応いたしまして救急の搬送人員も年間既に二百数十万人に達するというような、消防行政の中でも非常に重要な分野を占めるようになってきておるわけでございませう。それに対応いたしまして、救急隊あるいは救急車等の施設、機材の充実も図ってきたわけでございませうが、今後の大きな問題としては、救急隊というのは元来は、スタートのときには、搬送する、病院に運んでいくことを目的にしておったわけでございませうが、究極の目的はやはり少しでも人命を助けるということにあるわけでございませう。そういう観点から医療行為との関係の問題等いろいろ難しい点はございませうけれども、できるだけこの救急という制度がその目的にかなうように今後さらに十分な検討を進めてまいりたいと考えております。

○細谷委員 やつていただかなければいけません。ちよつと関連して申し上げておきますが、例えば消防職員の人数を決める法律上の条項があります。その条項のファクターが変わっております。人口十万人で割って一・〇を掛けるとか一・一を掛けるとか、そのファクターが変わっているのです。どういふ根拠でやったかは我々にはわかりません。こういう問題もきちんとしてもらいたい方がいいたすね。法律で出てくるそのファクターは別表に書いてあるのですから。しかし、その別表はときどき変わっているわけです。苦しくなったら別表を変える、こういうことはあつてはならぬと思ひますが、これはひとつそういうことにならぬようにしていただきたい。

○矢野政府委員 御指摘の点は消防力基準の改正にかかわる問題であるかと思ひます。御指摘のように昭和五十年にこの基準の別表について補正係数を変えておるわけでございませうが、これは予防要員、警防の方ではなくて予防警察行政に従事する要員の数の算定方法を変えたわけでございませうけれども、このときに、従来では予防要員といふゆる一般庶務要員を含めて一定の算式にしておつたわけでございませう。端的に申しますと、人口

十万人に対して十四人、十万人の十三としておつたものでございませうが、それに補正係数を掛けておる。改正をいたしましたそのときの新しい基準では、今度は庶務は除きまして予防要員だけの人数を決めたわけでございませう。それについて十万人につき十四としたわけでございませうが、その際に補正係数の一部を手直ししたわけでございませう。ただ、これは補正係数を手直ししたために一部人数が下がるような向きが出てきたわけでございませうが、それは決して消防力の後退ではなくて、従来は庶務要員まで全部含めた人数にしておりましたものを予防要員にしたわけでございませうから、予防行政としてはむしろ充実になった、このように考えておる次第でございませう。

いすれにいたしまして、消防力基準に伴うところの要員の人数につきましても、やはり時代時代の变化に対応した考え方も必要と思ひますので、全体として消防力の向上になるように常に基準の見直しに当たつてはそういう姿勢でやってまいりたいと思ひております。

○細谷委員 大臣、今一連の救急業務とか消防力の基準の達成というところについて申し上げたわけですが、ひとつ大臣のお考えを最後にお聞きしたい。

○堀山国務大臣 国民の生命、財産を守り、快適な生活を保障することは何よりも大切なことでございませう。ですから、この消防力の充実、広範な意味での消防力の充実あるいは救急体制の整備、そして救命救急センターその他に連絡をする有機的なことをこれからもっとも重要視をしながらやっていかなければならないという感を深めておりますし、そのために努力をしてみたいと考えております。

○細谷委員 終わります。
午後零時十分休憩

午後一時十四分開議

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。小谷輝二君。

○小谷委員 消防法の一部改正につきまして、断片的ではございますが質問をいたします。
第二次臨時行政調査会の最終答申で「消防法令で指定されている危険物、準危険物及び特殊可燃物については、指定品目の見直しを行う」、こういうふうな答申が出たわけでありますけれども、これを受けて今回改正されたものと思つております。ところが、この答申は五十八年三月十四日にあったものと思つておるわけですが、その後五年間今日まで経過しておるわけです。これはどういふ理由でこの答申を受けてから五年間も放置してあつたのか、それとも特別な事情があつたのか、その点はいかがですか。

○矢野政府委員 御指摘のように第二次臨時調査会、これは最終答申でございませうが、五十八年三月十四日に危険物等の見直しの指摘があつたわけでございませう。

消防庁といたしましては、この臨時行政調査会の答申に立つて早速昭和五十八年九月に学識経験者で構成されます危険物委員会を設置したわけでございませう。すなわち、答申がありまして半年後に委員会を設置いたしました。何分にも危険物の範囲の見直しということになりますと、これは国際的な基準との整合性もとつていかなければならぬというふうな問題がございませう。また、さまざまな新しい物品、その後の科学技術等の進歩を踏まえた綿密な検討がされなければならぬというところで、この危険物委員会におきまして危険物等の生産、流通実態の調査、あるいは国連において検討されている危険物等の試験方法についての調査、あるいは試験方法の適否を判断するため

のさまざまな試験の実施、あるいは生産、流通に関する関係者の意見調査など、大変広範な事項について慎重に検討を重ねてきたものでございまして、これまで小委員会を含めまして四十九回開催をいたしました。昭和六十二年、最終年度に

おきましては十三回開催しておるところでございませう。そしてその結果、危険物等の指定品目に関して六十二年十月に「危険物、準危険物及び特殊可燃物の見直しに関する報告書」として検討結果を取りまとめたところでございませう。

その過程におきましては、さまざまな実験なども含めて大変幅広い角度から検討が行われたために、やはり相当の時日を要したわけでございませう。その検討結果に基づきまして、今回、危険物の判定基準の合理化等を図るために危険物の定義を明確にすると同時に、試験による危険物の判定の方法を導入するなど所要の改正を行おうとしたものでございませう。

○小谷委員 いすれにいたしまして、科学技術の進歩著しい今日、答申を得てから慎重審議、検討されたと思ひますけれども、余りにも長過ぎる。したがって、このような現在の状況の中では、直ちに新しい科学技術に基づくところの危険物等々の指定なりまた見直しなり、これはその都度直ちに

行ふべき性格のものである、このように思つておるわけですが、その点、今後十分迅速な対策をとるべきである、このように思つております。
さらに、第二次臨時行政調査会の最終答申で、資格制度の見直し、また検査・検定制の簡素化等の提言がなされておるわけですが、その後どのように改善がなされたのか、この点はいかがですか。
○矢野政府委員 五十八年三月の第二臨時調査会の最終答申におきましては、御指摘のように特に資格制度の見直し、検査・検定制の見直しにつきまして、危険物取扱者試験及び消防設備士試験事務の民間委託、それから危険物取扱者講習及び消防設備士講習事務の民間委託、消防法、高圧ガス取締法、労働安全衛生法及び石油コンビナート等災害防止法、このいわゆる保安四法に係る共管競争検査の排除、危険物等の指定品目の見直し等について指摘がなされたところでございませう。
この指摘、答申を受けまして、資格制度に関しましては、昭和五十八年の消防法の一部改正によりまして危険物取扱者試験それから消防設備士試

験事務については指定試験機関制度を導入をいたしました。検査・検定制度に關しましては、当庁単独で措置できるものにつきましては、鋭意改善措置を講じてきたところでございまして、今回のこの危険物等の指定品目の見直しに係る法改正により、当庁単独として行うものはすべてこれで行なうこととなるわけでございまして、また、当庁単独だけではなくて関係省庁にまたがる事項につきましては、昭和五十八年九月に、関係省庁間で具体的な検討を行います保安四法関係許可事務合理化連絡協議会、これが設置されまして、この改善方策が昭和六十年年度中に取りまとめられまして、消防庁といたしましては、設置・変更許可申請あるいは届け出の重複申請の調整、それから完成検査の重複の調整など、実施事項のうち昭和六十一年度中に措置すべきであるとされた事項につきましてはすべて措置をしたところでございまして、

なお、実施事項のうち臨調答申でも指摘されております指定検査機関の相互乗り入れの問題につきましては、これは当庁の所管をしております危険物保安技術協会の技術力を向上させるということにより、そのための条件の整備を図ることとしたところとございまして、

○小谷委員 現行法で危険物として規制されておりますアルミニウム箔とか生石灰、濃硫酸等が今回の改正によりまして危険物から除外されております。アルミ箔なんかの場合は、これを危険物に指定した理由は、それはそれなりの根拠があつて危険物に指定されたはずなんです。ところが今度のは危険物から非危険物としたのはどういう理由なのか。当初危険物と指定した根拠はそれなりになつたのかどうか。また一方、見方によれば安全性とか災害防止という面からこれは後退したことになるのか、こういう危惧があるわけですが、この点はいかがですか。

○矢野政府委員 御指摘のように、現行の法律ではこれは第二類の金属粉Aというところで、アルミニウムの粉、箔それからリボン等を掲げておる

わけでございます。今回消防法の改正を行うに当たりましていろいろ検討を重ねました結果、現在実際に流通しておりますところのアルミニウムの箔は、今度の改正法案の別表に掲げております可燃性固体の性格を有しておりませんで、消防法上の危険性がないことが明らかにされたので指定を行なうことがございまして、

現在の消防法におきましては、アルミニウムの箔を、先ほど申し上げましたように第二類の危険物の金属粉Aというものに該当するとされておるわけでございまして、この指定を行ひました当時、法律に掲げました当時の考え方では、アルミニウム箔全体が危険物であると考えられておつたようでございまして、実際に運用の上では、その危険性も勘案をいたしまして、昭和二十七年ごろからは厚さが千分の六ミリメートル以下の非常に薄いアルミ箔だけが危険性があるということで、危険物の対象に規定しております。實際上流通しておりますアルミニウムの箔は危険物とされておらず、つまりそんなに薄いアルミ箔というのは現実には流通していないこととございまして、そういう意味で、アルミ箔につきましては危険物の対象に今回はしていないわけでございまして、したがって、実態的に見まして、アルミニウムの箔を外したということは安全性や災害防止の面から見て後退したということではないわけでございまして、

それからもう一つ御指摘の濃硫酸あるいは生石灰でございますが、濃硫酸につきましては現在第六類、生石灰につきましては第三類でそれぞれ別表に掲げておるわけでございまして、この二つも今回の改正により危険物から除外されることとなるわけでございまして、今回の改正で各々の危険物の定義を明確にいたしました結果、火災予防上の観点からは危険物として規制するだけの危険性を有しない。例えば生石灰にいたしても、熱は出しますけれども炎を出すというものではないといふようなことから、これはそういう判断に立つて外したわけでございまして、

ただ、濃硫酸とかあるいは生石灰等は、そういう危険物ではないとしても、消防活動時において人体に有害な腐食性物品であるという性質を有しておりまして、消防活動の際には十分な配慮を必要のある物品でございまして、消防機関においてこれらの物質の貯蔵、取り扱いの実態を引き続き的確に把握しておく必要があるということから、今回の危険物の指定品目の見直しに伴い、これらの物質につきましてはいわゆる消防活動阻害物質として指定をし届け出を義務づける、このようにいたしておるところでございまして、

○小谷委員 濃硫酸、生石灰は非危険物ということにして、貯蔵に対しては消防活動阻害物質として届け出の義務をつけるということでありまして、これはどうなんですか、罰則規定は盛り込まれておりますか。

○矢野政府委員 ただいま申し上げましたように、この消防活動阻害物質の貯蔵、取り扱いの実態を消防機関が把握する必要があるわけでございまして、その把握をできるだけ確実なものにして、その物質が持つておりますところの火災時の特異な、しかも重大な危険性について有効な対策を立てることができるようになるために、消防活動阻害物質の貯蔵、取り扱いの届け出を怠った者に対する罰則としては十万円以下の罰金または拘留、この罰則を今回新たに設けることといたしております。

○小谷委員 さらに今回の改正で、市町村長が危険物の製造所等の設置許可を取り消すことができようになり、新たに規定を明文化するということがございまして、設置許可を取り消す必要のある製造所に対して、明文の規定がなかったもので処理できなかったという事例が今まで何件かあるのですか。これはどうですか。

○矢野政府委員 今回の改正におきまして、危険物施設がその違反の状態に陥つた場合には、使用停止命令等の措置が講じられたとしても、そのまま長期開放された場合には安全管理上それから

火災予防上の観点から極めて危険な状態になるというこの判断の上に立つて、許可の取り消しの規定を設けるということにしたわけでございまして、御指摘のように従来この点については明文の規定がございませんでした。明文の規定がないけれども、行政法上の一般理論では取り消しができるのではないかと、こういう説はございまして、ただ、やはり明文の規定がないということになりますと、これは関係者の既得権益の剝奪につながる許可の取り消しということとございまして、やはり権限を適切に行使することはなかなか難しい状況にあると考えられます。

お尋ねの、現実には明文の規定がなかったために消防機関がやろうとしても有効な措置が講じられなかった例があるかということとございまして、特に具体的な事例は把握しておりませんが、今度の改正に關しましては、いわゆる現場の消防機関の意見を随分聞きまして、そのときに、この許可の取り消しの規定を設けてほしい、こういう要望がかねてから出ておつたわけでございまして、そういうことから判断いたしますと、恐らくそれないしそれに近いような事例がやはり実際の場にはあつたのではないかと、こう考えております。今回法令上の明確化を図ることによりまして、関係者の既得権益に十分配慮しながら取り消し権限を適切に行使することが可能になるわけでございまして、違反処理の公平、適正化を進めることができるものと考えております。

○小谷委員 乙種危険物取扱者試験、この受験資格について実務経験等受験資格の要件が緩和されております。今までは六カ月以上の実務経験を有する者ということであったが、これは削除、実務経験がなくともいいということと、これはどういう理由でこういうふうにしたのか。

それともう一つは、この取扱者の実務経験が不足なため、経験がないために安全確保上問題がないのかどうか、心配な点が起るわけですが、この点はいかがですか。

○矢野政府委員 今回の改正によりまして、乙種

危険物取扱者試験の受験資格から実務経験の要件を削除することといたしましたがねらいは、できるだけ広く一般の国民に危険物に関する知識、技能の普及を図ろうという考え方があったわけでございます。現在乙種について六月以上という実務経験要素を加えておりますけれども、現実には、その試験の内容に十分それに必要なだけの内容を備えるならば必ずしも実務経験を要しない。したがって、むしろ実務経験を削除した方が危険物取扱者試験の乙種の受験が容易になりまして、危険物に関する知識、技能を有する人の数が増加することになる。現在年間約四十万人ぐらゐの受験希望者があって、最近はやいセンス時代と申しますか、若い人でも受ける人が非常にふえてきているわけでございます。そういう観点から、危険物に関する自主保安管理の責が上がる、危険物の安全確保に資する期待が持てる、このように考えているところでございます。

なお、受験資格から実務経験の要件を削除することによりまして、甲種あるいは乙種の危険物取扱者として危険物の取り扱いに立ち会ひの業務に従事することが可能になるわけでございますが、これらの者に課される危険物取扱者試験の問題内容につきましては、先ほど申し上げましたように、その実務に即したものにしようという等充実を図ることとしておりますが、危険物取扱者の中から選任される危険物保安監督者の選任要件については、これは危険物取り扱いの実務経験を加えるという措置をとることによりまして、危険物の安全確保に問題が生じることのないよう配慮しておるところでございます。

○小谷委員 火災発生時の有毒ガス対策についてちょっとお尋ねしますけれども、最近火災事故といたしていろいろ報道があるわけですが、それの中でも、その中で特に目を引くのが要するに火災の際に発生する一酸化炭素中毒、これによるところの死亡事故と言われる、俗に言う煙の死、煙死と言われるものが非常に多いわけでありまして、特にこの点について、一般的には火災の場合に死者は煙死という報道がされておりますけれども、要するに煙死、一酸化炭素中毒による死亡、この実態は消防庁は掌握されておりますか。

○矢野政府委員 消防白書の死因別の死者の発生状況を見ますと、昭和六十一年中におきましては、一酸化炭素中毒、窒息等による死者の数は、これは放火自殺者を除きますと五百十五人でございます。全体の死者の数が千二百五十七人でございますので、全体のうちの四一%がそういった一酸化炭素中毒等によって亡くなつておる、こういう状況でございます。

○小谷委員 これは大惨事として記憶に新しい伊豆熱川温泉のホテル大東館の旧館の火災があつたわけでありまして、きょうその公判が午後行われるやに聞いておりますけれども、これは御承知のように木造三階建てという低い建物の中で、二十代の若い人たちを含めて二十四人も大量な死亡者を出した常識的には考えられないような事故であつたわけでございますけれども、この火災が起つた状況、またこの犠牲者の方々の血液鑑定を見たら、大半の人が一酸化炭素を吸い込んで、火災が発生したときには既に仮死状態かもしくは死亡していただたのではないか、このように見られているわけでありまして。

また、大阪市の生野区におきまして、わずかに十坪余りの小さい二階建ての住宅火災で就寝中の家族八人が死亡した。これも部屋の中は後ほど見ても何一つ焼けていなかった、亡くなった犠牲者はやけどもしていない、こういうふうなことで、地元では新建材等から出た一酸化炭素による、有毒ガスによる中毒死、このように報じておられるわけでございますけれども、このような煙死と言われでございまして、この死亡率が、今お聞きしまして、消防白書にありますが、今お聞きしまして、このような状況に対して消防庁としてはどんな対策、措置を今日までとつてこられたのか、この点御説明いただきたい。

○矢野政府委員 御指摘のように、火災に際して煙によって死亡するという問題は、消防の対策上も極めて重要な問題であると思ひます。したがつて、建築物の防火対策におきましては、煙等の燃焼生成物について十分配慮して対策を講じていく必要があると思ひます。

旅館、ホテル等におきましては、火災の初期段階で発生する煙をとらえて早期に対応できるような、一定の箇所に、例えば廊下とか通路とか地階とかあるいは窓のない階、こういうところに煙感知器を設けて自動火災報知設備の設置を義務づけておるところでございます。また、一般住宅におきましては、ただいま大阪府における一般住宅の例を御引用でございますが、住宅の火災というものは一番多いわけでございます。一般住宅において早期に火災を発見することが必要でございますので、現在簡易型の、家庭でも使えるような煙式の火災警報器の開発を行つて、一般住宅における対策を進めていきたいと考えておるところでございます。

昭和六十一年に火災における燃焼生成物の毒性に関する調査研究会を設けて、その研究の結果をいただいておりますが、この研究結果によりまして、燃焼状態と呼んでおりますが、いふされた状態において有毒な燃焼生成物が相当程度発生をする、そのほか以前に段階に煙感知器で感知しておるわけでございます。そういう意味で、やはり防対策の上からは一番必要ではなからうかと考えております。さらに、防炎性能、炎を出すことを防ぐ性能を持つところのカーテンとかじゅうたんの使用というようなものも煙の発生総量を抑えるという意味から有効であると考へておりますので、そういったものの普及を図つてまいらる努力をしておるところでございます。

○小谷委員 消防士の皆さん方は、火災が発生すれば、報知があれば直ちに現場に行つて火を消す、あわせて人命救助、こういう任務に当たられるわけでございます。消防士の皆さん方は身を挺して努力をして現場に駆けつけて、飛び込んで、まず人命救助にかからうとするわけですが、既に煙の出た時点で有毒ガスによるところの煙死という状況が起つておるといふことになれば、これは日ごろの訓練も本場の意味では生きてきません。そういうことになるわけでありまして、そこで消防庁は、今いろいろ説明がありましたが取り組まなればならないのではないか。というのは、まずこの有毒ガスを発生するような品物、この規制からかななきやならぬじゃないか。またそれでもし発生した場合に、直ちにそれがそこに住んでいる人なり近所なり関係者なりに報知できるような装置、これも必要であらうということなんですけれども、そういう緊急な対策に今直ちに消防庁が本気になつて取り組んでいかなければ、このような惨事を絶つことはできないのではないかと、このように思ふわけなんです。そういうような点については、ただ単なる報知機だけではなしに資材、有毒ガスを発生するような例えば新建材または化合物等の表示とか認識とかPRとか、そういうものにも消防庁は取り組むべきではないか、こう思ふのですが、この点はいかがでしようか。

○矢野政府委員 御指摘のように、火災時に燃焼する煙による死者が多いということに対する対策は、ぜひ有効適切な方途を考へる必要があると思ひます。先ほどお答え申し上げましたのは、研究会の調査結果において、やはり煙の感知が何といつても一番重要だ。煙を感知できれば有毒ガスが多く発生する以前に必要な避難なりあるいは初期消火ができるというぐあいに考えられるわけでございます。ですので、消防機関としてはどうしてもその方の方に力を入れていくというのが本来の姿ではなからうかと思ひます。

ただ御指摘のように、いろいろ実際に建築あるいは中の家具とか設備などに使われておりますものによつてシアン系統の有毒ガスが発生する場合もありましようし、あるいは広く有機物につきましては必ず一酸化炭素が出てくるわけでございます。

すので、そういう意味からできるだけそういう煙、有毒ガスを発生する材料についての対策を打つ必要があるということも、これも十分理解できるわけでございます。ただ、実際の建材なり、あるいはかなり大型の備品というようなものにつきましても、そういう観点だけから直ちに規制をするということについてはまだいろいろ問題もあるかと思ひます。現在、消防庁で力を入れておりますのは、そういった煙感知対策以外にやはり防炎物品、特にじゅうたん、カーテン、寝具あるいは寝巻き、こういったものについては、できるだけ燃えにくい防炎物品を使うという方面からの対策を講じておるところでございます。今後、煙対策につきましても私どももさらに総合的な観点からよく研究し、有効適切な対策を進めることに努力してまいりたいと思ひます。

○小谷委員 消防庁の消防関係の研究等では、いろいろなもの新建材等の有毒ガスの発生状況等を検査されておるようでございますけれども、一般消費者にはこれは全く十分わかっていないという状況であります。消防庁は、少なくとも有毒ガスの最も発生しやすい建材等につきましても、これは人の多数出入りするところとか、また旅館、ホテルとか病院とか等々、こういうふうなところには使用しない、してはならないという法的な規制をもうちょっと厳しくやるべきではないか、こう思ふわけです。ただ建築基準法上、また消防法上、一部規制があるようでございますけれども、これは全く十分なものとは考えられませんが、この点、現在消防庁としてどの程度までの規制をしておられるのか、これで十分と思つておられるのか、その点はいかがですか。

○矢野政府委員 煙による死者発生の問題は大変大事なことでございますが、もちろんこのことについて消防庁としてもさらに真剣に取り組むべき問題だと考えております。ただ、この燃焼生成ガスの毒性というものがどういふ毒性を持つのかということについては、これは試験方法とか評価方法が、まだ国際的、世界的にも実は定まってい

ないという点がございます。現在、国際的な機関であるISOの場でいろいろ審議、検討されている段階でございます。規制という問題は、そういう観点から国際的な整合性といふことが、センサスというふうなものをもちろんでる必要があるわけでございますので、そういう国際的機関における検討の結果をも踏まえていかなければならないということでございます。

また、消防庁自身としては、消防研究所におきまして従来からほかの研究機関と協力しながら研究をしておるところでありまして、先ほど申し上げましたように、これに対してどのようなものを使えばどういふ有毒ガスが出るのかというようなことを、よりの確に確認をされる方策を講じていかなければならないと思ひます。そういう意味では、現在消防庁がやっておりますのは、先ほどからお答え申し上げておりますように、どうしてもやはり煙感知器、特にこの煙感知器について、より性能の高いものを普及させていく、いわゆる誤作動と呼んでおります非火災報、これができるだけ少ないような有効な煙感知器を開発していく、やはり当面はどうしてもそちらに重点が置かれてくるわけでございます。この点については、不特定多数の出入りするところについては必要な規制はもう十分講じておるわけでございますが、さらに一般住宅等についても簡易なもの開発を今後進めて普及を図っていききたい、こう考えておるところでございます。

○小谷委員 火災報知機、これも確かに一つの有効な策かも知れませんが、特に身体障害者の施設とか老人ホームとか病院とか、またホテル、映画館等々についてはもう規制されているようでありまますけれども、そのほかマンション、また雑居ビル等々、一般家庭は言うに及ばず、ここらには建築基準法上もこういう有毒ガスを発生するような資材を使用することに対する制限、規制は何らないようでありまます。ここらは大きな問題が起これるのではなからうかという心配もありまます。それに対する品物、特に病院なんかの施設でも寝具、

備品は規制されていませんね。ところが、寝たばことかそういうことで火災というのが起る原因が多い。ところが、これに何も規制がありませんから、ここらに問題がまた起ってくるおそれがあるのじゃないか、こういう点も今後検討すべきではないか、このように思ひます。この点はいかがですか。

○矢野政府委員 特にそういった病院とかあるいは老人福祉施設等における備品の問題については、確かに御指摘のような点があるかと思ひますが、備品は比較的簡単に移動できますので、違法状態、適法状態を判断するのがなかなか難しいという点はあろうかと思ひますが、いわゆる防炎製品、煙をできるだけ出さないもの、燃えにくいもの、これの普及をおっしゃるようにつけていかなければならないと考えております。

○小谷委員 最近の消防、また救急医療について、ちよつと大臣にお尋ねしてみたいと思ひます。本年は、自治体消防が発足して四十周年という佳節を迎えたわけでございますが、住民の生命、また財産を守り、安全な地域づくりを進めるためにも、今後一層消防力の整備充実が期待されておるわけでありまます。梶山自治大臣は昭和二十年ごろの当時、地域の消防団員の一人として若き日に消防活動に直接携つてこられたというふうな何に倣つております。そこで、自治体消防発足四十周年という佳節を迎えて、現在その最高責任者である自治大臣として、消防防災体制の充実についてお考えをお伺いしておきたいと思ひます。

○梶山国務大臣 自治体消防として戦後再発足して以来四十年間に、消防の組織、施設、人員等の整備が着実に進んでおりますけれども、一方で、社会経済の進展により災害の態様も複雑多様化、大規模化する傾向が強まっておりますことは御案内のとおりであります。したがって、安全な地域づくりを進める上で、消防防災体制の充実が極めて重要な課題であると認識をしております。このため、まず常備消防について、消防自動車を初めとする消防施設の整備とその装備の科学

化、高度化の推進、職員の資質の向上等を進めるとともに、消防団については、地域の消防体制の中核として機能し得るよう、その一層の活性化を図つていく所存であります。また、大規模災害が発生した場合に、消防力の広域的な運用をより迅速的確に行うことができるよう、広域応援体制の整備を一層推進していく必要があると考えております。さらに、消防機関のみならず、住民、事業所も一体となり、適切な役割分担のもとに安全な地域社会づくりを進めていくことも重要であることと考えております。

今後とも国民の生命、身体及び財産を守る消防を所管する大臣として、各般にわたる消防防災体制の整備について最大限の努力を傾注してまいり所存でございます。

○小谷委員 自治大臣は三月一日の本委員会におきましても、所信表明演説の中で、広域応援体制の整備推進について述べられておりますが、ヘリコプターの活用について広域体制を整備すべきではないか。これは欧米諸国にも、既に西ドイツ、スイス等におきましては重症患者の搬送等、専用のヘリコプター等でかなりの実績と成果を上げておる、こういう点も見られるわけでございます。我が国におきましても、この点について調査研究会を設けて準備を進められておると聞いておりますが、このヘリコプターの開発はもとより、ヘリコプターを利用した救急医療システム、この構造、考え方、これは消防庁独自で全国的なこういう体制網をつくっていくような考え方があられるかどうか、この点はいかがでしょうか。

○矢野政府委員 ヘリコプターによります救急患者の搬送につきましては、現在、離島などを有する都道府県等においては自衛隊のヘリコプターなどを利用するシステムを持っておりますところもございまして、また消防ヘリコプターの活用につきましても、現在大都市の消防本部が約二十機持つておりますけれども、この広域的な運用を積極的に図ることにより、重篤な救急患者の搬送を行つておるところでございます。

ただ残念ながら、消防専用ということになりまして、今申し上げましたように大都市を中心としてまだ約二十機でございます。この消防におけるヘリコプターの活用につきましては、救急の問題あるいは消防活動等含めましてさまざまな目的があるわけでございますが、ぜひとも広域応援体制の整備のためにヘリコプターネットワークの拡充整備を図ってまいりたいという観点から、本年春に消防審議会に広域応援体制のためのヘリコプター網の整備のあり方について諮問をいたしまして、現在審議をお願いしておりますところでございます。今後答申を待ってヘリコプター利用システムの確立に努めていきたいと考えておりますが、今後の消防行政の中でも最も重要な課題の一つであると考えております。

○小谷委員 瀬戸大橋が今回開通いたしました、本州と四国を車なら十分間で結ぶという、まさに夢のかけ橋、関西経済圏と中国、四国地域の交流で一緒に発展になり、地域の活性化、広域経済圏の形成の大きな基盤となる、こういう状況で立派な橋ができたわけですが、この防災体制、これもゆるがせにはなりません。また、午前中に中沢委員の方から質問のありました長大トンネル内の火災、すなわち青函トンネル等の防災体制、これももともと検討を加えて災害時に直ちに対応できるように措置が必要であろう、このように思います。

さらに、最後になりましたが、最近の消防防災事業、これは、特に近年の化学物質の高度な開発とかビルの高層化、地下街の発展、道路交通網等のスピード化等々、時代に対応した対策が必要であらう、このように思います。いずれにしても、国民の生命、財産を守る重要な使命があると思っております。この点につきまして所管大臣の所信をお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○梶山国務大臣 御指摘のように、近年の技術革新の進展に伴い、災害発生時の潜在的危険性が増大するとともに、その態様も複雑多様化する傾向にあり、国民の生命、身体、財産を守る消防の重要

性はますます高まっておりますと認識をしております。

そこで、消防に課せられた責務を今後とも十分に果たしていくため、複雑多様化する災害に適切に対応できるよう、科学技術の進歩や技術革新の成果を積極的に取り入れていくとともに、大規模化、広域化する災害に対し、広域的な応援体制の確立を図るよう、消防体制の整備充実を今後とも一層の努力をしましてまいる所存でございます。

○小谷委員 終わります。

○松本委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後一時五十九分休憩

午後二時十六分開議
○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。柴田弘君。
○柴田(弘)委員 ただいまの質問で同僚の小谷議員から法案の中身等々につきましてはいくつに入り細に入り御質問がありましたので、私は変わった観点から、一つは救急救命医療体制の整備の問題、そしてまた広域圏の防火防災体制の問題、この問題につきまして自治大臣、消防庁長官を初め関係各省にお尋ねをしていきたい、このように思います。

そこで、救急救命医療体制の整備の問題であります。大臣も御案内のように、先日中国で、高知学芸高校の修学旅行の際に大惨事に遭遇して、多くの将来性ある若いという命が犠牲になったわけでありまして、私自身も心から哀悼の意を表したいわけでありまして。とともに、中国側の献身的な協力により何人かの命が救われたということに對して、心から感謝の意を表するものであります。

そこで、この事故を通して私が痛感をいたしましたのは、いよいよ国際化時代を迎えまして外国に出かける人が多くなつてきておるわけでありまして、また、日本の場合は団体で出かけるケースが多

いわけでありまして、海外には医療の十分でないところも多いわけでありまして。そうしたところではいゆる大惨事が起きたときには、間髪を入れずに医療団を派遣する体制というものが整備をされていなければならぬ、このように思っているわけでありまして。

まず外務省にお尋ねしたいと思うのですが、この中国の上海の事故を通して外務省としての問題意識の中で、間髪を入れずにこうしたいわゆる医療班を派遣する緊急体制の整備ということについてはどういった認識をお持ちになり、どのように対応される方針であるのかお伺いをしておきたい、このように思います。

○橋本説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、海外旅行者が増加するに伴いまして邦人が外国において事故、事件に遭遇するといふのが年々増加しておるわけでございまして。こうした事件、事故の圧倒的多数のケースにございましては、在外公館がお手伝いするなどのございまして、負傷者、病人等の治療を現地の適当な医療施設において行いますとか、あるいはそれが不適当なときには医療の水準の高い第三国に移送しましたり、それから我が国に連れて帰ったりということがあるわけでございましてけれども、今後とも、先般の上海列車事故のような大規模な事故が発生する場合には、我が国からの医師派遣が望ましいということがあり得るかと思われまして。ただ、そういう場合にはございましては、私どもとして考えなければいけないと思っておりますのは、事故地の国の医療政策の問題もございまして、それに対する配慮でございましてとか種々解決すべき問題があるかと思っております。また経費負担の問題の關係でも、それぞれの旅行者が十分な医療を受けられるような保険に加入していただくといったことが強く望まれるということもござい

ます。ただ、いずれにしましても外務省といたしましては、前回の上海の列車事故の際に緊急医療の先遣方を派遣したといった経験を生かしまして、

十分な邦人保護を行うべく緊急医療の専門家でございまして旅行業界、それから航空会社、はたまた保険業界等々関係の方面と種々意見交換を行っているところでございます。今後とも、各方面の御協力を得まして先生御指摘のような体制の整備ができるように、なお一層努力してまいりたいと思っております。

○柴田(弘)委員 今外務省から御答弁いただきましたように、長官、派遣の医療体制の十分な整備というものはまだまだこれからの段階だと思

それはまた後で申し上げますが、いわゆる自国民保護という立場からのこうした国際的な事故があった場合の問題、これは今後真剣に考えていかなければならぬと私は思います。自国民さえもまだ保護できないのに、まして海外におけるそういった大災害、大事故に対して我が国から医療団を派遣するといふ問題は、国際間のいろいろな問題等もございまして非常に大変だと思ひまして、何も外務省だけでできるわけでもないわけでありまして。また消防庁だけでもできる問題でもないわけでございます。あるいはまた自治省だけでもできる問題でもないのですが、こういった上海のあの事故を教訓にいたしまして、何らかの体制整備というものをこれから具体的に検討していくアクションというものを起こす必要があるのではないかと、私はこんなふうに考えておりますが、長官としてのお考えはいかがでしようか。

○矢野政府委員 中国における列車事故による大きな災害、これは海外の問題ではございましてけれども、日本の国民がそのような被害に遭ったという点に對しまして、私どもとしても大変切実な問題として受けとめておるところでございます。消防の立場からの国際間の協力とかあるいは海外への派遣という問題は、御承知のように既に昨年成立いたしました法律によりまして国際消防救助隊、そのうちの一つでございまして国際消防救助隊の派遣がございまして、これは被災国の要請に應じて被災国のために出動するものでござい

す。

御指摘の問題は、国民が海外に旅行する機会が非常に多くなったことに伴う海外における自国民の保護という観点からの御質問でございます。これに関する体制をどういうふうにお答えがございましたらいいか。先ほど外務省からお答えがございましたように、相手国の立場ということも十分配慮しなければならぬことはとよりのことでございます。仮にそれに応ずる体制をどう整えるかについては、消防自身はもちろん救命救急という立場からの問題でございます。また医療の問題もございします。いろいろ関係省庁にまたがる問題であるかと思ひます。そういう問題につきましましては、こういう大きな事故を一つの契機といたしまして、私どもどうあるべきかという問題については関係省庁ともさらによく協議をして勉強してまいりたい、こう考えております。

○柴田(弘)委員 これを教訓にして関係省庁とも協議して勉強したいということ、勉強ということとは一体どういうことだと聞きたいわけでありまして、それはともかくといたしまして、今消防庁長官がお答えになりましたように、大臣、これは消防庁だと外務省だとか厚生省だとか運輸省だとか自治省、それからいろいろと警察関係もあるかもしれないが、とにかく関係各省にわたる問題ではないか、私はこう思ひます。こういう問題の一つの契機として、教訓として、関係の中で、関係会議等々において、そういう医療班派遣の体制の整備という問題はどうかあるべきかという問題もこれから真剣に前向きに検討し実施していかなければならぬのではないかと、こんなような気持ちを持っておりますのでございしますけれども、御意見をお聞かせいただければありがたいと思ひます。

○梶山国務大臣 中国における列車事故、大変痛ましい事故でございますけれども、これを教訓に、関係各省庁と連携をとりながら、そういうものの体制整備にこれから努めてまいらなければならぬという決意を固めております。

○柴田(弘)委員 そういうことでよろしく関係各省庁とも御協議いただきまして、これが何とかうまく実施できましようにひとつ前向きに対応していただきたたいとお願いを申し上げておきます。それから、今小谷議員からヘリコプターの問題につきましまして御質問がありました。大都市では二十機しかないんだ、離島等は自衛隊で賄っているんだということなんです。今消防審議会ですか、そこに諮問をされて検討されているというところでありますが、ドイツなんかはとにかくヘリコプターにお医者さんが一緒に乗って、そしてこれは何もヘリコプターだけではありませんが、いわゆる救急車の場合でもドクターカーというのですが、そして事故なり災害があつた現場に駆けつけて救急の手当てをしてやっている。それで一つのデータもあるようなんですが、そういう点、それは一機買つたの大変な値段だと思ひます。やはり審議会の答申を待つてというふうにおつしやうであるわけでありまして、人命尊重という立場からこの問題を急がなければならぬ、その整備の問題、私はそんなふうにお考えしております。この点をまず長官にお答えをいたしまして、予算の問題にも絡んでまいりますので大臣の決意をお聞きしたいと思ひます。

○矢野政府委員 我が国の消防、特に救急救助の面におけるヘリコプターの利用につきましては、御指摘もございましたけれども、他の先進国に比べますとその利用の程度がまだ低いということは御指摘のとおりでございます。現在約二十都道府県におきまして実際にヘリコプターによる救急搬送の実績を持っておりますが、例えば昭和六十一年の数字を見ますと、ヘリコプターを救急業務に利用した件数としては全体で六百七十四件、六百八十五人の搬送をしておるわけでございます。その中で消防のヘリコプターをいたしましたのが百三十三件、百二十七人の搬送、こういうことでございします。これは現在大都市しか持っておりません。特にその中でも東京消防庁が圧倒的に有力なヘリコプター群を持っておりますわけでございますけれども、これをこれから全国的に普及に努めていくということについては、直ちにということはなかなか難しいかと思ひますけれども、しかしこれからのさまざまな状況を考えますと、消防におけるヘリコプターの利用は広域応援体制の形成のためにどうしても必要だ、こう考えまして消防審議会にその基本的なあり方について審議をお願いし、それを踏まえて消防の広域応援体制の重要な一環としてのヘリコプター網の整備を図つていこう、こう考えておるところでございます。

もちろんヘリコプターの購入には相当の経費を必要といたしますし、ランニングコストも大体年間一機について一億円というようなかなりの経費でございます。しかしながら他の先進国の状況を考えますと、単に経費がかかり過ぎるからということだけでその利用をためらつておる時代ではないと考えておりますので、総合的な角度からのヘリコプターの利用、救急業務あるいは消防活動、そういうものも含めましてヘリコプターの利用について、これから審議会の御審議を経た上で意欲的に進めてまいりたい、こう考えております。

○柴田(弘)委員 その審議会の結論はいつ出るのですか。そして意欲的にやるのは六十四年度からやるのですか。どうなんですか。

○矢野政府委員 ここの二月に審議会に諮問したところでございします。できるだけ早い機会に、一年ぐらひはかかるかと思ひますけれども、審議をして御答申をいただきたたいと思ひます。この審議の答申を踏まえまして、私ども消防庁として、もとより消防のヘリコプターのネットワークを充実させるという意図のもとに審議をお願いしておるわけでございますので、それを踏まえて、厳しい財政状況のもとではございしますけれども、さまざまな方法を工夫をして大いに整備を促進してまいりたい決意でございます。

○柴田(弘)委員 大臣に御答申をいただく前に、厳しい財政状況だけでも答申をいただいてや、こういうことですね。そうですね。

それで参考のために申し上げますと、とにかく一分一秒でも早く治療するということで、命にかかわる救命救急患者、こういう者を救急車でなくヘリコプターで搬送し治療しようという研究が、御承知のように社団法人日本交通科学協議会の手で進められておるわけです。昨年の十月、岡山県を中心とした地域で実際にヘリコプターによる救急医療を試みまして、救急車の五倍以上というスピードで早期治療に成果をおさめているわけでありまして、こういった研究報告書がまとまり、日本でも導入が可能であることが実証されたということ。救急車の五倍以上のスピードで病院へ運ばれる、そしてしかも広域圏をカバーできる、早期治療に効果がたつた、こういうことなんです。これもひとつ参考にしていただきたたいし、せつかくの前向きな審議会の答申をいただきたたいならば、やはり大臣、ひとつその大幅な予算獲得のために、その必要性は痛感しているらっしゃると思ひますので頑張つていただきたたい、こう思ひますが、御所見はいかがですか。

○梶山国務大臣 人の命は何よりも大切でございます。ですから審議会の答申を待つてもなく、ここ一兩年、懸命な予算措置をしながらヘリコプターの増強を行つていさななかとございします。なお、消防直属のヘリコプターが多いにこしたことはございせんけれども、そういう状況から見ますと、多目的のヘリコプターも相当多数あるわけでございますから、そういうものをどういうふうの有機的に組み合わせようという体制に動員できるかどうか、こういうものもあわせ考えながらその体制の整備にこれから取り組んでまいりたいというふうにお考えをしております。

○柴田(弘)委員 そこで長官、審議会の答申が出、今後関係各省とも協議されると思ひます。あるいはまた地方自治体等とも協議されると思ひますが、このヘリコプターの救急医療体制の問題点というのは二点ほどあるのです。一つは、現在救急医療体制が県または市町村単位である、こういうことですね。でありますか

ら、県境を越えた広域圏の救急医療というものが不十分である。この辺を地方自治体等々ともよく話し合つて対応していただきたい。

それからもう一つは、ヘリコプターの離発着については、現在の航空法では消防とか警察所有の公的機関のヘリコプター以外は運輸省の航空局の許可が必要なのです。だからこういふ場合には、航空法による事前許可をとらなくては、救急医療用のヘリコプターであるならばどこでも離発着ができるような体制というものが必要じゃないか、だから運輸省等々の関係機関との協議というものも今後必要になってくるんじゃないか、私はこんなふうに思っています、いかがでしょう。

○矢野政府委員 ヘリコプターの機能というのは、御指摘のように広域性というところにあるかと思ひます。その広域性はもとより一つの県だけでなくて、二つ以上の県にまたがって機能を発揮し、またその機能を発揮することが必要となるような大規模な災害の場合がもちろん考えられるわけでございます。そういう意味で、非常に大きな災害が起きた場合に、現在県を単位にいろいろ地域防災計画をつくっておりますけれども、それぞれの地域防災対策におきましてそういう救急活動というものを組み立てておるわけでございますが、その組み立てたものをさらにまた隣接の県などと十分協議をして、大規模な災害の場合に相互に有機的に協力し合うことができるような体制に持つていかなければならないということは、私どもも既にその点を感じておるところでございます。

大規模な災害の場合には、ただいま御指摘のようなヘリの発着の問題、これは航空行政上の問題でございますけれども、その問題の解決ももちろん必要でございますし、あるいは被災地外から多数の医師や看護婦なども派遣しなければならぬ。一定の班編成もしなければならぬし、また重傷な者、そこまでのいかなる者、それぞれ振り分けまして病院に収容する、そういうような体制の

整備も必要でございます。そういう意味で、この広域的な救急体制の整備については関係省ともいろいろ協議をしなければならぬと思ひますが、そういう目的意識のもとに今後整備に鋭意努めてまいりたいと考えております。

○柴田(弘)委員 基本的な問題を、これは大臣でも結構ですし消防庁長官でも結構ですが、救急医療問題についてお尋ねをしていきたいわけでありますが、これは国の義務と責任でしっかりと政府が認識して方針を打ち出してやっていく必要があると私は思ひます。

ヘリコプターの問題にしろドクターカーの問題にしろ、欧米各国に比べて一番日本がおくれているという交通評論家の指摘もあるわけでありまして、それでいふ、これはやはり一つの基本理念の問題なんだ、その理念がしっかりとつておいて実施があるのだ、こういうことも言っております。御案内かと思ひますが、西ドイツでは一九七四年に国の法律に基づいて各州ごとに救命救急業務の目標が決まられ、そしてその成果は、初期治療を十二分と決めておるのですが、それを十分以内に行つた場合に、死亡率が八〇%から五〇%に低下をしたというデータもあるようでございます。西ドイツだけでなく、アメリカを初めとする欧米各国もやはりそれに類するということでありまして、住民から各州の緊急情報センターへの事故発生通報が入つてから原則として十二分間以内に救命治療を開始できるような体制づくりの目標が明示された。医師と救急隊員が同乗した救急車、このドクターカーまたはヘリコプターが直ちに急行する。日本の場合はドクターカーというのはまだないのです。その中のいわゆる医療施設というものもない。救急隊員が駆けつける。やはり一分一秒を争う場合に大変なことかも知れませんが、救急医療の医師というものがそこについておるといふことが必要だと思ひます。

これは大変な問題であると思ひますが、憲法二十五条で保障されたいわゆる国民の生命と安全、健康を守つていくという精神からいへば、世

界の経済大国になった日本がこういった救急救命医療の問題で先進国並みの対応をしてきて当然である、このように考えているわけでありまして。でありますから人命尊重、どれだけの皆さんの人命を救えるかということ、そういった体制づくりを、これは消防庁でも結構です。自治省でも結構です。先ほど申しました海外への医療団の派遣体制の整備とあわせて、この根本的な、まず日本の国内で自国民を守つていく、こういう体制というものをつくらなければならない、こういう体制といたないのじゃないか、あるいはまた法制化をしていかなければいけないのじゃないか、こんな気持ちでおるわけでありまして、いかがでしょう。

○矢野政府委員 我が国における救急体制の整備、まだまだ諸外国に比べて不十分な点、御指摘のとおりかと思ひます。我が国における救急の歴史そのものが、昭和三十八年に初めて義務化され、そして昭和五十七年からいわゆる救急隊員に一定の資格、つまり百三十五時間以上の救急に関する講習を受けた者でなければ救急車に乗れないということにしたわけでございますけれども、救急の車両なり、あるいは救急隊の編成その他のそういう問題につきましては、これは随分さういふ意味では発展をしてきたと思ひますが、問題は質の問題だらうと思ひます。特に、搬送中に大事に至るといふようなことがあり得るわけでございますが、現在の救急隊員のできますことは第一的な救命のための処置、いわゆる人工呼吸であるとか止血であるとかさういふ程度しかまだできない。これは医療法との関係もございまして、

したがいまして、医師の同乗というようなことが今後の一つの大きな課題になるわけでございますけれども、まだ現在全国では、これは地元の医療機関等の協力が得られたところで、三カ所程度しかいわゆるドクターカーというものの例がございせん。(柴田(弘)委員 それはどこですか)と呼ぶ。一つは西宮市、それからもう一つは茨城県筑南、もう一つは長野県の松本市、この三つが、これはいずれも地元の医科大学とか医療機関

が大変協力的にやつていただけたらということ、そういう体制ができておるようでございますが、まことにまだよりよいものではないのでございまして。そういう意味では、できるだけ救命率というものを上げるために質の向上をやはりこれから考へていかなければならない。そのためには医療機関との十分な協議あるいは救急隊員自身の、今百三十五時間の講習で資格を得るということにしてありますが、より一層の資質の向上も一方で図つていながら全体としての救急の水準を高める、質を高めようという努力をしなければならぬのではないかと。救急の行政のこれから問題点はそこにある、このように認識をし、そのための努力をしてまいりたい、こういうつもりでございます。

○柴田(弘)委員 法制化の問題まではなかなか長官の立場で申せませんので、統括して大臣の率直な御見解でいいのですが、いろいろ聞いておりますと、救急体制について世界的な動向としては、先ほど来申しておりますように、先進国で医者が現場に行つて医療活動を行うというのが常識化してきているそうなんです。我が国の場合、救急医療の専門医が極めて不足をしている、こうなんです。そして、その養成が急務でないか、こうおっしゃっている評論家もいるのです。

調べてみますと、現在国立公立大学で救急医療の講座を持つていのは阪大と四国の香川大学だけです。その他私立では二、三あるようであります。でありますから、お医者さん全般のかさ上げということも必要であり、質の向上というものも必要であるのですが、一つの考え方としては、専門的な救急医の養成を図るべきではないかという御提言もあるわけでありまして。あるいはまた、大災害に備へての救急体制の整備が最も重要であるのに、数少ないそういう救急医の中で、どこにどのような専門医がいるか十分把握されていないのが実情であるそうです。私もこれを聞いてびっくりしているわけなんです。でありますから、非常時に備へた救急医療体制の整備を図る一環とし

て、専門医の掌握、名簿化を図るべきではないか。あるいはまた、先ほど来申し上げておりますように、災害時の救急については、もう昭和三十年代からこの問題が出てきたわけでありまして、今まではいわゆる事故をやった人、患者を送るといいますか、搬送体制についての議論がなされてきただけなんです。先ほど来申し上げておりますように、医者がついてその救急車の中で、ドクターカーといいますが、生命を維持していく装置、これは専門用語だそうでございますけれども、生命維持装置がない。日本の救急医療というのは先進国に比べてそれだけおくれしていますよ。何らか抜本的な手を打たなければならぬ、いよいよ国が乗り出して法制化をしなければならぬ、これは自治大臣だけで云々できる問題ではありませんが、こういう御意見があります、率直なひとつ御見解がありましたらお聞かせをいただきたいと思っております。

○梶山国務大臣 すばらしい御提案で、そういう社会が実現すればすばらしいものだという感じがいたします。ただ、委員御案内のとおり、医療行為自身のいわば所管は厚生省でございますし、それから搬送体制を消防体制で行っているわけでございますけれども、これにドクターカーと言われるほどドクターを確保する原資をどうやって調達をし、消防行政の中でどこまでやれるのかどうか。もろもろの問題がございますから、搬送という分野に今消防が限定をしておりますわけでございますけれども、それ以前にむしろ救急救命センターがどれだけ各地域に整備をされるか、それがどう登録されて有機的に、たらい回しなどということがないような体制でまずやれるかどうか、これが第一のことではないかと思っております。そして、その救急救命センターとこの搬送の業務がドッキングしてどういう形態ができるのか、大変な出費を伴う事業でございますけれども、これからの大切な分野でございますから、研究をしてまいりたいと考えております。

○柴田(弘)委員 研究していくとおっしゃいました

たが、先ほど申しましたように、日本人の考え方の理念の問題だと思ふのですとある交通評論家は言っています。基本理念がそこにあるのだ、だからなかなかできないのだ、こういうことを言っておられるわけなんです。だから勉強し研究されることも結構であります、こういう議論もあつたということ、柴田がそういうことを言ったというのをひとつ大臣も長官も頭の中に入れていただきたい、今後ともひとつ対応をしていただきたい。お願いを申し上げておきます。よろしくお願いをいたします。

それから、消防団の問題でこれは長官にお尋ねしたいんですが、年々減ってきていますね。現在百一万人ですが、この間、消防庁の方から資料をいただいて、やはり彼らは自分で仕事をもちながら、いざというときに地域住民の生命、財産を守る、こういった本分に立派な方々だと私は思っています。一つは、これについての待遇改善の問題。それから何かお聞きしますと三十五年前に比べて今約半数になつておる。三十五年前は二百万人くらいいたんです。地域の過疎化という問題がある、あるいはまたもう一つ言えることは、定数に満たない上になかなか手が足りない、こういう問題もあるわけなんです。だから、だんだんと消防団それ自体の老化現象が起こってくる。だから私は、待遇改善と活性化対策というのをしっかりとやっていかなければいかぬと思う。

灰聞するところによりますと、昭和六十三年度から消防団活性化総合整備事業を創設する、そして消防団の拠点施設、無線機器、研修用資機材等について助成をする、こういうことであります。これも結構であります、本場にそういうふうな心で頑張つていらつしやる団員の方の処遇改善の問題、これは今あなたの方からいただいた資料で、団長で地方交付税の措置で、昭和六十一年度が五万六千円、六十二年度が五万七千円、六十三年度が五万八千円、団員報酬が六十一年度が一万六千五百円、六十二年度が一万七千五百円、六十三年度が一万八千五百円、実支給額は多少上になつておるわけですが、千円ずつ上がつてきておる。出動手当は六十一年度と六十二年度を比べると四千五百円と四千六百円、これは百円しか上がつていない。やはり、そういう本場に志ある方たちに私はしっかりと待遇改善をして、しかも生きがいを感じてやっていただくような体制づくりを進めていかなきゃならぬと思う。簡単にいいですから、ちょっと時間がありませんので一言だけひとつ。

○梶山国務大臣 消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしてきており、最近の複雑多様化、大規模化する災害及び消防団を取り巻く社会経済情勢の変化に適切に対応していくためにも、消防団活性化を一層推進していく必要が緊急の課題でございます。

このため、昭和六十一年度以降実施してきた消防団活性化モデル事業の成果を踏まえ、昭和六十三年度からは各市町村において消防団活性化計画を策定し、活性化を総合的に推進することとし、消防補助金において消防団活性化総合整備事業を創設し、消防団拠点施設、無線機器、研修用資機材等について助成することとしたところでございます。さらに、青年層、婦人層を中心とした住民の消防団への加入促進や団員の処遇改善等の対策に努め、引き続き消防団活性化を進めてまいりたいと存じます。

委員御指摘のように、団員数が減つておりますけれども、これはやはり今までの地域社会、農村、自営社会から職域社会に移行して、地域定着の消防団員がなかなか確保が難しくなつたという現実がございますから、これからはむしろ職域消防を中心とした再編成をしていかなきゃならないと思ひますが、いずれにしても消防団の方々の消防精神と申しますか、こういうものが地域や職域における大きな日本の防災体制の支えになつていくわけでございますから、この振興のため、活性化のために努力を重ねてまいりたいと考えております。

○柴田(弘)委員 もうあと十分を切りましたので、毎度のことで恐縮でございますが、委員長の御了解をいただきましたが、名古屋の問題をちょっと一言最後に御質問したいと思ひます。

二月に名古屋市が新基本計画の素案を策定いたしました。二十世紀に向けて「住みたくあるまち」の実現を目指す都市づくりの長期総合計画、新基本計画でございます。市内の笹島あるいは名古屋港を核にテレビポートを整備するほか、市東部の丘陵地帯に職住接近型の研究開発拠点ヒューマンサイエンスタウンを建設することとしております。計画期間は昭和六十三年から七十五年までの十三年間で、総事業費は六兆四十億を投ずるわけでありまして、スローガンといたしまして「いきいきと暮らせるまち」「世界に開かれた活力ある都市」「感性豊かな都市」の建設を目指している。六十三年から七十五年の市内総生産の伸びを年平均四・四％と予測し、人口は、七十五年の市内の常住人口を二百四十万人、昭和六十年は二百二十万人でございますが、そのように想定をしております。

目玉施策といたしましては、テレビポートを整備し、研究開発拠点を建設するほか、来年名古屋で開く世界デザイン博を契機といたしまして、ロンドンやニューヨークのデザインセンターに似た国際的な施設を置き、デザイン関連産業を振興する。中部国際空港や中央新幹線をにらんだアクセスや関連施設の整備推進を盛り込んでおるわけでありまして。文化、教育面では、市内を流れる都市河川堀川を水に親しめる空間として再整備するほか、市内各地に噴水やせせらぎを備えたコミュニティ・オアシスを建設し、西暦二〇〇〇年には市民一人当たりの公園面積、現在は四・九平方メートルであります、これを倍の十平方メートルに広げる。市民向けに多機能文化施設として、市内各所に新たに文化小劇場を配置していく予定である。福祉面では、高齢者を対象にした総合的な事業を展開するため、高齢者対策事業基金を創設する。市東部に高齢者にも配慮したモデルタウン

「千種台ふれあいタウン」を建設をする。子供からお年寄りまでだれもが利用できる健康づくりの拠点「健康・スポーツの里」や休暇、余暇活動の場「愛敬いこいの森」をつくると言っているわけであります。

この素案をもとにいたしまして市内十六区の各区ごとの地域計画を策定し、五月十九日から六月にかけ各十六区でそれぞれ住民の意向を聞いて、八月には正式に計画を策定することとあります。

国土庁に、この素案についての御見解、そしてその対応、そして自治大臣には御所見と自治省の対応についてお伺いをしたいと思います。

まず、国土庁からお願いします。

○中野説明員 お答えいたします。
名古屋圏につきましては、昨年六月にいわゆる四全総が策定されました、この圏域全体につきまして世界的な産業技術中枢圏域として高次の都市機能を担う拠点を整備するというのが盛り込まれたわけでございます。このためには、この地域におきまして研究開発機能あるいは情報機能あるいは国際交流機能等の整備等が重要と考えているところでございます。御指摘いただきました、ことし二月に素案として発表されました名古屋市の新基本計画は、基本的にはこの四全総で盛り込まれた基本的な方向に沿った施策がいろいろと検討されるものと理解しているところでございます。

特にこの中で、研究開発機能の強化のためのサイエンスパークの建設、あるいは情報機能拡充のためのテレビポートの整備とか国際交流機能強化のためのいわゆる中部におきます新しい国際空港の整備や中央新幹線の建設促進などは、中部圏の開発整備を推進するためにも重要なプロジェクトと考えておりまして、これらにつきまして関係者の間でより一層の具体的な検討が進められることを期待しているところでございます。

国土庁といたしましては、こういう地域におきます創意工夫に基づいていろいろな具体的な開発整備構想が検討されることは重要なテーマと考え

ておりますので、この内容につきまして十分検討いたし、関係者とも連絡調整の上、この推進についてできる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

○堀山国務大臣 まず、毎回の名古屋創生のための意欲的な発言に敬意を表する次第であります。

四全総に盛り込まれました多極分散型国土形成を図るために地域特性を生かした個性豊かな地域づくりを進める必要があり、まず地域の総合的な行政主体である地方公共団体の積極的な取り組みが求められておるところでございます。名古屋市新基本計画素案は、名古屋市の二十一世紀に向けた新しい都市づくりの方向を示すものであり、そのような取り組みの一つでもあるというふうに考えております。今後、具体的な事業実施計画等が策定をされ、名古屋市中から具体的な要望があった段階で、自治省としても検討を加え、地方債等の措置をいたしながら支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○柴田(弘)委員 その答弁で現在のところは私もといたします。また改めてきちっとした基本計画が出ましたら、それぞれ大臣あるいは国土庁に聞きをしたい、このように思っております。ちょうど時間が参りましたので、これで終わります。どうもありがとうございました。

○松本委員長 岡田正勝君。

○岡田(正)委員 矢野長官、三、四カ月前であったと思うのですが、私が実際にこういう火事がありましたという実例をここで披露したことがあります。それはどういう火事であったかといいますが、ある市での火災現場に私が立っておりまして実際に体験をしたことでありますが、四戸のアパートがぼんぼん火を噴いておるのに消防車がなかなか来ない。消防署との距離は道路延長にいたしまして約二百五十メートルくらい、直線距離にしたら百五十メートルくらいというような近距離でありましたけれども、その途中に建物が一つ挟まっておりますから、消防署からは直接は見えませんが、見えませんが、その火事を見た付近の住民

がそれぞれ一九番をいたしました。一九番をいたしましたところが、二人も三人もかけたのですけれども、いずれも話し中であります。話し中だから、かけたその人たちの受け取った印象は、これだけの火事だからもうだれかが一九番をしてきているのだ、消防署へかけてくれているのだと、みんな善意にそう解釈して電話を切ったというような人が二、三人もおるわけですね。だけれども、待てど暮らせど消防自動車は来ない。そのうちにほとんど手をつけれないようになってしまった。

これは、私が両方へ体を分けて見るわけにいきませんから、その片方、消防署の前に立っておってその現場を見た人の言い分ではありますが、その人が言うのには、火事になったということは後から知ったのだけれども、そのころの時間に一番先に消防署から出たのは救急車であった。その救急車は火事ではない全然違う方へ行ったんですね。それでしばらくしておたら、その次にサイレンを鳴らして消防自動車が出た。飛んで出た。それでどこへ行くのかと思ったら、もう火の手が見えていきますから、はあ、あそこへ行ったのだなということがわかった。そのころにはもう全巻終わり、こういう状態であった。これは一体どうなっているのだろうか。

それで、これは町の名前がわかりますから名前も出しませんが、後から聞いたところによりまして、こういう現象があったそうなんです。その消防署の一九番というのは一回線しかない。それで救急業務も消防も皆同じ線に入ってくるわけですね。そうすると、受け取る方は一本でございまして、何かの運命のいたずらでしよう、その救急の方がちよっと早く電話が入ったのでしょね。急病になつて一九番をして救急車来てくれというようなときは、大抵の者は慌てていますよね。そうすると、あなたはどなたですか、何町の何番地ですか、どういふ症状ですかというこ

とまで聞くそうなんです。それから救急車を出すか出さぬかという判断を決めて、それでは今から行

きますからこういうふうにしておいってくださいと言つて救急車が出勤する、こういう段取りだそうですね。その間に随分電話のやりとりがあるわけですね。そうすると一九番はふさがっているのですね。火事の現場から、火事です火事ですと言つて一九番しておる者は、みんな話し中だからだれかがもう通知したわい、皆善意にこう思い込んで、結局通知はなかった、こういうことになるのです。火の手が見えて初めて消防車が飛んで出た、こういう運命のいたずらがあったのですよ。これは困るじゃありませんかと云つてそのことを私が質問しましたら、そのときの御回答は、一九番というのは、実はNTTさんの御好意によりまして無料で全国の消防署につけていただいておりますのであります。したがって余り無理も言えませんが、というふうな調子のお話がありました。

【委員長退席、片岡(武)委員長代理着席】
きのうの新聞を見てみると、何とこのころはNTTの株はいいですね。日本でも一番高い株券であります。もうけもいい。政府もそれで随分助かった。それが今度はひょっとしたら減税財源にも回るかもしれないというくらいのことになり景気のいい話です。とにかく、五年間にわたって売りましたNTTの株が一年間で大体四兆円から五兆円近くの上り上げを示すのでありますから、これはもう実に景気のいい話であります。そのNTTが民間会社になった努力を大いにやられました。何と六十二年の利益は五千億円を超えた。今まで第一位を保っておりました野村証券を遂に超えたのであります。今やNTTはいわゆる日本一の利益を挙げた会社になったわけですね。このころはもう景気がよございまして、どうやって金を使おうかというふうな会社ですよ。遠慮することないじゃないですか。救急業務と火事とがどうしても同じ一九番でなければいけぬのなら、例えば二回線入れてもらおうとか、あるいは番号を別にするとか、公共的ないわゆる福祉に対してのNTTの営業努力を何か要請してもこれは罰が当

たらないのじゃないかな、こう思うのであります。三カ月前に質問をしたのですけれども、その後どういう努力をなさいましたか。

○矢野政府委員 たまたま岡田委員御質問のときに、私その御質問の場にどうも居合わせていなかったのではなからうかと思ひます。私は記憶がございません。忘れることはないと思ひますけれども、私の記憶はないのでございますが、御質問の点は、これはこの町かというところはあえて名を明かさぬ、こうおっしゃられましたので、私どもの方で積極的に調査をするかどうか、これは判断をまたいたしたいと思ひますけれども、いずれにいたしましても、ただいまの問題は、受信をする方の回線が結局ふさがつておつたために、たまたま不幸なことにほかの救急の電話が入つておつたために通じなかつたという問題だらうと思ひます。

一九番を発信する場合におきまして、N.T.T.の御好意によって無料になっておるといふことはよく承知しておるわけでございますが、受ける方が単一の回線であるといふことになれば、やはりまさかの場合に間に合わないと思ひます。もちろん大きな都市等になれば回線をたくさん持つておるわけでございますから、どれだけ入つてまいりまして普通全部ふさがるといふことはないわけでございますが、たまたまその町の場合、回線の数が一つか二つか極めて少なかったのだらうと思ひます。消防の緊急情報システムといふものは、特に火災の場合にどれだけ早く発見するか、覚知するかということが一番大事でございますので、その点につきましては、私どもも、今後そういう通報がおくれるといふことのないような情報通信システムの整備には大いに努力をしてまいりたいと思ひます。一般論でございますけれども、お答え申し上げます。

○岡田(正)委員 長官がそのときに聞いておられなかつたと言ひので、聞いておられぬものを今から言つてもしょうがありませんからその点は私はこれ以上申し上げませんけれども、しかし今お答え

になりました、いわゆる回線の数が少ないためにこういう事件が現実に起きているのです。ただ、その町の名前を言つと、その消防長から市長さんからみんな責任問題になりますので、それで国会でこれが取り上げられたといふようなことになつたのでは大変不名誉な話になりますので、私がその名譽を重んじてわざわざ言つてないだけでありまして、私がその問題をこの間質問いたしましたら、そのときに、一九番という電話は皆各自治体がそれぞれ設置したのだと私は思ひ込んでおつたのですが、しかしそれがそうではなくて、N.T.T.の御好意でただでつけてもらつてゐるのであるのは答弁を聞いて初めて知つたのです。だからここで質問したことは事実なんです。それから早くも三、四月月たつておるわけなんです、今のお答えによりますと、長官は直接聞いていらつしやらぬといふのだから何も手を打つていらつしやらぬ、こういうことになるわけでありまして、二度と再び日本の国内においてそういうような事件が起きないように、速やかに回線を余分にとつていただくように、これはそう大した費用のかかることでもありませんから、ぜひひとつ全国手を回していただきたい。全国の三千三百の自治体さらに一本ずつ余分につけたところで三千三百回線ですから大したことないですよ。うまくいったらあなたの冬のボーナスぐらいでいけるかも知れぬ。そうはいかぬかも知れぬが、そのぐらゐにそう大した金はかかりません。ひとつぜひ努力をしていただきたいと思ひます。

さて、きょうは消防法の問題の中で、私は危険物の問題について特に質問をしたと思うのであります。この問題が出ましてから、いろいろと各方面からいろいろなお話を伺うのであります。そのお話を伺つていく中で、おや、そんなことがあるのかというやうな問題が二つほどありました。

まず第一の問題は何かと言ひますと、これも会社とかそういうものは言ひません。これは大臣は関係ないことになつてますが、全国で今化学肥料な

んというものをこしらえて売り出しておるのは年間三百萬トンに及んでおるそうです。その中の一つとして、ここに今私が持つてゐるのは硫酸系の肥料です。この硫酸系の肥料といふものは、名前がここで危険物に指定されておるものが混合されてゐるのです。だけれどもこの品物そのものは、今ここでふたを開いて火をつけてみたつて燃えるものではないし、爆発するものでもありませんし、水につかつても爆発しません、燃えもしません。全部肥料として役に立っているわけですから。こういう製品が年間三百萬トンも出回つておるのであります。これは素人がこの法案と別表を讀んでみますと、これは下手をするといふう肥料までが危険物ですといふやうな取り扱いになりやうな気がするのです、素人判断で。それで私は、今度の消防法の改正におきまして、日本の化学肥料といふものは三十年間製造販売をされてきて、いまだ一件も事故も何も起こしたこともないといふもので、危険物の品名にあるからといふので乱暴にほんと全部危険物に指定をされていきますと、今度は危険物に指定をされと保管場所が問題になつてきます。運送の手段が問題になつてきます。それからいろいろな規制がはまつてまいりますので、これを使ひますお百姓さんたちにはいたしまして、あなたの使つてゐるものは危険物なんだ、こう言つたらもう使うのもちやうちやするし、倉庫も新たに建て直さなければならぬといふやうな問題が起きてまいりますので、よもやそんなことはないと思ひます。信じてら、次のやうな要望を申し上げたいと思ひのであります。これに対してどのようにお答えいただきますか。簡単なことであります。

〔片岡(武)委員長代理退席、委員長着席〕この危険物にこれを指定するよといふ指定については、別に定める、いわゆる政令で定める試験によつて、その結果によつて危険物か危険物でないかといふことを指定していきますよ、こういうことになつてますね。その試験の方法も政令で決まるわけですね。したがひまして私が思ひますのは、

日本の経済活動にささかでも傷を入れたりあるいは遅滞を生じたりするやうなことがないやうに、製品及び流通の形態、その形状に應じた試験の方法を確立していただきたい、こういう希望が非常に強いのです。これに対して当局としてはどのように対処なさいますか。

○矢野政府委員 今回の危険物の範囲の見直しとあわせまして、試験による危険物の判定の方法を導入したわけでございます。

そこで、ただいま御指摘の肥料の問題ですが、大体今度の改正法でいきましたと、第一類硝酸塩類あたりには属するものが多いと思はれるのでございますが、硝酸塩類そのものは危険物になる可能性はあるわけでございます。ただ、実際今お示しのような製品といふことになつてますと、その製品の本来持つております危険性を低くするといふ目的で成形品にしたものとか、不活性の物質をその中に混合して危険性を低減したもの、いろいろな形のものがあると思ひます。そういう物品については、先ほども高度さらし粉の御質問もございましたけれども、ああいった場合でもそういう成形にしたものがあるわけでございます。そういう製品そのもの及びその流通形状による危険性の違いを的確に評価できる試験方法、つまり製品の形を試験をしてみる、それによつて危険であるかないかといふことを判定する、そういう方法を政令で定めるといふことを検討いたしておりますので、まさにただいま御要請でございましたやうな線に沿つてこれは政令で試験方法を定めるといふことを検討しております。

○岡田(正)委員 ありがとうございました。製品並びにそういう流通の形態、そういうものをもうもろ勘案して試験の方法を確定し判定をしていきたいといふことでありますから、それで十分であります。いわゆる取り扱い基準あるいは技術基準、そういうやうなものも十分勘案をしていただきますまして対処していただきたいと思ひます。

そこで、これは余談になりますが、非常に枝葉末節になるかも知れませんが、これはいきなり

の質問です。すからきててもできぬでもないのです。よ。実は火薬というものがあつた。これでは一番基礎的な知識としては、硝石の粉、それから硫黄の粉、木炭の粉、この三つを、こんなことを余りしやべりますとあちこちでつくり出してはいけません。ある程度の分量でそれぞれをかきまぜて合はせると火薬といふものができまう。それは知つていますか。

○矢野政府委員 いわゆる黒色火薬のことであらうと思ひます。

○岡田(正)委員 さすがは長官ですね。黒色火薬とききましたね。立派なものです。それはもう百点満点です。そういうふうな三つのものを合はせると恐ろしい火薬になります。だがしかし、硝石の粉そのもの、木炭の粉そのもの、硫黄の粉そのもの、これだけは何はやつてみたところでせいぜい火がつくぐらい、燃えるぐらいなことですね。そういうようなこともあるわけですから、今政令の中で十分考へて、製品の形態並びに流通の形状、そういうものを十分勘案して適正な試験方法によつて判定をしたいといふことですから、もうこれ以上言うことはないと思ひますが、とにかく今度のこの法改正によつて業界に与えていく影響というものは相当大きいし、それから一体うちはどうなるのだからかなという不安を持っている業界も随分ありますので、その点はひとつ慎重に対処なさるよう、くどいようでありますが重ねて要望申し上げておきます。

それから次に第二番目の問題であります。潤滑油の問題です。今回の消防法の改正における危険物の分類を見ますと、第四類、これは引火性の液体であります。そのうち品名分類は引火点によつて区別をされております。これらのうち特殊引火物は引火点マイナス二十度以下とされ、第一石油類はプラス二十一度C未満、これがガソリン、第二石油類は二十一度C以上七十度C未満、これが灯油や軽油、第三石油類は七十度C以上二百度C未満、これが重油とか潤滑油、第四石油類は二百度C以上、潤滑油類等、こうなつておるの

であります。特に第三石油類は、引火点が七十度C以上二百度C未満とされて、極めて広い範囲内の引火点の範囲にわたつております。引火点の低い重油類と引火点の高い潤滑油類とを同一の枠組みとしてゐる、その理由は一体何でございましょうか。

○矢野政府委員 現行法の上で第四類の危険物は、常時引火する危険性を有しておりますもの、これを第一石油類、それから通常の取り扱い状態において引火する危険性を有しておりますものを第二石油類、それから温度を加へる、加温した状態において引火する危険性を有しておりますものを第三石油類、それから高温に加熱した状態において危険性を有しておりますものを第四石油類といふぐあいに分類をしておりますわけでございます。今回の改正案におきましては、この区分は変更をしないといふことでございます。

重油と潤滑油という、これは目的も違ふことはよく承知いたしておりますが、消防法の危険物規制の観点からは、やはり使用目的は違つておりまして危険性を判断するわけでございまして、引火点による区分という方法でやつておるわけでございます。この区分を従来から長い間やつておりましたけれども、それなりに合理的なもの、こう考へておりました、今回もそれを変更するといふ考へ方はなかつたわけでございます。

○岡田(正)委員 これはまた余分でありまして、引火点の上限値を設けておらぬのです。それで非常に不思議に思ふのであります。この第四類の引火性液体は引火点の高いものとして規定をされてゐるだけであります。引火点の上限値が決まつていない。このために、例えばてんぷら油などが引火点が二百度C程度であり、特殊な状態では二百度を越えるといふことはないのかかわらう。引火性の液体として規制をされておらず、このことについて、この引火点の上限値を設けるべきではないのか。今回お決めのなるうとしておるものは引火点の上限値がないわけでありま

すし、それからまた温度が非常に高過ぎる。そこで、国連勧告では引火点の上限値を約六十度とされております。EC各国におきましては百度程度となされております。にもかかわらず、我が日本におきましては第四類では二百度C以上のもの、こうなつております。どこまでいくやらわからぬのです。上限値はないのです。

それ、日本のこの規定の仕方というものは余りにも範囲が広過ぎておるのではないかなといふふうな考へられますので、上限値を設けるべきではないか、設けるとするならば国連の勧告程度であるいはEC諸国がとつておる程度、そんなものでいいのではないかとおもうに思つておりますが、いかがでございましょうか。

○矢野政府委員 確かに、第四石油類については二百度C以上となつておるわけでございます。しかし、引火点が上限より低いければ引火の危険性は高く、引火点が上限より高い物品は普通はこれは引火をしない。上限より高いわけでございますから、普通は引火しないわけでありまして、したがって、危険物の運搬をするような場合、そういう場合に危険物の温度が周囲の温度以上上昇することがないと思へるような場合には引火点の上限を設ける、国連勧告のように、引火点に上限を設けるというところは、これはあり得ると思ひます。それなりに国連の勧告の基準は意味があるのだらうと思ひます。

ただ、消防法におきましては、その運搬だけではなくて貯蔵、取り扱いについても規制をしておるわけでございまして、そういうことは、つまり引火点が高い物品であつても、加熱をされるかあるいは非常に高温の状態、あるいは高圧の状態で使用されておる場合には引火点の低い物品と同じように危険性があるという観点から規制を行つておるものであります。したがつて、引火点の上限を設けて、この上限以上のものは一律に除外する、そういう措置、方法は適當ではないかと考へてこのようになつておるわけでございます。

○岡田(正)委員 私はその説明には納得をしないのです。けれども、時間がないものですから、もう泣き泣き先に進まなければいけません。これはやむを得ず前へ進ませていただきます。

重油は軽油などとはまぜ合はせて火をつけやすくするために使われるものであるのに対し、潤滑油といふのは燃えにくくするために使われるものであるといふふうな、全く性格が異なつておるのです。これはいかがでございましょうか。

○矢野政府委員 御指摘のように、重油はこれは燃料ですね。ディーゼルエンジン等の燃料で用いられるわけでありまして、燃やすためのもの。一方潤滑油は、機械の摩擦による摩擦熱を発生させないようにする、それを抑へるためのもの、あるいは摩擦、摩擦することによってだけ軽減するといふために用いられるものでありますから、これは用途が異なるということは御指摘のとおりでございます。

ただ、いずれの物品も原油から精製される引火の危険性を持つ液体でございますから、その性状に着眼すれば、これはやはり類似しているものと言ふことができると思ひます。この点について、消防法の規制、危険物規制の観点からは、そういう点に着眼をした分類、基準といふことにいたしておるわけでございます。

○岡田(正)委員 取り扱いの方法において、重油は燃料としての取り扱いを受けます。それでボイラーなど火を扱へばそばに置くことがあつた。それをまた保管するタンクといふのも、重油のタンクといふのは非常に大きい。これに對しまして潤滑油といふのはもう既に精製をされたものであります。不純物も少なく、危険性も乏しい。使用されるその種類といふのは潤滑油は多いのであります。火のそばで取り扱われるものではありませぬ。このように、重油と潤滑油とは取り扱ひも全く變つておるといふふうな思ふのであります。が、なぜ一緒にしなければならいせんか。

○矢野政府委員 その使用目的が違ふということ
は私もよく認識をいたしておるわけですが、危
険物としては、危険物として消防法上規制の対象
とするか否かという事は、その危険物の持つて
おります危険性に着眼して行うべきものでござい
まして、その点から見ますと、重油も潤滑油も、
第四類の危険物の危険性の判定基準である引火点
によって判断すれば、同じような危険性を有する
ものと考えております。

なお、この取り扱い方法なり御指摘のような貯
蔵されるタンクの形態などによるものの危険度
の大小は、危険物として規制される場合の要件で
ございまして、構造それから設備、この三つの
技術上の基準のレベルの問題でございまして、そ
ういう位置、構造、設備の基準の中で考えていく問
題でございまして、現在の技術基準におきまして
も、そういう危険性の程度に着目した緩和措置、
例えば保安距離といったようなものはそれなりに
緩和をするという措置は講じておるところ
でございます。もちろん貯蔵されるその形態、
量、そういうものによって技術基準というのはや
はり変わってくる、緩和されるということはあり
得るわけでございます。

○岡田(正)委員 重油というのは、くどいよう
であります。燃えやすくするものであって、潤滑油
というのは、これはもう絶縁それから今おっしゃ
いました円滑などの用途に供するものでありまし
て、用途が全く違ふ。しかも、七十度Cから二百
度C以下という第三石油類の事故発生というの
はほとんどが重油にかかわるものであります。潤
滑油の場合の事故というのは、潤滑油の中にわざ
わざ真ッ赤に焼けた鉄棒をばつと突っ込
んだときに初めて発生したということだけであり
まして、それ以外に製造とか取り扱いの段階での
事故というのは全くないのです。このように重油
と潤滑油類とは物性も取り扱いの方法も用途も
大きな差があるのであります。政令を定めるに
当たりましては、危険性の度合いに応じたきめ細

かい基準を設け、実態に合わせていくべきではな
いかというふうに思いますが、いかがですか。

○矢野政府委員 いろいろ御答弁申し上げてまい
りましたところでございますが、用途には違いが
ございまして、しかし、物性においては、いずれも原
油からつくられる、そして引火危険性を持つてい
るという点について同じでございます。潤滑油も
いろいろございまして、これは引火点の違うものが
随分あるわけでございますけれども、かなり引火
点の低いものも潤滑油の中にございまして、したが
って、消防法上はやはり引火点で判断をするとい
うことになるわけでございます。現在さまざま
な種類の潤滑油の中では、第四石油類に分類され
るつまり引火点が高いもの、それから物によつて
は第三石油類の方に分類されるもの、これもある
ということですが、ですから、第三と第四に両方に
またがってある、つまり重油と一緒のものもあ
る。そういう意味で、あくまでも引火点で区分を
しておるわけでございます。潤滑油と重油の目
的なり性質の違いというようになことを、使用上の
性質の違いというようになことを問題にしているわ
けではないわけでございます。

確かに、重油の事故と潤滑油の事故とを比較い
たしますと、重油の事故の方が多いということは
御指摘のとおりでございます。ただ、扱われる量
も圧倒的にこれは違ふわけでございます。そう
いうような点から事故の状態も違つてきているの
だろうと思ひます。

なお、具体的には政令におきまして、先ほど申
し上げましたように、位置、構造、設備の基準の
問題だと私どもは認識をしておりますので、そう
いう位置、構造、設備の規制基準を定めるに当
たりましては、御指摘のような取り扱い条件など
による危険性の違いというようになことを勘案を
して検討をしてみたい、このように考えており
ます。

○岡田(正)委員 これは質問を予定してなかつた
ので、警察の方がおらぬからちょっと無理かもわ

かりませんが、先ほど、物性は同じでございま
し、もともと原油から精製されるものでありまし
てという御説明がございましたね。そこで、ひょ
つと思つたのですが、同じ物性、いわゆる鉄です
な、鋼からできたものの中にも、つめ切りになる
ものもあるし、そうかと思えば日本刀があります
よね。それからメスもある、出刃包丁もある、菜
っぱ切り包丁もある、いろいろあります。これ
は銃砲刀剣類で区別をして、凶器と目されるよう
な品物というのはいくつかあるもので、大体警
察当局は分類をしておりますね。例えば刃渡り何
センチ以上とか、そういうようなことがありますが
、こういうものとはやはり同じじゃないかな。物性そ
のものは原油で一緒なんです。油から出たの
ですからと言へば、我々が着ておる服もそうじゃ
ないですか。これは油が化けています。我々
の衣類、シャツも油からできているのです。我
々が着るものと皆同じ物性です。しかし、でき
上がった製品、その使い方、それぞれ違ふはず
です。いわゆる製品やそのものの使い方、用途
によつては、はつきりとしたそれは危険物ではな
いですが、それは除外しますよというようになこ
とが明確になるように政令でやってもならないとま
ずいじやないかな。

政令を決めるのは皆さんの手のうちにあるので
す。私は決して矢野さんは、言いたいだけ言いた
い、もう時間が来たから採決ですから言いたいだ
けしゃべりなさい、あとはこっちが勝手にやるん
じゃ、あんたらはそこまで、勝負あり、こうい
うふうにあなたが思っているとは思ひませんよ。
そんな人だとは私は思ひません。そんな根性の悪い
男だとは思つておりませんが、政令をつくられる
立場にあるあなたとしたり、やはりそういう業界
から出てきておるいろいろな心配というものがな
いようにしてやらなければ、もう国会の審議は済
んだんだから代議士どもははつておけばいいんじ
や、もうあと三十分もしたらおしまいですから
ね、何ぼなりと言ひなさいというふうなそんな人
ではない。だから、政令にも心のこもった、実態

に応じたものをびしりとつくつてもらえるであら
うというふうに思つておりますが、いかがですか
ね。

○矢野政府委員 今回の見直しは危険物の分類を
いろいろやつて、それに科学的テスト法を導入す
る、それによつて判定するという方法をとつたも
のですから、一方ではこの試験方法が明確になる
ことによつて、関係業界においては、こういうも
のをつくれば危険物になるとか、こういうものを
添加すれば危険物にならないということがある程
度オープンになりますから、そういう意味での産
業経済活動に対するメリットの面もこれはあらう
かと思ひます。ただ、今までのいろいろやつてこ
れた向きでは、これから、非常にはつきりして
おるものとはかくとして、ボーダーラインにある
もの、そういうたようなものについてはいろいろ
御心配などもあらうと思ひます。私も、その
辺はやはり関係業界ともいろいろ御意見を聞きま
して必要な調整に努めてまいりました。

先ほど来御質問の潤滑油の問題、潤滑油は従来
から危険物の中に分類はされておるわけござい
ますが、その扱い方の問題だ、こういうぐあいに
私は認識をいたしております。確かに物性は同じ
でございますが、目的がやはり違ふことによつて
取り扱い方が違つてくる、その辺は十分考慮し
て、検討して、科学的な立場から十分御質問の点
等も念頭に置いた政令の制定を行つてまいりた
い、このように考える次第でございます。

○岡田(正)委員 まことにありがとうございます。
今のお答えは満足であります。非常に心の通
つた回答でありまして、満足です。あともうし
ばらくでありますから、おつき合ひください。

ここでちょっと欲なことを言ひます。少なく
とも引火点が七十度C以上百三十度C未満の重油
類と百三十度C以上二百度C未満の潤滑油類とは
明確にこの際区別をされたらどんなものですかと
思ふのであります。いかがですか。これは欲が
張つていますか。

○矢野政府委員 同じ類に属するものの中でも引

火点の幅がかなりある、幅があるのだからその幅の間で全部一律の扱い方ではいささか問題ではないのか、こういう観点からの御質問と思えますが、最初に申し上げましたようにこの引火点による区分は今までも使ってまいりましたので、そういう点では、これは今までもそういう仕事をやってこられました業界の方に特に大きな変更が実はあるわけではないと思っております。ただ、取り扱い条件、形態による危険性というものに着目をしていまして、その程度に応じた位置、構造及び設備の技術上の基準とする方向で、今御指摘のような問題も含めましてよく検討をしてまいりたいと存じます。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。せっかくひとつ注意をしていただいて、しかも慎重に業界の実態もよくごらんになって政令をつくっていただきたいと思います。

さて、厚生省からお越しただいておりますか。時間が少ないようでありますから予定をいたしました質問を減らしてまいりますが、ヘリコプターの問題が前から出ておりました。非常に重要な問題でありまして私は非常に関心を持っておるのですが、消防専用のヘリコプターは全国で二十機程度である、先ほどはこういうお答えがありました。それで、救急用関係にも利用していただくためには余りにも全国にヘリコプターの数が少な過ぎる。それで山間僻地におる、言わば孤立した消防署をよう持たない、いわゆる共同で組合でやらなければならぬところはもう範囲が非常に広い。だから、そういうところでもし急病人等が出ました場合には、それを救ってあげるといふことが大変な時間を食ってしまいますわけですね。車だなんだというのをやっていますと大変な時間を食ってしまうので、そういうときにヘリコプターがあつたらと思う。割と島嶼部の関係についてはその点行き届いておるように思います。だが陸地の中にありますいわゆる僻地、そういうところにおいては案外離島関係のように素早くヘリコプターで対処するということが行われておりません。

ね。これが非常に残念だと私は思うのであります。その点、厚生省の考えと自治省の考えをお聞かせいただきたいと思います。医師の同乗を含めてやってください。

○松村説明員 厚生省といたしましては直接ヘリコプターを所管するということはちょっと無理かと思えますが、お医者さんあるいはまた看護婦さんがヘリコプターに同乗していただける場合には、これに対して万一事故がありました場合には保険金といましようか、生命保険の方をこれにかけていただいたい、こういったことを行うことによって医師の確保を図っておる、こういう状態でございます。

○矢野政府委員 ヘリコプターを利用した救急システム、御質問の中にもございましたが、例えば北海道とか長崎とかといったような離島をたくさん持つております県におきましては比較的そのシステムが従来から整備され活用されております。あるいは東京都、これは主として大島その他のいわゆる伊豆七島でございしますが、そこはそういうシステムが活発に活用されておると思えます。確かに御指摘のようにいわゆる山間僻地と申しますが、離島ではなくともそういう救急医療機関まで極めて遠いというところでのヘリコプターの利用ということは大変な問題だと考えております。現在消防専用のヘリというものが非常に少ない状況でございますので、このヘリはやはりとにかくもつとふやしていきたいということが私どもは第一の念願でございますが、しかしそのほか自衛隊あるいは警察等のヘリもいろいろあるわけでございますので、そういうものを含めたヘリコプターによる救急医療システムというものが、そういう僻地、内陸部ですね、そういうところにも利用できるようないろいろまた今後指導に努めてまいりたいと考えております。

点、これはやはり医師会とかあるいは所管省庁、こういったところとまたよく協議してまいりたいと考えております。

○岡田(正)委員 時間が参りましたので、最後に一間だけ質問させていただきますが、厚生省と自治省の両方からお答えをいただきたいと思います。

先ほど来各委員からいろいろ御質問のあったことでありますけれども、現在の救急隊員が行える行為というのは、御承知のようにいわゆる人工呼吸、あるいは心臓マッサージ、止血、包帯あるいは副子による固定という程度しかできないわけでありまして、御承知のように現在では自宅療養の患者でさえ点滴をしておる、あるいは胃のチューブを入れておるといような患者がいらっしゃるわけで、それが容体が急変したというので救急車に乗って運ばれていくとき、例えば点滴の管が外れたというようにござい、あるいは胃のチューブが外れたというようにござい、あるいは胃、簡単にできることであつてもそれはやってはいかぬ、それは仕方がないということで全然手がつけられぬ、これは私は大変矛盾を感じます。東京都におきましては二十四時間体制でお医者さんを常駐させて、適宜救急車にこうしなさいああしなさいという指示を与えながら救急車が走る。それで収容される病院にも二十四時間勤務のお医者さんから、こういう患者が行くからこういう用意をしておきなさいということを知るといふので、大変行き届いた、うらやましい体制をとつていただいておりますのであります。全国の市町村に行ったらこれはちよつと無理であります。したがっていままでアメリカでやっておるような特別救急医療士、いわゆるパラメディックを設置されていらっしゃるけれども、救急隊員に特別の技術の研修をさせまして、その人たちに今の日本の救急隊員以上の医療行為に近いものをやらせておるわけですね。そのためにアメリカにおきましては一つの町で、例えば仮死状態に陥っている、完全に死んだような格好になっている患者を運んだ例なんかで

も、特別医療士をつけたときに比べて、つけてからは何ぼ違ったかといったら、大体四倍生存率がはね上がったといふんですね。仮死状態で病院に運ばれた患者さんというのは一週間以内に大体九五%の人が死ぬと言いますね。生き残るのが五%ぐらいしかおらぬ。ところがそういうパラメディックのシステムをとりましてアメリカにおいては、その五%しか生存率のないものが一躍二五%にはね上がったと報道されております。このことを聞きますと、人間の命は地球より重いといふことを考えてみても、こういう制度というものはやはり我が国でも取り入れるべきではないのかと思うのであります。両省からの御回答をいただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○阿部説明員 簡単に答えさせていただきます。日本の場合で在宅医療の拡充はこれからの一つの課題になっておまして、先生御指摘のように、従来の救急搬送患者に加えて、本来病院に入つておつていような患者さんが在宅でというケースがかなりふえてくるだろうといふことは御指摘のとおりだと思っております。そういう場合の救急業務が今までの体制でいいかといふのは、やはりこれから検討課題であらうと思ひます。ただそのときに、いきなり一定の新しいいわば医療関係資格のようなものを救急業務だけにきまつて制度化するのはいかがなものか。それから先まず一つは、医師につきましても、医師数も将来を展望して少し削減しようかといふような時期でございまして、まだ今の時点では過剰だといふふうにはなかなか言えないのでございましてけれども、これから五年十年というようない長い展望で考えますと、相当やはりほかの分野に、病院、診療所だけでなく拡大できるのではないかと考えられます。あと一つ医療関係職種として看護婦というものが、ある意味では非常に幅広い診療の補助行為者として位置づけられておりますので、どうも当面は私どもとしてはまずその辺の既存の医療関係職種の活用をもう少し拡充していく方向で考えるのが基本的なあり方ではな

かろうかと思ひます。

ただ、後で自治省がお答へだと思ひますけれども、自治省を中心にしてそういった新しい救急業務のあり方といふことが、御検討中でございますので、その中に参加いたしましてできるだけ在宅医療の行われる現状に合った救急業務をきめ細かくやっていくようなことを、私もどうしても参加して意見を申し上げていきたい、こんなふうに考えております。

以上でございます。

○矢野政府委員 在宅医療の問題、それからそれ以外の一般的な救急隊員の応急的な第一次的な救命措置しか現在できないものをさらに充実すべきではないかということは、もちろん大きな検討課題だと思ひます。

現在我々としては、昭和五十七年に、救急隊員については百三十五時間の講習を経た者をもって資格とする、それがなければ救急車に乗ってはいられない、こういう制度をつくったわけでございまして、まだ日が浅うございまして。しかし、さらにその中の特別な人たちはよりその講習のレベルを上げまして、もっと高度な知識なり技術が学べるようなこと、これからますます手をつけていきたいということを考えております。

新しい医療制度といひますか、救急にかかわる医療の制度は、我が国全般的医療制度と密接なかわりがあるわけでございまして、その辺は関係省庁とも十分協議しながら、そういう研究の過程において、日本の救急医療の質の向上のために努めてまいりたいと思ひております。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。

○松本委員長 寺前殿。

○寺前委員 消防法の改正の問題をめぐって二、三点と、関連して消防活動についての四、五点を聞ききたいというふうに思ひます。

今度の改正で、私率直に言つてわからないことがあるのです。今まで危険物というのを法律的にきちんと決めておつたものを何で政令にしなければならぬのだらう、あるいはまた、その指定数

量についても政令で決めなければならぬのだらうか。時代とともに確かに危険物の管理技術はどんどん向上するかもしれませんが、危険物そのものは危険物であるのだから、これは何ら変わらないだろう。量がどう変化するか。やはり危険だという点では変わらないだろう。そういうものを、ちゃんと法律的に今まで決めておつたものを、何で政令に任せなければならぬのであらうか、いろいろとやり方はあるにしても、率直に言つて、法律できちんと決めたものを変えることはなからう、この点について、何でそんなことをするのかということをまずお答えいただきたいと思ひます。

○矢野政府委員 現行法の規定でございまして、引火性または発火性の物質で別表に掲げたもののみを危険物と称しておつたわけでございまして。したがって、一たん別表に掲げますと、その別表に掲げられた物品、物質についていろいろ形状その他の違いがあつても、一律的にそれは危険物になるということもございまして、また、新しく出現する物質に対して迅速に対応できない、それがまた、その物品が法律に掲げられるか掲げられないかによつて危険物であるかないか決まってしまう、こういうような形になっておつたわけでございまして、今回の改正におきましては、これを一類から六類までの性状によつてまず分類をして、そして性状ごとに物品の名前を掲げ、なお化学的テスト法によつてそれを判断する、法律に掲げられたもの以外のものについてはテストの結果政令でこれを定める、こういうようなことにしたわけでございまして。こういうように危険物のいわけば判定の合理化を図ろうとするわけでございましてけれども、試験方法については極めて専門技術的な内容でございまして。また、国連における危険物品にかかわる基準改正とか新たな危険物品の出現など、いろいろ技術革新に迅速かつ的確に対応できるようにする必要があるのでございまして、政令において行うということにしておるわけでございまして。

指定数量につきましては、試験方法が政令で定められ、その結果、危険物に該当するものが出てくるわけでございまして、それとあわせて政令段階にゆだねておるわけでございまして、もちろんこれはそれぞれの物品の危険性に応じて定めるわけでございまして。法律に掲げられたものと同等以上の危険を有するものが政令その他のものについても定められるわけでございまして。こういったことから、現在法律で決められておる政令で決めることとしたわけでございまして。いわば危険物の判断、判定のむしろ合理化という観点からこのようにしたいと考へたものでございまして。

○寺前委員 新しい危険物がいろいろ生まれてくるであらう、一々法律の別表でやっておつたらどうのこうのという問題があつて、それでは政令にしましうか、こういう話もあるかと思ひます。それでは、従来決められていたところのものについては危険物は危険物に間違いのないのだから、変える必要がないものをまきか変えてしまふということにはならぬでしうね。例えば指定数量なりについて変える。

私がちょっと気になったのは、消防庁の危険物委員会というところからお出しになっている報告書を見て気になりました。この報告書で指定数量がかなり緩和をする方向が出てくるので、例えばガソリン等の第一石油類は百リットルを二百リットルに、原油、灯油、軽油等の第二石油類は五百リットルを千リットルに、潤滑油等の第四石油類は三千リットルを六千リットルというふうになつておるということがあります。特に石油類については、危険物施設の中で石油製品を中心とする第四類の危険物施設が九七・四％を占めていることから、製造所、取扱所、石油コンビナートで製造、貯蔵、取り扱いの技術基準がこういうふうになると、緩和されていくことになるかと、ずうと影響を受けてくるのではないかと、私は、ここにやはり一つの注目を払わざるを得ない。二倍に緩和されることになるのではないかと。

もしもこの危険物委員会の報告書に基づいて、これが政令の中で緩和措置として行われていくということになると、現行制度よりも二倍の緩和になつてしまふ。そうすると、消防法の指定数量の緩和は、石油コンビナート等災害防止法第九条の甲種普通化学消防車の設置台数と、この変化に伴う防災要員が減少されるという問題と関連するのではないかと。指定数量の二倍の緩和ということをやると、甲種普通化学消防車の設置台数は現行二百六十台あるが、これが二百九十台でいいということになつてしまふのではないかと。五十台減らすということになるのではないかと。こうした規制緩和を行つて製造所、貯蔵所、取扱所及び石油コンビナートとこれらの周辺住民に対するところの安全が果たして確保されることになるのか、私は、こういうことに通じていくところと不安を感じます。

危険物施設の事故件数は、火災、漏えいなどを合せて毎年四百件弱起つております。ずつと数表をおたくの方からもらひましたら、決してどんどん減つていくという状況にありません。今後もしも、規制緩和をしていく条件は、どこにもないはずなのに、もしもこういう報告書に基づいて政令改正というのはい体何だったのだらうか。消防活動を強化するといふ安全のための施策ではなかつたといふことになるのではないかと。私はそこが疑問に思ふ点であるので、そこで指定数量について規制緩和をせず現行どおりの水準を維持するのだということが明確にされるのかどうか、そこをお聞きしたいと思ひます。

○矢野政府委員 御質問の点が数点あると思ひますが、試験の結果政令でその他のものとして定められるものもございまして。あるいは現在法律に名前が掲げられてあるものにつきましても、これはその試験方法の導入の結果、その一部は危険物になるが一部は危険物にならないというふうなものもやはり出てこようかと思ひます。現在の規定の

仕方は、そういうことに關係なく一たん法律に名前が掲げられればすべて同じ危険物だ、実際には同じ物質であっても、形状の違いによって危険であったり危険度がなかったりするものがあるわけでございますが、それらをすべて試験方法によって判定をしようというものでございませう。

ただ、例えば純粋なナトリウムみたいなもの、こういったものは禁水性物質でございませうけれども、そういった他にも疑問の余地がないというようなものは別表の備考でそういう性状を有するものとみなす、こういう規定を置いているものももちろんあるわけでございます。そういう観点から、今回試験方法の導入によって科学的に判定をしよう、こういう趣旨であることを御理解願いたいと存じます。

それから、指定数量の問題でございますが、これも政令で定めるといことになるわけでございますが、もちろん従来の経緯というものを、これも尊重しなければなりませんし、また危険物の委員会におきましては、いろいろ実験等も含めた技術的な検討の結果そういう報告を出しておるわけでございます。昭和四十六年以来この指定品目と指定数量が改正されていないわけでございますが、その間の科学技術と産業経済の発展が危険物の生産とか流通実態に大きく変貌をもたらしまして、また危険物施設の保安に関する技術水準もやはり向上したということでございます。

今回の改正に当たりましては、指定数量の値については、現行のものを基本とし各類型ごとに危険性を勘案して見直すということをご予定をいたしておられます。その結果、危険性が高いと判断されたものにつきましては指定数量を逆に引き下げる、つまり逆に言うところ強化になるわけでございますが、指定数量を引き下げるものがある反面、指定数量を引き上げるものにもあり得ると思っておりますが、あくまでそれはその危険物の危険性を踏まえたものでありまして、指定数量の緩和によって安全上の問題が生ずることはないと考えております。

また、石油コンビナート等の特定事業所における自衛消防組織において備えるべきいろいろな各種の防災資機材がございませう。この基準も今回の消防法の改正によって影響を受けるということになるわけでございますが、具体的内容は政令でございまして、危険物施設における自衛消防組織のあり方との関連に留意しながら防災に万全を期すという観点から十分検討してまいりたいと考えております。

○寺前委員 現行を基準にするとおっしゃっておりますけれども、果たしてこれがどういふことになるのか、今の自衛消防との関係では一体どういふことになるのか、これはすべて政令でございませう。それによりますと政令でございませう。結論的にはよる私にはわからぬことになるのですが、要するに現行の水準は絶対に下回らないということをやってもならなかったら、あの石油コンビナートの事件が発生して、そして法律で何でもござい石油コンビナート等災害防止法をつくったからかぬということになるかと思ひますので、私はこの点を改めて重ねて強調するものであります。

それから同時に、危険物の判定のための試験は製造する企業がやることに今度の法改正でなっております。これは、企業任せになってしまつてきています。私は、企業任せになってしまつてきては必ず失敗を犯すと思うのです。これは何も直接この分野だけに限らないのです。去年の十二月に私こういう事件に直面したので、つくづくそのときに思つたのです。これは全然違う次元の話ですが、血液製剤の輸入業者がわずかなものを輸入するという場合には血液製剤の自主検定をやらないといふことがある。大部分は国立予防衛生研究所や衛生試験所で検査するのだけれども、特殊な幾つかの少量のものはそれはもう会社に任せます、こうやったのだ。そうしたらそこから事故が起つてきた。B型肝炎がそこから広がつてきて、そして厚生省として薬事法違反だといつてばつと摘発しなければならぬ。業務停止をする。後から大騒ぎしたつて始まらない。こういうような検定のあり方において、製造する

企業に任せておいて果たしていいのだろうか。

この点では消防庁の危険物委員会のこの報告書を見たつて、その「むすび」にこう書いてあるのです。「全国統一的に危険物であるかを判定するため、危険物の判定試験を行う専門の試験機関を設置することが適当である。」この法律をつくるときにやはり心配だつたのだらうと私は思うのだ。ところが法律の方では、企業でやらす、こうなつておる。私は、これは必ず大変な問題が後に尾を引くであらうと指摘せざるを得ないと思うのです。その点についてどういふふうにお考えになつていますか。

○矢野政府委員 今回の改正によって導入される試験方法は、その試験に用います器具、試験の環境、それから測定方法など、厳密に規定された条件のもとで試験を行えば同一の結果が得られることとなるはずであり、そういうことを予定をしております。

消防機関としては、原則としておっしゃるよう事業者が行つた試験の実施条件、その試験に適合した実施の条件で行つたかどうかということをチェックした上で、その結果をもとに危険物の判定を行つ、こういうことになるわけでございます。したがつて、第一次的には市町村の消防機関がその判定を下していくことになるわけでございます。その場合に、事業者が提出をした試験結果がやはり疑わしい、公正さに疑問があるというふうな場合には、消防機関において立入検査等によりまして当該物品を収去して自分でみずから試験を行うということも可能でございますので、試験結果の客観的な公正性は担保されると考えております。

危険物の中で一番多いのは御承知のように第四類、石油関係でございますが、消防庁としては、市町村の消防機関それから都道府県に対して、危険物施設の大部分を占めるこういった第四類の危険物についての試験器具である引火点測定器等の整備、判定方法についての教育などの体制整備を指導していくということにしておると思ひます。

したがつて、一番多い第四類は、これは市町村で十分みずから試験の結果を判定するだけの体制を整えることができると思ひます。

それ以上難しい問題になつてまいりますと、例えば都道府県なりあるいは大都市の消防研究機関等において試験をやつて判断をするというふうな場合も出てこようと思ひますが、いずれにいたしましても、制度全体がこの試験方法、特に試験方法を通じて統一的に運営されて、それが危険物であるかどうかの判定結果、これをやはり集積をしていって、それでそれを消防機関にどんな資料を提供していく、またその結果については業界の方も知り得るということにしていかなければならぬと思ひております。

委員会において公的な試験機関の必要性は述べられておるところでございます。そういう方法ももちろん考えられるわけでございますが、ただそういう試験機関を新たにつくるということになつた場合に、そういったものについての長期的な運営が可能であるのかどうかといったような問題もございませうし、あるいは人員その他の確保といったような問題もございませう。私も現在考えておりますのは、自治省自身で持つております消防研究所あるいは東京とか大阪あたりの検定レベルの高い消防研究所、そういったところの協力も求めながら、判定のなかなか難しい、試験方法の難しいようなものについてはそういったところで判断をしていってデータを提供する、こういうぐあいにしていまいる必要があるのではなからうかと考えております。そういう意味で、現在のところ試験機関そのものを設置するという考え方は持つてないわけでございますが、そういった仕組みで対応をしていきたいと考えておるところでございます。

○寺前委員 私は政令にゆだねる過程の問題とそれから今の企業みずからやるという問題をめぐつて、一番率直に感じた問題を指摘したわけですが、この指摘をするに当たつて私には根拠があるのです。それは、経団連月報の一九八二年三月号

に、日本石油精製株式会社の取締役だった山口さんという方が、昭和五十年の石油コンビナート等災害防止法が制定されたときに保安設備の増強等によって総額一兆円以上の投資を行い、また同時に消防専任委員を増員し、総勢数千人が新たに配置されたとして、危険物行政について次のことを要望しているのです。コンビナート地域の保安体制強化の実態に即して大幅に規制緩和を行い、企業の自主管理にゆだねられたいというのが一つ出ているのです。それから許可認可、届け出、検査を大幅に削減する。以上により国、地方自治体、企業内の保安関係要員を可能な限り縮小するなど保安関係経費の削減に努める。こうやって緩和をし削減せし、費用がかかって仕方がないということをやえらぐ強調しているのです。これに従属して規制の緩和をやり、時代が変わったって危険物は危険物なんだから、その管理の仕方の変化はあろうけれども、こういう経済性を基本に置いて安全の問題というものが左右されるとか悪いが悪い。

だから、現行の基準で、大切なきちっとつくられていた基準はやはりあくまでも守っていくという立場であるし、危険物をきちっと決めるのはやはり当局の方がやる、こういう姿勢でなかったら困る。危険物行政のあり方の問題として、私はこの問題の最後に大臣の御意見を聞きたいと思っています。

〔委員長退席、岡島委員長代理着席〕

○堀山国務大臣 安全は何よりも大切なことでございまして、安全の基準が厳格であることはもちろん原則として大切なことでございまして。ただ、安全というために規制が過度に強化をされて産業活動、一般の経済活動あるいは市民生活に不便を来してもならないわけでございまして、安全の係数は見ますけれども、これを過大に設定をするということは社会の進歩のためにもマイナスの面もございまして、その両面相まつ体制をこれから整えていかなければならないというふうに考えております。

○寺前委員 決して事故が減っているわけじゃない

のだから過大なことはしないのだ。こういう問題というのは何ぼ力を注いだって、こうしたことはいくことなのであつて悪いことじゃない。だから経済活動のために緩和をされて、そのために事故を起こしては困るのでは何をしてやるかわからぬというところだけは気をつけていただきたいということをあえて提起したいと思う。

そこで、大臣にこの際に私は消防予算と出火件数なり救急出動との関係についてお聞きをしたいと思うのです。中曽根内閣、竹下内閣、こうなってきたのですが、五十七年度の出火件数を見ると六万七千とあるのです。それがずっと今日までおたくの方で出しておられる資料を見ると、六十一年度六万三千二百七十一、六十二年度は一体どうなつたかはまだ数字を開かせてもらつておらぬからわからぬけれども、減つていくという話は聞かぬのです、全体として。そうすると、出火件数はずっとふえていく。救急の出動件数はどうなつていくのかという五十七年度二百三十四万五千九百七十七ある。それだけ見ますと、出火件数は一〇・四・五％、救急出動件数は一〇・四％とふえていくのです。それが客観的な事実なんです。ところが予算の方を見ると、五十七年度が二百七億二千六百八十一万円、それが六十一年度になると百六十一億と減つていくのでしょう。六十二年度も減り、六十三年度百五十三億九千万とずっと減つていくのです。これは五十七年度と六十三年度を比較すると七四・三％、これだけ減つていくのです。起つていっている事態はふえていくのに予算が減つていく。これで果たしていいのだから。大臣の御意見を聞きたいと思っています。

○矢野政府委員 御質問の中の出火の件数についてお答え申し上げますが、火災の発生件数、すべての火災でございまして、昭和五十七年が六万五千六百六十八でございまして、五十八年が五万九千七百四十で若干減つております。五十九年が六万三千七百八十九でございましてからふえております。六十年が五万九千八百六十五でまた減つ

ております。六十一年度が六万三千二百七十二でまたふえておる。ふえたり減つたりしておりますが、先ほど六十二年度は一体どうなつておるのかまだ聞いておらぬが、こういうお尋ねがございまして、これはまだ概数を取りまとめ中でございしますが、概数で約五万八千件を若干超える五万八千八百件ぐらいになるのではなからうか、このように推計をいたしております。

は三台の自動車があるのですが、二台が出動するのです。そうすると、常時何人かおるかといつたら十一名ないし十二名おるのです。そうすると、二台出でしまつたら三台目の車はあるけれども人がおらぬ、だから緊急にだあつと呼び集めるという事態なんですね。こんな事態だつたら大変なこと、車があつても出動できぬ、これは一体どうなつておるのだからということをつくづく感じたわけです。

なお、予算につきましては、今御指摘のように五十七年度以降概算要求のマイナスイリリングの影響によつて減少を続けておるわけでございまして、一方では、防災まちづくり事業等、起債あるいは交付税の活用により地方自治体の消防活動の整備充実を支援をし、財源の措置を講じておるところでございまして。

それで宇治市の状況を調べてみると、ポンプ自動車の充足率は六四・七％だ、はしご自動車、化学自動車はそれぞれ一〇・〇％で、職員の充足率は八〇・五％だ、こういう話です。消防庁の資料を見たら、ポンプ自動車の充足率というのは全国的には八八・一％だ、消防職員の方は七六・八％だ。そうすると、宇治市の場合にはポンプ自動車の充足率が低くて職員の充足率が全国平均より高くて、しかも車があつたまままだたつたら、全国はもう勘定になるじゃないか。こんなことでいいのか。これはちよつと職員の配置の問題というのは緊急に考えなければ、せつかく車を強化したからといってあかぬかと連うか。

○寺前委員 とうやうや出火件数なり救急出動件数などから見たときに、消防予算が減つていくというのとは本当に対処する姿勢になつていくのだからという感じが私つくづく気になるのです。この間、私の地元宇治というところで、先月の二十五日でしたが、一日に連続五件の火災が起つて、私も行ってみました。寝たきり老人一人が焼死してしまふ、二軒が全焼する、二軒が焼失するといふ事態が一晩の間にずっと起つていきました。えらいことだと思つて見ておつたのですが、ちよつと夕方の三時十八分から八時ごろまでの間に五件あるのです。消防自動車もそれぞれ五件に対して五台、三台、五台、三台、五台というふうに出動しているのですが、その中の一つの消防署の中署というところへ行きましたら、ここ

消防職員の充足率表をずっと振り返つて見たら、五十六年の四月は七七・九％、五十九年四月になると七六・八％というふうにはやはりこの分野も減つていく。予算は減つていくわけですから減つていくわ、これはちよつと本当に何とか考えなければいけぬと違ふだらうか。まして六十二年十二月に消防庁の消防課長から都道府県の消防主管部長に「消防職員の四週六休制の実施について」という通知文書も出されたけれども、一体これをやらそうと思つたならば、今まででさえもこういうことなんだから実施できぬじゃないか。消防職員の充足問題について真剣に考え直してもらふ必要があるんじゃないかと私は思うのですが、いかがなものでしょうか。

○矢野政府委員 消防力の基準に対する施設の面それから職員の面からの充足の問題でございまして

が、厳しい財政状況の中で、施設面は全般的に見れば次第に充足率を高めてきておると見ております。ただ、施設の充実に比べますと職員の方の充実の度合いがやはり低いということで、いわゆる行政改革のもとの定員の増というものが極めて困難な状況にあるということから、どうしても施設の方に対して職員の方が低くなつてきておるわけでございます。もちろん消防は施設とマンパワーの両方で活動するものでございますから、両々相まって充実されなければならぬことは言うまでもないところでございます。そのために、一方で

は消防施設設備の省力化とか軽量化とか動力化とかそういうものを図っていく、あるいは消防戦術上、ベアシステムの活用などで人員が少なくていい同じ活動ができるようなシステムを工夫していき、そういうったようなことによつてできるだけ安く、そしてながら対応しなければならぬと思います。

四週六休あるいは時間短縮等の問題もございまして、消防という特別な勤務体制のもとでは極めて難しい問題がございいます。実施のための定員、予算の増は行わないとか、あるいは行政サービス急激な変化を来さないように事務処理体制の整

備を実施することになっておるわけでごさいますけれども、こういった点を踏まえてかなり工夫をしていかなければならぬだろう。また、そのためにどうしても難しい、このところはやはりどうしてもできないというような部分が出てくるかどうか、そういうものはそういった四週六休の試行を通じてもまた十分検討し確認をしていきたい、こう考えておるところでございますが、いざにいたしましても、消防力の充実について常々に前向きで取り組んでいくという姿勢を消防庁としては堅持いたしておるところでございます。

○寺前委員　また後で大臣にまとめて御見解を聞かせてほしいと思うのですが、人の命とか人の財産にかかわる問題で真剣に大きな役割を果たしてもらっている消防の機能の充足のために、車を持つというのは非常に重要な仕事で、車の充足率を高めるように気張ってもらっているけれども、そ

の車を支えるのはやはり人なんだから、人がなかつたら動きようがないんだから、現実には職員の充足率の全国平均より高いところでさえも車を置いたまま動けない事態が生まれているということを考えたときに、職員問題というのはもっと考えなければいかぬ。しかも四週六休制なんというようになことを一般社会全体がやられていくときに、消防職員は結局通達とまりになっておるということになつてもぐあいが悪いですよ。この点は格段の執行をしかと考へていただきたいということを申し上げたいと僕は思ひます。

さらに、さつきから救急業務の問題が出ていました。新聞を見ていますと、エイズ患者の場合に、静岡県内の公立病院で治療拒否が起つたとか、福島県立医大で解剖拒否が起つたとか、いろいろずつと報道が出ています。厚生省の調査によると、血友病専門医がいないので転院させたとか、いろいろなことを書いていますよ。いろいろなことを書いていなければならないのは、救急業務というのは危険な要素を持つての活動ですから、それにふさわしいような環境をちゃんと準備しなければいかぬと思うのです。

この間も京都市の消防局と患者団体との懇談を私も間に立ててやりました。その患者団体というのは血友病の患者団体です。その患者団体がヘチファイリアカードというのを持っておって、それで救急が来たときにはそれをばつと示す。示したらどこの病院へ運んでくれということがわかるように、こゝろやっておるわけです。消防局の方の救急の課長さんも、患者団体から話を聞かしてもらつて、なるほど患者の皆さんがそういうカードをお持ちだったら適切なところへ運ぶことが出来るんだな、救急だといつたつて私たちだけでは病院に行つてみなければわからぬというようなことと結果的にはなつておつたかしれません。なるほどどこへ行つたら皆さんの要望にこたえられせんのだなということがわかりましたと言つています。だけれども、私は本当に救急の対策については専門別にどういふふうに対応しなければならぬの

ということをよく研究する必要があるということ
を、時間もありませんからまず指摘だけしておき
たいと思います。

そこで、せっかくの機会だから私のお願したのは、感染防止対策用の資器材の整備についてはちゃんと交付税の算入の中に計算をしていろいろおやりになっているのです。しかしこれがばらばらに消防署の中に、あっちに置いてあったりこっちに置いてあったりでは非常に機能的ではないのですね。消毒室で一挙に消毒するということによってその効果が発揮できると思うのです。ところが専用の消毒室というのは交付税の算入の計算の中に入っていないというのだ。やはり総合化したものを設けるということが非常に有効な役割をするんだし、それは大して金のかかることではないんだから、救急活動、救助活動に出る人たちに對してそのくらいのことばちゃんと財政的な面倒も見ろ。シャワー設置などについては交付税の算入基準の中に入っているのですよ。だから、そういう部分があるんだけれども、総合的な消毒室という問題について財政上の面倒を見るということを考える必要があるということが一つ。

それからもう一つは、B型肝炎ワクチンの接種費用が交付税の措置の中にあるけれども、措置されるのは人口十万人標準で救急隊員が十五人分、救助隊員が十二人分ということになっている。ところが実際は県も含めて全救助隊員が対象にならぬ。言いました宇治の消防本部では百三十四人中百八人が救急業務に携わっている。ところが実際に掛置されるのは二十九人で、あとは知りませんということになっている。だから、やっていることが現実とそぐわないのです。だから、こういう問題についても、現実から見て全救助・救急隊員はワクチンを接種するんだという立場に立つて面倒を見る。私は、こういうことは大胆におやりにならなかつたならば、こそくによつていませという数字を何ほ出されたつて現実的ではない。だから、こういう問題については率直に受け入れてもらふ

ように措置をしていただきたいということをちょっと提起したいと思うのですが、いかがですか。

○矢野政府委員　救急業務の実施に当たり、エイ

スあるいはB型肝炎等に対する感染防止対策については大変大事なことでございますので、いわゆるワクチンの注射それから感染防止に必要な救急用の資器材、消毒用資器材の整備、こういうものについては交付税を通じて算入を既にしておるところでございます。これを消毒室というようなものにまとめて使うべきでないかと、御指摘は、そういったやり方をするというところももちろんございましょう。ただ、建物の一部でございますから、その中にそういう部屋の部分をどうやって確保して保有をするのかということについては、必ずしもそれを交付税の中で全国画一的にやる必要はないのではないかな、こう考えます。要するに消毒用資器材が一所に集結されればいいわけでありまして、既存の場所を改良することも可能でありますし、また新たな署をつくる、改築をするというような場合にはもちろん消毒室を含めてつくっていくということは大変結構なことだと思えます。また、そういったような場合に、恐らく起債等の財源措置も行われるで、ありますから、そういった起債等の財源措置に際しては、そういう消毒室というようなものも含めたものを対象にしていこうというように私どもの方からも財政当局にまた要請をしてみたいと思います。

それから、いわゆるB型肝炎のワクチンの注射でございますが、御指摘のように人口十万人について救急隊員十五人、救助隊員十二人、合わせて二十七人という計算をいたしております。実態を聞いてみますと、いわゆる兼務というような場合もあるようでございますから、救急、そこに勤務しておる消防の第一線に出動する者については、B型肝炎のワクチン注射をすべて実施をしておえというような例もあるようでございます。実はこれと交付税の上でまだ算入したばかりでございますとして、これは大体三年間くらい有効だというよふな考え方を持っておりますけれども、個人差もあ

りましょう、今後の状況を少し見てみる必要があると思います。また、そのワクチンの注射が現在の方法で実態に合わないかどうか、これはよく実情を調べてまいりまして、実態に合わないということならば、それに対してまた是正の方法を私どもの方も検討し、財政当局ともよく協議をしてまいりたいと考えております。

○寺前委員 お約束の時間が来ましたので、最後に自治大臣に、先ほどから職員の問題をもっと重視してもらいたいという問題提起をしておきました。お答えをいただいて終わりたいと思います。

○堀山国務大臣 国民の生命、財産を守るという消防の職務、大変崇高なものでございます。日夜を分かたずお働き願っております。この方たちの処遇やあるいは行政需要、行政サービスの向上を図っていくかなければなりませんし、その中で特に受け身の行政でございまして、なかなか節減合理化というものを人員においてはなせなないということも委員御指摘のとおりでございます。これからのその充足のために努めてまいりたいと思っておりますが、いずれにしても、行政サービスや行政需要を向上させるということには財源が必要だということも御理解をいただき、今後とも御支援のほどをお願い申し上げる次第であります。

○寺前委員 どうもありがとうございます。

○松本委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○松本委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。経塚幸夫君。

○経塚委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、政府提出の消防法の一部を改正する法律案について反対の討論を行います。

反対する第一の理由は、危険物行政の根幹である危険物の判定基準及び危険物の製造、貯蔵、取り扱いを制限する基本となる指定数量がいずれも

政令にゆだねられることであります。

危険物行政はどの物質を危険物とし、製造、貯蔵、取り扱いを制限する量はどのくらいにするかということから始まるのであり、現行ではどの物質を危険物とし、製造、貯蔵、取り扱いを制限する指定数量のいずれも法律で定めているのであります。ところが改正案では、危険物行政の出発点として政令にゆだねられており、危険物行政が時の政府の意向だけで左右されることになりかねないのであります。

反対の第二の理由は、規制緩和のための法改正だからであります。

特に石油類については、政令が危険物委員会の報告とおりになるとすれば、ガソリン等の第一石油類、原油、灯油、軽油等の第二石油類、潤滑油等の第四石油類等の指定数量はほぼ二倍に緩和されることとなります。危険物施設の中で石油製品を中心とする第四類、引火性液体の危険物施設が九七・四％を占めていることから製造所、取扱所、石油コンビナートで製造、貯蔵、取り扱いの技術基準が大きく緩和されることは明らかであります。

この指定数量の緩和によって、自衛消防組織の設置、スプリンクラー設備、屋外・屋内消火栓設備の設置規定、自動火災報知設備の設置規定等の適用を受けなくなるところが出てくるのであります。また、石油コンビナート等災害防止法の第九条で設置を義務づけている甲種普通化学消防車の設置台数は現行より二割削減してもよいこととなるのであります。

危険物施設の事故件数は火災など毎年四百件弱起こっており、しかも今後新たな危険物もふえることが予想される中で、規制緩和をしてもいい条件はどこにもないのであります。

第三の理由は、大企業の保安関係経費の削減を意図した法改正であることです。

このことは、日本石油精製株式会社の山口隆章氏が経団連月報一九八二年三月号で、昭和五十年の石油コンビナート等災害防止法が制定され、保

安設備の増強等によって総額一兆円以上の投資を行い、また同時に消防専任委員を増員し総勢数千人が新たに配置されたとし、国、地方自治体、企業の保安関係経費の削減を強く求め、臨調に並み並みならぬ期待を寄せていたことからも明らかであります。

最後に、改正案では危険物の判定のための試験は危険物を製造する企業によって行われ、このデータによって危険物の判定が行われることになっていきますが、これでは、危険物の判定が事実上企業任せになってしまいかねない危惧を感じざるを得ません。

危険物の判定が科学的かつ公正に行われるためにも、消防庁の危険物検討委員会の報告書どおり、危険物の判定試験を行う専門の試験機関を設置する必要があると指摘し、反対討論を終わります。

○松本委員長 これにて討論は終局いたしました。

○松本委員長 これより採決に入ります。

消防法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松本委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○松本委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、西田司君外四名より、五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。小谷輝二君。

○小谷委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同の五党を代表し、消防法の一部を改正する法律案に対しまし

て、次の附帯決議を付したいと思ひます。
案文の朗読により、趣旨の説明にかえさせていただきます。

消防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、危険物の安全対策と消防力の充実を図るため、次の事項について所要の措置を講ずべきである。

一 本法に基づく政・省令の制定に当たっては、危険物の安全対策に十分配慮し、法の運用に万全を期すること。また、危険物の判定試験の公正性を確保するための適切な対策を講ずること。

二 危険物質に係る災害の発生等に的確に対応できるよう消防力の基準の達成及びその拡充を推進するとともに、特に危険物の保安管理に当たっては、事故処理体制についてのマニュアルの確立、保安要員の確保、施設基準・運搬基準の整備等を図り、住民の安全確保に遺憾のないよう努めること。

三 消防職員の処遇の改善を図るため、その定員の確保、勤務時間の短縮など勤務体制の改善、執務環境の整備、公務災害の防止等を推進すること。また、消防職員の団結権問題については、引き続き誠意をもって検討を進めること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ皆様方の御賛同をお願いいたします。

○松本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松本委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、堀山自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。堀山自治大臣。

○堀山国務大臣 ただいまの附帯決議につきまし

ては、その御趣旨を尊重して善処してまいりたいと存じます。

○松本委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松本委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○松本委員長 第八回国会、内閣提出、地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。梶山自治大臣。

地方自治法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○梶山自治大臣 ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

この法律案は、地方制度調査会の答申にのっとり、機関委任事務制度について職務執行命令訴訟制度を見直すとともに、機関委任事務に係る議会及び監査委員の関与を拡充し、監査委員制度について監査委員の職務権限の拡大等その整備を図り、議会制度について議会運営委員会の設置等につき所要の措置を講ずる等により、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図ろうとするものであります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一は、機関委任事務制度の改善に関する事項であります。

まず、機関委任事務について地方議会の検閲・検査権及び監査請求権を認めるものとしたしております。

次に、職務執行命令訴訟制度についてはこれを見直し、地方公共団体の長の罷免の制度を廃止するとともに、主務大臣は、知事の処理する国の機関委任事務の管理、執行について法令もしくは主務大臣の処分に対する違反または懈怠があり、他の方法でその是正を図ることが困難で、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、知事に対する勧告、命令及び知事の不履行の事実を確認する内閣告示を経て、知事にかわって当該事項を行うことができるものと

し、知事は、主務大臣の命令について内閣総理大臣に不服の申し出ができ、さらに、内閣総理大臣から不服の申し出に理由がない旨の通告があったときは、主務大臣の命令の取り消しを求める訴えを提起し、その際執行停止の申し立てをすることができるとしてあります。なお、市町村長の処理する国の機関委任事務の管理、執行に關してもこれに準ずることとしてあります。

また、機関委任事務について、監査委員が必要と認めるときは、これを監査できることとしたしております。

第二は、地方公共団体の議会についての改正であります。

議会の委員会は、調査または審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聞くことができるものと、また、議会は、条例で議会運営委員会を置くことができるものとしたしております。

第三は、監査委員制度の整備に関する改正であります。

まず、議員以外の者から選任される監査委員に

ついては、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に關しすぐれた識見を有する者でなければならぬこととし、その数が二人以上であるときは、少なくとも一人以上は、選任前五年間において当該普通地方公共団体の職員でなかった者でなければならぬものとするものと、都道府県及び政令で定める市にあっては、一人以上は常勤としなければならぬこととしてあります。

次に、監査委員の身分取り扱いについての規定を整備することとしたしております。

また、監査委員は、必要があるとき、普通地方公共団体の事務の執行及び公の施設の管理を受託している団体の出納その他の事務の執行についても監査できるものとしてあります。

最後に、選挙管理委員の身分取り扱いについての規定の整備及び地方公共団体の処理事務を掲げた別表の規定の改正等所要の規定の整備を行うこととしたしております。

以上が、地方自治法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○松本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十六分散会

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第三項中「その結果を」を「監査の結果に關する報告を決定し、これを」に、「通知し、かつ、これを公表するとともに」を「送付し、かつ、公表するとともに、これを」に、「基く」を「基づく」に、「報告しなければならぬ」を「提出し

なければならぬ」に改め、同項の次に次の一項を加える。

前項の規定による監査の結果に關する報告の決定は、監査委員の定数が二人以上である場合においては、その合議によるものとする。

第九十八条第一項中「当該普通地方公共団体の事務」の下に「又は当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会若しくは監査委員その他法令若しくは条例に基づく委員会若しくは委員の権限に属する事務(政令で定めるものを除く。）」を加え、「基く」を「基づく」に、「事務の管理」を「これらの事務の管理」に改め、同条第二項中「当該普通地方公共団体の事務」の下に「又は当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会若しくはその他法令若しくは条例に基づく委員会若しくは委員の権限に属する事務(政令で定めるものを除く。）」を加え、「その結果の報告」を「監査の結果に關する報告」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合における監査の実施については、第九十九条第二項後段の規定を準用する。

第九十九条第四項の次に次の一項を加える。

常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に關する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第九十九条の次に次の一条を加える。

第九十九条の二 普通地方公共団体の議会は、条例で議会運営委員会を置くことができる。

議会運営委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。

議会運営委員会は、次に掲げる事項に關する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

一 議会の運営に關する事項

二 議会の会議規則、委員会に關する条例等に

関する事項

三 議長の諮問に関する事項

前条第四項から第六項までの規定は、議會運営委員会について準用する。

第百十條第四項及び第五項の規定は、特別委員会について準用する。

第百十一條中「前二條」を「前三條」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

第百四十六條を次のように改める。

第百四十六條 削除

第百五十一條の次に次の一條を加える。

第百五十一條の二 主務大臣は、国の機関としての都道府県知事の権限に属する国の事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主務大臣の処分違反するものがある場合又はその国の事務の管理若しくは執行を怠るものがある場合において、この項から第七項までに規定する措置以外の方法によつてその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、文書により、当該都道府県知事に対して、その旨を指摘し、期限を定めて、当該違反を是正し、又は当該怠る事務の管理若しくは執行を改めるべきことを勧告することができる。

主務大臣は、都道府県知事が前項の期限までに同項の規定による勧告に係る事項を行わないときは、文書により、当該都道府県知事に対し、期限を定めて当該事項を行うべきことを命令することができる。

都道府県知事は、前項の規定による命令に不服があるときは、同項の文書が到達した日から十四日以内に、文書により、その旨を内閣総理大臣に申し出るることができる。

内閣総理大臣は、前項の規定による申出があつたときは、三十日以内に調査を行い、当該申出に理由があると認めるときは、主務大臣に対し必要な指示をするとともに、文書によりその旨を当該都道府県知事に通知し、当該申出に理

由がないと認めるときは、文書により、その理由を示しその旨を当該都道府県知事に通告しなければならない。

内閣総理大臣は、第三項に定める期間内に同項の都道府県知事の申出がなく、かつ、第二項の期限までになお当該都道府県知事が同項の命令に係る事項を行わないとき、又は当該都道府県知事が前項の規定による当該都道府県知事の申出に理由がない旨の内閣総理大臣の通告を受けた日から三十日を経過した日（その日が第二項の期限前であるときは、当該期限）までになお当該事項を行わないときは、主務大臣の請求に基づき、閣議の決定を経て、その事実を確認する旨を告示することができる。

主務大臣は、前項の規定による告示があつたときは、直ちにその旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

主務大臣は、第五項の規定による告示があつた日から十五日を経たときは、都道府県知事に代わつて第二項の規定による命令に係る事項を行うことができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都道府県知事に対し、当該事項を行う日時、場所及び方法を通知しなければならない。

都道府県知事は、第四項の規定により当該都道府県知事の申出に理由がない旨の内閣総理大臣の通告があつたときは、当該通告を受けた日から三十日以内に高等裁判所に対し第二項の規定による主務大臣の命令の取消しを求める訴えを提起することができる。

都道府県知事は、高等裁判所に対し前項の規定により訴えを提起したときは、直ちに、文書により、その旨を主務大臣に通知しなければならない。

当該高等裁判所は、第八項の規定により訴えが提起されたときは、速やかに口頭弁論の期日を定め、当事者を呼び出さなければならない。その期日は、同項の訴えの提起があつた日から十五日以内とする。

第八項の訴えの提起は、第二項の規定による命令の効力を妨げない。

第八項の訴えの提起があつた場合において、都道府県知事から申立てがあり、本案について申立人の主張に法律上理由があるとみえるときは、高等裁判所は、決定をもつて、第二項の規定による命令の効力を停止することができる。ただし、申立人の主張に理由がないことについて、疎明があつたときは、この限りでない。

前項の申立ては、第八項の訴えの提起と同時にしなければならない。

第十二項の決定は、口頭弁論を経ないですることができる。ただし、あらかじめ、当事者の意見を聴かなければならない。

第十二項の申立ての管轄裁判所は、本案の係属する裁判所とする。

第二項の規定による主務大臣の命令が判決により取り消された場合において、既に第七項の規定に基づき当該命令に係る事項が行われているときは、都道府県知事は、当該判決の確定後三月以内にその処分を取り消し、又は原状の回復その他必要な措置を執ることが出来る。

前各項の規定は、国の機関としての市町村長の権限に属する国の事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主務大臣若しくは都道府県知事の処分違反するものがある場合又はその国の事務の管理若しくは執行を怠るものがある場合において、この項に規定する措置以外の方

法によつてその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときについて準用する。この場合においては、前各項の規定中「主務大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替へるものとする。

第八項（前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の訴えに係る高等裁判所の判決に対する上告の期間は、一週間とする。

第八項の訴えについては、行政事件訴訟法第四十三條第一項の規定にかかわらず、同法第十二條第二項及び第三項、第十三條、第十六條から第二十二條まで、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條並びに第三十四條の規定は、準用しない。

前各項に定めるもののほか、第八項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第百八十四條の次に次の一條を加える。

第百八十四條の二 普通地方公共団体の議會は、選挙管理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は選挙管理委員の職務上の義務違反その他選挙管理委員たるに適しない非行があると認めるときは、議決によりこれを罷免することができる。この場合においては、議會の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

第百八十五條の次に次の一條を加える。

第百八十五條の二 選挙管理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第百九十六條第一項中「財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者」を「人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者」に、「本款において「知識経験を有する者」を「この款において「識見を有する者」に改め、同条第三項中「知識経験を有する者」を「識見を有する者」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が二人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその一人以上は、選任前五

ない。

第百九十六條に次の一項を加える。

都道府県及び政令で定める市にあつては、職見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

第百九十七條中「知識経験を有する者」を「職見を有する者」に改め、同條の次に次の一項を加える。

第百九十七條の二 普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

第百九十八條の二の次に次の一項を加える。

第百九十八條の三 監査委員は、その職務を遂行するに当たつては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。

監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第百九十九條第二項中「監査委員は、」の下に「第一項又は」を加え、「あたつては」を「当たつては」に改め、「管理」の下に「又は同項に規定する事務の執行を加え、」を「つて」に改め、

同条第六項中「及び当該普通地方公共団体」を、「当該普通地方公共団体の公の施設の管理を委託している公共団体又は公共的団体」を加え、

同条第八項中「監査の結果を」を「監査の結果に関する報告を決定し、これを」に、「基く」を「基づく」に、「報告し、且つ」を「提出し、かつ」に改め、同条第九項中「基いて」を「基づいて」に、「報告」を「監査の結果に関する報告」に改め、同条第一項の

次に次の一項を加える。

監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があるとき、普通地方公共団体の事務又は普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員の権限に属する事務（政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に必要事項は、政令で定める。

第百九十九條に次の一項を加える。

第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の定数が二人以上である場合においては、その合議によるものとする。

第百九十九條の三第一項中「知識経験を有する者」を「職見を有する者」に改める。

第二百七條中「第百九十九條第七項」を「第百九十九條第五項、第百九十九條の二第四項及び第百九十九條第四項」に改め、「第百九十九條第四項」の下に、第百九十九條の二第四項を加える。

第二百三十三條第五項中「議決とあわせて」を「議決及び第三項の規定による監査委員の意見と併せて」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「あたつては」を「当たつては」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の定数が二人以上である場合においては、その合議によるものとする。

第二百三十五條の二第三項中「前二項の規定による検査又は監査の結果を」を「第一項の規定による検査の結果に関する報告又は前項の規定による監査の結果に関する報告」に、「報告し」を「提出し」に改め、

第二百四十一條第五項中「第二百三十三條第四項」を「第二百三十三條第五項」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第七項中「前五項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

次に次の一項を加える。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の定数が二人以上である場合においては、その合議によるものとする。

第二百五十二條の十一第四項中「行なう」を「行ふ」に、「少くとも」を「少なくとも」に、「監査の結果を」を「監査の結果に関する報告」に、「報告し、且つ」を「提出し、かつ」に改める。

第二百八十七條第三項中「第百九十六條第二項」を「第百九十六條第三項」に改める。

第三百十五條の見出しを「監査の結果に関する報告」に改め、同条第一項中「監査の結果を」を「監査の結果に関する報告」に、「報告し」を「提出し」に改め、同条第二項中「前項の報告」を「前項の規定により監査の結果に関する報告の提出」に改める。

別表第一第一号中「行なう」を「行ふ」に改め、「作成の指導」の下に「市町村の消防が行う人命の救助に係る活動の指導」を加え、同表第一号の二十九の第一の三十九とし、第一号の二十八を第一号の三十八とし、第一号の二十七を削り、第一号の二十六を第一号の三十七とし、第一号の二十から第一号の二十五までを十一号ずつ繰り下げ、第一号の十九を第一号の二十八とし、同号の次に次の二号を加える。

一の二十九 過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、過疎地域振興方針を定め、これに基づいて都道府県過疎地域振興計画を定め、市町村過疎地域振興計画について協議し、過疎地域における基幹道路を整備し、及び無医地区の医療の確保に必要な措置を講ずる等の事務を行うこと。

一の三十 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）の定めるところにより、半島振興対策実施地域に係る半島振興計画を作成し、及び半島振興計画に基づく事業を実施すること。

別表第一中第一号の十八を第一号の二十七とし、同号の十七を第一号の二十五とし、同号の次に次の一号を加える。

一の二十六 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の定めるところにより、全国の区域について定める国土の利用に関する計画について意見を述べること。

別表第一中第一号の十六を第一号の二十四とし、第一号の十から第一号の十五までを八号ずつ繰り下げ、第一号の九を第一号の十五とし、同号の次に次の二号を加える。

次に次の二号を加える。

一の十六 地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）の定めるところにより、地域振興整備公団が行う特定の地域の開発整備のための大規模な事業の施行に係る業務を指定する政令の制定又は改廃の立案及び同公団が定める土地区画整理事業の事業計画について意見を述べ、並びに同公団が作成する事業実施基本計画について協議すること。

一の十七 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第十八号）の定めるところにより、水源地域整備計画の案の作成について意見を述べ、及び水源地域整備計画に基づく事業を実施すること。

別表第一中第一号の八を第一号の十四とし、第一号の五から第一号の七までを六号ずつ繰り下げ、第一号の四を第一号の九とし、同号の次に次の一号を加える。

一の十 自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）の定めるところにより、条例で、商業地域等において、自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設を新築しようとする者等が自転車駐車場を設置しなければならない旨を定めること。

別表第一第一号の三中「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」を「活動火山対策特別措置法」に改め、「避難施設緊急整備地域」の下に「又は降灰防除地域」を加え、「並びに」を削り、「及び防災営農施設整備計画」を作成する

を削り、「及び防災営農施設整備計画」を作成する

を削り、「及び防災営農施設整備計画」を作成する

を削り、「及び防災営農施設整備計画」を作成する

を削り、「及び防災営農施設整備計画」を作成する

を削り、「及び防災営農施設整備計画」を作成する

を削り、「及び防災営農施設整備計画」を作成する

こと」を、防災官廳施設整備計画、防災林業経営施設整備計画又は防災漁業経営施設整備計画を作成し、地域防災計画において火山現象による災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項等について定め、並びに火山現象に関する情報により予想される災害の事態及びこれに對してとるべき措置について、指定地方行政機関の長等に必要の通報又は要請を行うこと」に改め、同号を同表第一号の八とし、同表中第一号の二を第一号の六とし、同号の次に次の一号を加える。

一の七 大規模地震対策特別措置法(昭和五十二年法律第七十三号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、地震防災対策強化地域指定等について意見を述べ、地震防災強化計画を定め、地震防災訓練を実施し、警戒宣言が発せられた場合に、歩行者若しくは車両の通行を禁止し若しくは制限し、他の都道府県知事に対して緊急措置の実施について応援を求め、又は地震防災緊急対策に係る措置を実施するため特に必要があるときに関係者に對して協力命令若しくは保管命令を發し、土地、家屋若しくは物資を使用し、若しくは物資を収用し、若しくは職員をして物資の所在する場所等に立入検査させ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴し、及び都道府県知事の行う緊急公用負担の処分等に係る損失補償をする等地震防災緊急対策を実施し、その他地震防災に関する事務を行うこと。

別表第一第一号の次に次の四号を加える。
一の二 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の定めるところにより、救急業務を行っていない市町村の区域に係る高速自動車国道又は一般国道のうち救急業務が特に必要な区間内における応急業務を行い、及び消防本部を置かない市町村の区域における火災原因の調査を行うこと。
一の三 消防法の定めるところにより、消防に必要な水利施設を設置し、維持し、及び管理

し、並びに火災の予防等に関する条例を設け、その他火災の予防、警戒、鎮圧等のために必要な措置を講じ、救急業務を行い、並びに消防作業に従事した者等の災害について療養その他の給付を行うこと。(都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。)

一の四 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)の定めるところにより、第一種事業所の新設等に関する計画について意見を述べ、石油コンビナート等防災計画を作成し、及び特別防災区域を指定する政令の制定又は改正の立案について意見を述べること。

一の五 石油コンビナート等災害防止法の定めるところにより、自衛防災組織及び共同防災組織に對して、災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施について指示すること。(都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。)

別表第一第二号の八を第二号の九とし、第二号の七を削り、同表第二号の六中「瀬戸内海環境保全臨時措置法」を「瀬戸内海環境保全特別措置法」に改め、「定めるところにより、」の下に「瀬戸内海環境保全基本計画又は」を加え、「述べることを」述べ、及び自然海浜保全地区を指定する等の事務を行うこと」に改め、同号を同表第二号の七とし、同号の次に次の一号を加える。
二の八 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)の定めるところにより、指定湖沼又は指定地域の指定等について意見を述べ、湖沼水質保全計画を定め、及び湖沼水質保全計画に基づく事業を実施し、並びに総量削減指定湖沼を定める政令の制定又は改廃の立案について意見を述べること。

別表第一第二号の五中「特例を定め」の下に「排水基準のみによつては水質環境基準の確保が困難であると認められる水域等を定める政令の制定若しくは改廃の立案又は総量削減基本方針の決定若しくは変更について意見を述べ」を加え、同号を

同表第二号の六とし、同表第二号の四中「及びいおう酸化物質」を「及び排出基準のみによつては大気環境基準の確保が困難であると認められる地域を指定する政令若しくは硫黄酸化物」に、「又はいおう酸化物質」を「又は硫黄酸化物」に改め、同号を同表第二号の五とし、同表第二号の三の次に次の一号を加える。

二の四 公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第十一号)の定めるところにより、事業活動その他の人の活動に伴つて生じた相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁の影響による疾病が多発している地域等を指定する政令の制定又は改廃の立案について意見を述べ、公害医療機関の診療内容及び診療報酬を審査し、並びに診療報酬の額を決定すること。

別表第一第五号の次に次の一号を加える。
五の二 伝染病予防法及びこれに基づく政令の定めるところにより、伝染病院、隔離病舎、隔離所又は消毒所を設置し、及び家用水の使用の停止期間中家用水を供給すること。(都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。)

別表第一第六号を次のように改める。
六 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の定めるところにより、物件の廃棄等による損失の補償に関する事務を行い、患者に係る医療等に要する費用の全部又は一部を負担し、緊急その他やむを得ない理由により医療を受けた患者に係る療養費を支給し又は支払い、市町村が支弁した医療費等の給付に要する費用の一部を負担し、及び事業者等が支弁した健康診断等に要する費用に對して補助すること。

別表第一第七号の二中「のための」を「及び医療費等の給付に要する」に、「支出する」を「負担する」に改め、同表第八号を次のように改める。
八 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の定めるところにより、市町村が行う医療等以外

の保健事業の実施に關して市町村に對する必要な援助及び市町村相互間の連絡調整を行い、市町村に代わつて医療等以外の保健事業の一部を行い、市町村の支弁する保健事業に要する費用の一部を負担し、並びに市町村から医療等以外の保健事業の実施の状況に關する報告を求めること。

別表第一第九号中「及びこれに基づく政令」並びに「及び」及び「尿浄化槽清掃業」を削り、「行うこと」を行い、一般廃棄物処理業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事業場等に立入検査させ、並びに基準に適合しない一般廃棄物の処理を行つた者に対して必要な措置を命ずる等の事務を行うこと」に改め、同表中第九号の二を第九号の五とし、第九号の次に次の三号を加える。

九の二 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の定めるところにより、条例で浄化槽工事の技術上の基準について特別の定めをし、及び浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度を設けること。

九の三 浄化槽法の定めるところにより、浄化槽清掃業の許可に関する事務を行い、浄化槽清掃業者に對して必要な指示をし、浄化槽清掃業者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等の事務を行うこと。(都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。)

九の四 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)の定めるところにより、広域処理対象区域の指定等について意見を述べ、及び広域臨海環境整備センターが作成する基本計画等について協議すること。
別表第一第十四号中「定めるところにより、」の下に「医療計画を定め、病院を開設しようとする者又は病院の開設等に対して病院の開設又は病棟の病床数の増加等に関して勧告し、及び」を加え、同表中第十四号の二を削り、第十七号の二を第十七号の三とし、第十七号の次に次の一号を加

える。

十七の二 災害弔慰金の支給等に関する法律
(昭和四十八年法律第八十二号)の定めるところにより、市町村の災害弔慰金の支給に要する費用の一部を負担し、及び災害援護資金の貸付けに要する費用を市町村に貸し付けること。

別表第一第二十号の三中「母子福祉法を」を「母子及び寡婦福祉法に」、「父母のない児童を」を「寡婦、父母のない児童等」に、「行なう」を「行う」に改め、同表第二十号の二を第二十二号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二の五 地方増進法(昭和五十九年法律第三十四号)の定めるところにより、職員をして農地に立入調査させること。

別表第一中第二十二号を第二十二号の三とし、同表第二十一号の三中「定めるところにより、」の下に「協同農業普及事業の運営に関する方針について意見を述べ、協同農業普及事業の実施に関する方針を定め、及び」を加え、同号を同表第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二 農用地開発公団法(昭和四十九年法律第四十三号)の定めるところにより、主務大臣が定める農用地開発公団の事業実施方針について意見を述べ、及び同公団が作成する事業実施計画等について協議する等の事務を行うこと。

別表第一中第二十一号の二を第二十一号の七とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一の八 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)の定めるところにより、雇用促進事業団に対して、職業訓練の実施に関する事項について報告を求め、及び必要な要請をすること。

別表第一中第二十一号を第二十一号の六とし、第二十号の十を第二十一号の五とし、同表第二十号の九中「身体障害者について」を「身体障害者及び精神薄弱者について」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同表第二十一号の四とし、同表中第

二十号の八を第二十一号の三とし、同表第二十号の七中「勤労婦人福祉法を」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に、「勤労婦人福祉対策基本方針を」を「女子労働者福祉対策基本方針」に改め、同号を同表第二十一号の二とし、同表中第二十号の六を第二十一号とし、同表第二十三号中「並びに」を「及び」に改め、「及び防除に必要な器具」を削り、同表第二十三号の二中「指定種子生産は場を」を「指定種子生産は場等」に、「は場及び」を「は場及び」に、「は場審査証明書」を「は場審査証明書」に、「市町村、農業者の組織する団体又は指定種子生産者等」を「指定種子生産者等又は指定種子生産者等に主要農作物の種子の生産を委託した者に対して」に改め、同表第二十三号の三を次のように改める。

二十三の三 果樹農業振興特別措置法(昭和十六年法律第十五号)の定めるところにより、特定果実生産者等に対して必要な勧告を行うこと。

別表第一中第二十五号の六を第二十五号の九とし、第二十五号の五を第二十五号の七とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五の八 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)の定めるところにより、沿岸漁場整備開発計画について意見を述べ、並びに漁場利用協定の締結のための交渉に関する勧告をし、漁場利用協定の届出を受理し、及びその遵守についてあつせんすること。

別表第一中第二十五号の四を第二十五号の六とし、第二十五号の三を第二十五号の五とし、第二十五号の二を第二十五号の四とし、第二十五号の次に次の二号を加える。

二十五の二 分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)の定めるところにより、分収林契約に係る募集等をする者の届出を受理し、当該届出をした者等に対して届出事項の変更又は遵守を勧告し、勧告に従っていない

と認めるときにその旨を公表し、及び当該届出をした者等から必要な報告を求めること。

二十五の三 保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)の定めるところにより、特定保安林の指定等について主務大臣と協議し、及び要整備森林等についての所有権の移転等に関し協議すべき旨を勧告すること。

別表第一中第二十六号の十九を第二十六号の二十七とし、第二十六号の十八を第二十六号の二十五とし、第二十六号の十七を第二十六号の二十五とし、同表第二十六号の十六中「講ずること」を「講じ、及び国の設置に係る都市公園を設置すべき区域の決定について協議すること」に改め、同号を同表第二十六号の二十四とし、同表中第二十六号の十五を第二十六号の二十三とし、第二十六号の十四を第二十六号の二十一とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六の二二 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)の定めるところにより、地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業の事業計画について意見を述べること。

別表第一中第二十六号の十三中「日本住宅公団」を「住宅・都市整備公団又は地域振興整備公団」に改め、同号を同表第二十六号の十九とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六の二〇 住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)の定めるところにより、住宅・都市整備公団が定める住宅の建設計画、宅地の造成計画又は土地区画整理事業の事業計画について意見を述べ、及び同公団が特定公共施設の新設等に関する工事(河川工事を除く)を代行することについて同意を与える等の事務を行うこと。

別表第一中第二十六号の十二を第二十六号の十八とし、第二十六号の十一を第二十六号の十六とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六の十七 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年

法律第六十七号)の定めるところにより、住宅・都市整備公団又は地方住宅供給公社が定める住宅街整備事業の事業計画について意見を述べる等の事務を行うこと。

別表第一中第二十六号の十を第二十六号の十五とし、第二十六号の九を第二十六号の十三とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六の十四 都市計画法(昭和四十三年法律第九号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、都市計画を決定し、及びその旨を告示する等の事務を行うこと。(都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。)

別表第一中第二十六号の八を第二十六号の九とし、同号の次に次の三号を加える。

二十六の十 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第十号)の定めるところにより、主務大臣が行う航空機の航行の方法の指定及び航空機の騒音により生ずる障害が著しい特定飛行場の周辺の区域等の指定について意見を述べること。

二十六の十一 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)の定めるところにより、特定空港の設置者の要請に基づき航空機騒音対策基本方針を定めること。

二十六の十二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)の定めるところにより、排出油防除計画について意見を述べること。

別表第一中第二十六号の七の次に次の一号を加える。

二十六の八 中小企業技術開発促進臨時措置法(昭和六十年法律第五十五号)の定めるところにより、認定中小企業者等に対して必要な指導及び助言を行うこと。

別表第一中第二十八号の十二を削り、第二十八号の十三を第二十八号の十二とし、第二十九号の四を第二十九号の五とし、第二十九号の三を第二

十九号の四とし、第二十九号の二を第二十九号の三とし、同表第二十九号中「学校教育法」の下に「昭和二十二年法律第二十六号」及びこれに基づく政令を、「管理し」の下に、学校（大学及び高等専門学校を除く。）の学期を定め、私立の学校（大学及び高等専門学校を除く。）が廃止されたとき必要な書類を保存し」を加え、同号を同表第二十九号の二とし、同表第二十八号の十四を第二十九号とし、同表第三十二号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「行なうこと」を「行い、並びに遺跡の現状を変更することとなるような行為に対する文化庁長官の停止等の命令について意見を述べること」に改め、同表第三十六号を削り、第三十五号の二を第三十六号とし、第三十七号の次に次の八号を加える。

三十七の二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）の定めるところにより、風俗営業、風俗関連営業及び深夜における飲食店営業に係る営業の禁止その他の営業の規制に関する条例を設け、風俗営業の許可、風俗営業者に係る営業所の構造等の変更の承認、管理者の解任の勧告、遊技機の認定等に関する事務を行い、風俗関連営業及び深夜における酒類提供飲食店営業を営もうとする者の届出を受理し、風俗営業者等に対する指示を行い、風俗営業等の営業の停止又は廃止を命じ、都道府県風俗環境浄化協会の指定等を行い、風俗営業者の団体の届出を受理し、並びに風俗営業者等から必要な報告を求め、又は警察職員をしてその営業所に立ち入らせること。

三十七の三 警備業法（昭和四十七年法律第一百七十七号）の定めるところにより、警備業を営もうとする者に係る認定等を行い、警備業及び機械警備業についての届出を受理し、警備員又は警備員にならうとする者について検定を行い、警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習を行い、警備員指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格

者証を交付し、警備業者に対して、必要な措置をとるべきことを指示し、又は営業の停止若しくは廃止を命じ、並びに警備業者から必要な報告を求め、又は警察職員をして営業所に立ち入検査させる等の事務を行うこと。

三十七の四 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の定めるところにより、銃砲等の用途に供する銃砲又は刀剣類の所持等の許可に関する事務等を行うこと。

三十七の五 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）の定めるところにより、銃銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入又は消費についての許可を行い、火薬類を運搬しようとする者に対して運搬証明書を交付し、及び必要な指示をし、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため火薬類の運搬又は銃銃用火薬類等の消費を一時禁止し、又は制限し、並びに警察職員をして火薬類の製造所等に立ち入検査させる等の事務等を行うこと。

三十七の六 質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）の定めるところにより、質屋営業の許可及び営業の停止に関する事務を行い、並びに他の公安委員会の許可を受けた質屋若しくはその代理人、使用人その他の従業者の違反事実又は自らした質屋の許可の取消し若しくは営業停止処分を関係公安委員会に通知すること。

三十七の七 古物営業法（昭和二十四年法律第八十八号）の定めるところにより、古物商又は市場主にならうとする者の許可及び営業の停止に関する事務を行い、並びに古物商が行商をしようとし、又はその従業者に行商をさせようとする場合及び古物商が市場以外において競り売りをしようとする場合の許可に関する事務等を行うこと。

三十七の八 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）の定めるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の

運搬に係る使用者等からの届出を受理し、運搬証明書を交付し、当該使用者等に対して必要な指示を行い、及びこれらの者から必要な報告を求め、又は警察職員をしてこれらの者の事務所等に立ち入検査させる等の事務等を行うこと。

三十七の九 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号）の定めるところにより、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の運搬に係る使用者等からの届出を受理し、当該使用者等に対して必要な指示を行い、及びこれらの者から必要な報告を求め、又は警察職員をしてこれらの者の事務所等に立ち入検査させる等の事務等を行うこと。

別表第一第三十八号中「道路交通の規制を行うこと」を、道路交通の規制を行い、自動車及び原動機付自転車の運転免許試験及び運転免許に関する事務等を行い、並びに交通安全対策特別交付金の用途等に関する国への報告等を行うこと」に改め、同表第三十九号及び第四十号を削り、第三十八号の二を第三十九号とする。

別表第二第一号中（一）の三を（一）の四とし、（一）の次に次のように加える。

（一）の三 公害健康被害補償法の定めるところにより、公害健康被害補償の診療内容及び診療報酬を審査し、並びに診療報酬の額を決定すること。（政令で定める市に限る。）

別表第二第一号（二）を次のように改める。

（二） 結核予防法の定めるところにより、物件の廃棄等による損失の補償に関する事務を行い、患者に係る医療等に要する費用の全部又は一部を負担し、及び緊急その他やむを得ない理由により医療を受けた患者に係る療養費を支給し又は支払うこと。（保健所を設置する市に限る。）

別表第二第一号中（四）を（三）とし、その次に次のように加える。

（四） 浄化槽法の定めるところにより、条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度を設けること。（保健所を設置する市に限る。）

別表第二第一号（四）の七の次に次のように加える。

（四）の八 小売商業調整特別措置法（昭和三十三年法律第五十五号）の定めるところにより、都道府県知事が行う小売市場の許可に關し協議する等の事務等を行うこと。

別表第二第二号中（二）を（一）とし、その次に次のように加える。

（一）の三 石油コンビナート等災害防止法の定めるところにより、第一種事業所の新設等に関する計画について意見を述べ、自衛防災組織及び共同防災組織に対して災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施について指示し、並びに特別防災区域を指定する政令の制定又は改正の立案について意見を述べること。

別表第二第二号中（二）を（二）とし、その次に次のように加える。

（二）の二 大規模地震対策特別措置法及びこれに基づき政令の定めるところにより、地震防災対策強化地域等の指定等について意見を述べ、地震防災強化計画を定め、地震防災訓練を実施し、警戒宣言が発せられた場合に、関係機関、住民等に警戒宣言の伝達等を行い、地震防災応急計画を作成した者等に対して必要な措置を指示し、要請し若しくは勧告し、消防機関若しくは水防団に出動を命じ、警察官若しくは海上保安官の出動を求め、居住者等に対する避難を指示し、警戒区域を設定し、当該警戒区域への立ち入りを制限し、他の市町村長等若しくは都道府県知事等に対して応急措置について応援を求め、若しくは応急措置の実施を要請し、又は地震防災応急対策に係る措置を実施するため緊急の必要があるときに他人

の土地、建物その他の工作物を一時使用し、土石、竹木その他の物件を使用し、及び市町村長の行う応急公用負担の処分等に係る損失補償をする等地震防災応急対策を実施し、その他地震防災に関する事務を行うこと。

別表第二号二の三「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」を「活動火山対策特別措置法」に、及び防災官署施設整備計画を「防災官署施設整備計画」に、防災官署施設整備計画又は防災官署施設整備計画に改め、「並びに」を削り、「実施すること」を「実施し、地域防災計画において火山現象による災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項等について定め、並びに火山現象に関する情報により予想される災害及びこれに対処するべき措置を関係機関、住民等に伝達すること」に改め、同号中三の二を三の五とし、三を三の四とし、二の二三を三の三とし、二の二二を三の二とし、二の二一を三の一とし、二の二〇を削り、二の一九を二の二八とし、二の二八を二の二六とし、その次に次のように加える。

二の二七 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）の定めるところにより、振興山村の指定の申請及び山村振興計画について協議すること。

別表第二号中二の十七を二の二五とし、二の十六を二の二四とし、二の十五を二の二三とし、二の十四を二の二二とし、二の十三を二の二一とし、二の十二を二の二八とし、その次に次のように加える。

二の十九 過疎地域振興特別措置法の定めるところにより、市町村過疎地域振興計画を定めること。

二の二十 半島振興法の定めるところにより、半島振興対策実施地域の指定の申請及び半島振興計画について協議し、並びに半島振興計画に基づき事業を実施すること。

島振興計画に基づく事業を実施すること。

別表第二号中二の十一を二の十六とし、その次に次のように加える。

二の十七 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の定めるところにより、農住組合の設立、定款の変更等について意見を述べ、農地利用規約の認定等を行い、及び農住組合から必要な報告を徴すること。

別表第二号中二の十を二の十五とし、二の九を二の十四とし、二の八を二の十三とし、二の七を二の十二とし、二の六を二の十一とし、二の五を二の十とし、二の四の次に次のように加える。

二の五 自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の定めるところにより、条例で、商業地域等において、自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設を新築しようとする者等が自転車駐車場を設置しなければならぬ旨を定めること。

二の六 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）の定めるところにより、都道府県知事が作成する公共用施設の整備に関する計画について意見を述べること。

二の七 地域振興整備公団法の定めるところにより、地域振興整備公団が行う特定の地域の開発整備のための大規模な事業の施行に係る業務を指定する政令の制定又は改廃の立案及び同公団が定める土地区画整理事業の事業計画について意見を述べ、並びに同公団が作成する事業実施基本計画について協議すること。

二の八 水源地域対策特別措置法の定めるところにより、水源地域の指定の申出及び水源地域整備計画の案の作成について意見を述べ、並びに水源地域整備計画に基づく事業を実施すること。

二の九 国土利用計画法の定めるところにより、

り、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画及び土地利用基本計画について意見を述べること。

別表第二号五の次に次のように加える。

五の二 公害健康被害補償法の定めるところにより、事業活動その他の人の活動に伴つて相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁の影響による疾病が多発している地域等を指定する政令の制定又は改廃の立案について意見を述べること。

五の三 大気汚染防止法の定めるところにより、指定ばい煙総量削減計画について意見を述べること。

別表第二号六中「定めるところにより、」の下に「総量削減計画について意見を述べ、及び」を加え、同号中八及び九を削り、七を九とし、六の六を八とし、同号六の五中「瀬戸内海環境保全臨時措置法」を「瀬戸内海環境保全特別措置法」に改め、同号中六の五を六の六とし、その次に次のように加える。

七 湖沼水質保全特別措置法の定めるところにより、指定湖沼等の指定の申出等及び湖沼水質保全計画について意見を述べ、並びに湖沼水質保全計画に基づく事業を実施すること。

別表第二号中六の四を六の五とし、六の三を六の四とし、六の二の次に次のように加える。

六の三 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）の定めるところにより、指定地域の指定等について意見を述べ、及び条例で当該地域に係る振動の規制基準の特例を定めること。

別表第二号十中「日本住血吸虫病の予防のための溝渠の新設の実施計画を作成し、並びに寄生虫病の予防及び治療に関する施設を設けること」を「寄生虫病の予防方法及び治療を施行すること」に改め、同号十の次に次のように加える。

十の二 老人保健法の定めるところにより、医療等以外の保健事業を行うこと。

別表第二号十一中「及びこれに基づく政令」、「並びに」及び「尿浄化槽清掃業」を削り、「行うこと」を行い、一般廃棄物処理業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事業場等に立入検査させ、並びに基準に適合しない一般廃棄物の処分を行った者に対して必要な措置を命ずる等の事務を行うこと」に改め、同号十一の次に次のように加える。

十一の二 浄化槽法の定めるところにより、浄化槽清掃業の許可に関する事務を行い、浄化槽清掃業者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等の事務を行うこと。

十一の三 広域臨海環境整備センター法の定めるところにより、広域処理対象区域の指定等について意見を述べ、及び広域臨海環境整備センターが作成する実施計画について協議すること。

別表第二号十三中「定めるところにより、」の下に「都道府県が定める医療計画について意見を述べ、及び」を加え、同号中二十を二十の二とし、十九の次に次のように加える。

二十 農用地開発公団法の定めるところにより、農用地開発公団が作成する事業実施計画について協議する等の事務を行うこと。

別表第二号二十一中「協議し、及び」を「協議し、」に、「作成する等の事務」を「作成し、並びに特定の農業用施設の用に供することを予定する土地の区域等の設定に関する協定の認可及び農業用排水施設等の維持運営に関する協定が適当である旨の認定に関する事務等」に改め、同号二十二の二中国又は都道府県を「土地改良区が行う農業集落排水施設整備事業の計画、国又は都道府県が」に改め、同号中二十二の二を二十二

の三)とし、その次に次のように加える。

(二十二)の四 地力増進法の定めるところにより、地力増進地域の指定及び地力増進対策指針について意見を述べること。

(二十二)の五 果樹農業振興特別措置法及びこれに基づき政令の定めるところにより、果樹園経営計画を都道府県知事に送付すること。

別表第二第二号(二十二)の次に次のように加える。

(二十二)の二 農用地利用増進法(昭和五十五年法律第六十五号)の定めるところにより、農事組合法人等が定める農用地利用規程が適当である旨の認定に関する事務を行うこと。

別表第二第二号中(二十三)の二を(二十三)とし、(二十三)の次に次のように加える。

(二十三)の二 食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、米穀の販賣業の許可の実施に関する基本的事項等に関し都道府県知事に対して意見を述べること。

別表第二第二号中(二十四)の四を(二十四)とし、(二十四)の次に次のように加える。

(二十四)の四 高度技術工業集積地域開発促進法(昭和五十八年法律第三十五号)の定めるところにより、都道府県の作成する開発計画について協議すること。

別表第二第二号中(二十五)の十六を(二十五)の二十五とし、(二十五)の十五を(二十五)の二十四とし、(二十五)の十四を(二十五)の二十一とし、その次に次のように加える。

(二十五)の二十三 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の定めるところにより、公有水面の埋立ての免許等について意見を述べる。

別表第二第二号中(二十五)の十三を(二十五)の二十一とし、その次に次のように加える。

(二十五)の二十一 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)の定めるところにより、生産緑地地区内に標識を設け、同地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行い、許可を受けないでこれらの行為を行つた者、許可の条件に違反した者等に対して原状回復等を命じ、及び許可を受けた者等から必要な報告を求め、又は職員をして同地区内の土地等に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第二第二号中(二十五)の十二を(二十五)の十九とし、(二十五)の十一を(二十五)の十八とし、(二十五)の十を(二十五)の十七とし、(二十五)の九を(二十五)の十五とし、その次に次のように加える。

(二十五)の十六 土地区画整理法の定めるところにより、地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業の事業計画について意見を述べる。

別表第二第二号(二十五)の八中「日本住宅公団」を「住宅・都市整備公団又は地域振興整備公団」に改め、同号中(二十五)の八を(二十五)の十三とし、その次に次のように加える。

(二十五)の十四 住宅・都市整備公団法の定めるところにより、住宅・都市整備公団が定める住宅の建設計画、宅地の造成計画又は土地区画整理事業の事業計画について意見を述べ、及び同公団が特定公共施設の建設等に関する工事(河川工事を除く)を代行することについて同意を与える等の事務を行うこと。

別表第二第二号中(二十五)の七を(二十五)の十二とし、(二十五)の六を(二十五)の十とし、その次に次のように加える。

(二十五)の十一 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の定めるところにより、住宅・都市整備公団又は地方住宅供給公社が定める住宅街区整備事業の事業計画について意見を述べる等の事務を行うこと。

別表第二第二号中(二十五)の五を(二十五)の九とし、同号(二十五)の四中(昭和四十三年法律第百号)を削り、「行ない」を「行い」に改め、同号中(二十五)の四を(二十五)の七とし、その次に次のように加える。

(二十五)の八 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)の定めるところにより、都道府県知事が行う沿道整備道路の指定について協議すること。

別表第二第二号(二十五)の三の次に次のように加える。

(二十五)の四 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の定めるところにより、空港周辺整備計画について意見を述べること。

(二十五)の五 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の定めるところにより、航空機騒音対策基本方針について意見を述べる。

(二十五)の六 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の定めるところにより、排出油防除計画について意見を述べること。

別表第二第二号中(二十六)の十二を削り、(二十六)の十三を(二十六)の十二とし、その次に次のように加える。

(二十六)の十三 道路交通法及びこれに基づく政令の定めるところにより、交通安全対策特別交付金の用途等に関する国への報告等を行うこと。

別表第二第二号(二十九)の七中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「行ない」を「行い」に改め、遺跡の現状を変更することとなるような行為に対する文化庁長官の停止等の命令について意見を述べることに改める。

別表第三第一号(二)中「完成検査」の下に「及び完成検査前検査」を、「命じ」の下に「保安に関する検査を行い、危険物の流出その他の事故が発生した場合に緊急の措置を講ずべきことを命じ」を加え、その次に次のように加える。

(二)の二 石油コンビナート等災害防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、第二種事業所を指定し、特定防災施設等の設置の検査を行い、自衛防災組織及び共同防災組織に係る届出を受理し、これらの届出の内容を管区海上保安本部の事務所の長に通知し、特定事業者に対して必要な措置を行うことを命じ、特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命じ、発生した災害の状況等について石油コンビナート等防災本部に報告し、特定事業者から必要な報告を求め、又は職員をして特定事業所に立入検査させ、並びに市町村長に対して特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止するため必要な措置を講ずべきことを要請する等の事務を行うこと。

別表第三第一号(三)の五中「公職選挙法及びこれに基づく政令」を「政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)及びこれに基づく政令」に改め、同号中(三)の五を(三)の七とし、(三)の四を(三)の五とし、その次に次のように加える。

(三)の六 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、郵便による不在者投票を行う選挙人について身体に重度の障害があることを証明すること。

別表第三第一号(三)の三中「その公告」を「使用又は取用の認定の告示」に改め、同号中(三)の三を(三)の四とし、(三)の二を(三)の三とし、(三)の次に次のように加える。

(三)の二 大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、警戒宣言が発せられた場合

に、市町村長に対して、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示すること。

別表第三第一号(四)中「つて主務官庁」を「つて主務大臣」に、「交付する交付金」を「交付すべき地方交付税」に、「行ない」を「行ない」に、「行なうこと」を「行ない」に改め、同号(四)の「中」を「に基づき」に、「概要調査に記載された固定資産の価格について市町村間に著しい不均衡があると認めるとき、その修正」を「決定が固定資産評価基準によつて行われていないと認められた場合に固定資産課税台帳に登録された価格の修正」に改め、同号五の五を次のように改める。

(五)の五 国土利用計画法及びこれに基づく政令の定めるところにより、土地利用基本計画を定め、土地に関する権利の移転等に係る規制区域を指定し、土地に関する権利の移転等の許可又は届出の受理を行い、その届出をした者に対して必要な勧告を行い、その勧告に従わないときにその旨及び勧告の内容を公表し、遊休土地である旨の通知を行い、遊休土地に係る計画の届出を受理し、その届出をした者に対して必要な助言又は勧告を行い、遊休土地の買取りの協議に関する事務を行い、並びに職員をして土地に関する権利の移転等の許可又は届出に係る当事者の営業所等に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号中五の十一を五の十三とし、五の十を五の十二とし、五の九を五の十とし、その次に次のように加える。

(五)の十一 水源地域対策特別措置法の定めるところにより、水源地域整備計画の案を作成すること。

別表第三第一号五の八中(昭和四十年法律第六十四号)を削り、同号中五の八を五の九とし、五の七を五の八とし、五の六を五の七とし、

(五)の五の次に次のように加える。

(五)の六 農住組合法の定めるところにより、農住組合の設立、定款の変更、交換分合計画等の認可に関する事務を行い、及び農住組合から必要な報告を徴し、その業務又は会計の状況を検査し、農住組合の解散を命ずる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号七中「登録原票の写票を分類整理し、及び」を削り、「承認し、その他外国人の登録に関する事務」を「承認する等の事務」に改め、同号中七の二を削り、九の十一を九の十四とし、同号九の十一中「和解の仲介」を「あつせん」に改め、同号中九の十一を九の十三とし、九の十を削り、同号九の九中「瀬戸内海環境保全臨時措置法」を「瀬戸内海環境保全特別措置法」に改め、「定めるところにより」の下に、「瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画を定め」を加え、「及び」を削り、「命ずること」を「命じ、並びに指定物質削減指導方針を定め、及び指定物質を排出する者から必要な報告を求める等の事務を行うこと」に改め、同号中九の九を九の十一とし、その次に次のように加える。

(九)の十一 湖沼水質保全特別措置法の定めるところにより、湖沼特定事業場の排水について規制基準を定め、湖沼特定事業場の汚水等の処理の方法の改善その他必要な措置を命じ、指定施設の設置等が遵守すべき基準を定め、指定施設等の構造若しくは使用の方法の改善を勧告し若しくは命じ、及び指定施設等の設置者から必要な報告を求め、又は職員をして指定施設等の設置場所に立入検査させ、並びに湖沼総量削減計画及び総量規制基準を定める等の事務を行うこと。

別表第三第一号中九の八を九の十とし、同号九の七中「及びこれに基づく政令」を削り、同号中

(九)の七を九の九とし、同号九の六中「及びこれに基づく政令」を削り、同号中九の六を九の七とし、その次に次のように加える。

(九)の八 振動規制法の定めるところにより、指定地域を指定し、及び当該地域に係る振動の規制基準を定めること。

別表第三第一号五の五中「定めるところにより」の下に、「総量削減計画及び総量規制基準を定め」を加え、「若しくは排水水の排出の一時停止又は緊急時における必要な措置を」、「排水水の排出の一時停止その他必要な措置を」、「及び特定施設」を並びに特定施設に改め、同号中九の五を九の六とし、同号九の四中「定めるところにより」の下に、「指定ばい煙総量削減計画及び総量規制基準を定め」、「受理し、」の下に「ばい煙排出者等に対して」を加え、「若しくは使用の一時停止又は緊急時における必要な措置を命じ」を、「使用の一時停止その他必要な措置を命じ、大気中の自動車排出ガスの濃度の測定を行い」、「及びばい煙排出者等」を並びにばい煙排出者等に改め、同号中九の四を九の五とし、九の三の次に次のように加える。

(九)の四 公害健康被害補償法の定めるところにより、指定疾病に係る認定、公害医療手帳の交付及び補償給付の支給に関する事務を行い、公害保健福祉事業を行い、指定疾病に係る認定を受けた者等から必要な報告を求め、指定疾病に係る認定を受けた者等に対して受診命令等の措置を講じ、並びに公害医療機関から必要な報告を求め、又は職員をしてその施設に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号十の二中(昭和三十三年法律第四十一号)の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「行ない、並びに」を「行ない、」に、「指定する等の事務を行なうこと」を「指定し、並びに医療費及び一般疾病医療費を支給し、医療を行った者等に対して報告等を命じ、又は職員をして質問させ

る等の事務を行うこと」に改め、同号十の三中「被爆者に対し、特別手当、健康管理手当、医療手当、介護手当等」を「被爆者等に対して医療特別手当等」に改め、同号十の二中「事務を行ない」の下に、「管理栄養士を置かなければならない集団給食施設を指定し」を加え、同号十の八中「性病予防法」の下に(昭和二十三年法律第六十七号)を加え、「売いん常習の疑を、売いん常習の疑い」に改め、同号十の九中「伝ばんを」を「伝ばん」に、「日本住血吸虫病の予防のための溝渠の新設の実施計画の作成並びに寄生虫病の予防及び治療に関する施設」を「寄生虫病の予防方法及び治療に改め、同号十の九の次に次のように加える。

(十九)の二 老人保健法の定めるところにより、医療等に関し保険医療機関等及び保険医等に対して指導を行い、保険医療機関等、医師等若しくは医療等を受けた者に対して必要な報告若しくは帳簿書類等の提示を命じ、又は職員をして保険医療機関等の設備若しくは帳簿書類等を検査させ、並びに社会保険診療報酬支払基金等若しくは保険者からこれらの業務若しくは財産の状況に関し報告を求め、又は職員をしてその状況を調査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号二十の二中「設置」を「設置等」に改め、「受理し」の下に「これらの届出に係る計画の変更又は廃止を命じ」を加え、「及び業務の停止及び」を削り、「立入検査させること」を「立入検査させ、及び基準に適合しない産業廃棄物の処分を行った者等に対して必要な措置を命ずる等の事務を行うこと」に改め、同号二十の二の次に次のように加える。

(二十)の三 浄化槽法の定めるところにより、浄化槽の設置等に関する届出を受理し、当該届出した者に対して必要な勧告を行い、当該届出に係る計画の変更又は廃止を命じ、浄化槽の保守点検又は清掃についての改善命令等を行い、指定検査機関の指定

る等の事務を行うこと」に改め、同号十の三中「被爆者に対し、特別手当、健康管理手当、医療手当、介護手当等」を「被爆者等に対して医療特別手当等」に改め、同号十の二中「事務を行ない」の下に、「管理栄養士を置かなければならない集団給食施設を指定し」を加え、同号十の八中「性病予防法」の下に(昭和二十三年法律第六十七号)を加え、「売いん常習の疑を、売いん常習の疑い」に改め、同号十の九中「伝ばんを」を「伝ばん」に、「日本住血吸虫病の予防のための溝渠の新設の実施計画の作成並びに寄生虫病の予防及び治療に関する施設」を「寄生虫病の予防方法及び治療に改め、同号十の九の次に次のように加える。

十の四 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）の定めるところにより、市町村が定める一般廃棄物処理業等についての合理化事業計画を承認すること。

別表第三第一号二十六中「行い」の下に「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録を行い」を、「特定建築物所有者等」の下に「若しくは登録業者」を、「職員をして特定建築物」の下に「若しくは登録営業所」を加え、同号二十六の三中「基く」を「基づく」に、「営業者及び環境衛生同業組合」を「環境衛生同業小組合の設立、定款の変更等」を認め、組合協約等に関するあつせん及び調停を行い、都道府県環境衛生営業指導センターの指定に関する事務を行い、並びに営業者、環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合及び都道府県環境衛生営業指導センターに、「監督上必要な措置を講ずること」を「の事務を行うこと」に改め、同号三十中「下い」の下に「手

「**防注射濟票を交付し**」を加え、**同号三十一中**「**業務の停止等**に關する事務等」を「**に關する事務**」を行い、**医療法人**に對して必要な措置をとるべき旨を命じ、その命令に従わぬときに業務の停止を命じ、又は役員の解任を勧告し、及び**医療法人**から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所に立入検査させる等の事務」に改め、**同号三十六の二中**「**昭和三十年法律第六十八号**」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「試験及び免許」を「試験等」に改め、**同号三十九中**「**薬事法**」の下に「**昭和三十五年法律第四百十五号**」を加え、「**医薬品の販売業等の許可**」を「**医薬品等の**

に、「行ない」を「行い」に改め、同号五十の三に「特別児童扶養手当法」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に改め、「及びこれに基づく政令」を削り、「受給資格者の受給資格及び特別児童扶養手当の額を認定し、特別児童扶養手当」を「特別児童扶養手当の受給資格者の受給資格及びその

額を認定し、障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給資格者の受給資格の認定及び支給に関する事務を行い、これらの手当に、「受給資格者に」を「これらの手当の受給資格者に」に、「受給資格者等」を「これらの手当の受給資格者等」に、「行ない」を「行い」に、「官公署等」を「官公署」に、「求めること」を「求める等の事務を行うこと」に改め、同号(五十一中「報酬の価額」の下に「及び日雇労働者が受ける賃金で通貨以外のもので支払われるものの価額」を加え、「保険葉局」を「及び保険葉局」に、「及び保険医、」を「保険医及び」に改め、「登録」の下に「特定承認保険医療機関の承認」を、「標準報酬等に関する事務」の下に「日雇特例被保険者手長の交付等に関する事務並びに改訂の賃

者に對し一部負担金に相當する額の範圍内における健康保險の「を」を加え、「講ずること」を「講じ、並びに被保險者に對し一部負担金に相當する額の範圍内における給付を行う法人等の承認を行うこと」に改め、同号五十一の二を削り、同号五十三中行ないを「行い」に、並びに國民健康保險法を、國民健康保險法に改め、「登録一の」下に、「特定承認療養取扱機關の承認並びにこれらに對する指導等」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同号五十三の二を削り、同号五十五中「及び保險薬剤師を」、保險薬剤師及び特定承認保險医療機關に、「講ずること」を「講じ、並びに被保險者に對し一部負担金に相當する額の範圍内における

礎年金等の」に、「障害年金の受給権者を「障害基礎年金の受給権者」に、「及び障害年金の額の改定並びに国民年金」を「障害基礎年金等の額の改定、受給権者等からの届出等の受理及びその届出に係る事実についての審査、並びに年金たる給付」に改め、同号五十五の三中、「弔慰金及び遺

族一時金」を「及び弔慰金」に、「行なう」を「行う」に改め、同号五十七の三中「基く」を「基づく」に改め、「労働金庫について」の下に、「定款及び業務の方法の変更」を加え、「及び会員」を「並びに会員」に、「労働金庫から必要な報告を求め、業務又は会計の状況を検査する」を「労働金庫等から必要な報告又は資料の提出を求め、職員をして労働金庫等の事務所等に立入検査させる」に改め、同号五十八中「基く」を「基づく」に、「募集を許可する」を「募集の届出の受理又は許可を行う」に改め、同号中五十九を削り、五十八の三を五十九とし、五十八の二を五十八の三とし、その次に次のように加える。

五十八の四 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、都道府県高年齢者雇用安定センターの指定等に関する事務を行うこと。

別表第三第一号 五十八の次に次のように加える。

五十八の二 雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村その他これに準ずるものの事業に雇用される者について同法を適用しない旨を認定する等の事務を行う。

合等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること」に改め、同号/五十九の三中「市町村の任命権者の」を「市町村等の任命権者が」に、「重度障害者」を「特定重度障害者」に改め、「並びに」を削り、「勧告すること」を「勧告し、並びに市

町村等における身体障害者である職員の任免に關する狀況の通報を受理すること」に改め、同号五十九の五中「社会保険労務士業の届出を受理し、社会保険労務士が」を「開業社会保険労務士が」に、「及び社会保険労務士」を「及び開業社会保険労務士」に、「立入検査させること」を「立入検査させ、並びに社会保険労務士会の設立又は会則の変更を認可し、社会保険労務士会の総会の決議の取消し又は役員の解任を命じ、及び社会保険労務士会から必要な報告を徴し、その業務の改善について勸告をし、又は職員をしてその業務の状況若しくは帳簿書類等を検査させること」に改め、同号六十一を次のように改める。

(六十) 預金保險法（昭和四十六年法律第三十四号）に基づき、信用協同組合についての解散の命令又は解散の決議の認可を行つたとき等においてこれを預金保険機構に通知し、主務大臣が行う信用協同組合の合併等の適格性の認定等又は合併若しくは営業譲渡等の緊急性の認定について協議し、及び破綻金融機関が信用協同組合である場合に主務大臣に対して合併等の適格性の認定等を行うことを要請する等の事務を行うこと。

(六十一) 貸金業の規制等に関する法律（昭和

五十八年法律第三十二号の定めるところにより、貸金業者の登録に関する事務を行い、貸金業者に対して業務の停止を命じ、又は登録を取り消し、及び貸金業者から必要な報告を求め、又は職員をしてその営業所に立入検査させ、並びに貸金業協会に對して必要な報告若しくは資料の提出を命じ、又は職員をしてその業務を行う場所に立入検査させること。

別表第三第一号中六十二及び六十二の一を削り、六十三を六十二とし、六十三の二を六十三とし、六十三の三を六十三の二とし、六十三の四を六十三の三とし、同号六十三の五中「市町村の」を「市町村が」に、並びに市町村長を市町村が定める交換分合計画の認可に関する事務を行い、市町村長に、「行うこと」を「行い、特定利用権の設定に関する協議についての承認及び特定利用権の設定についての裁定に関する事務を行い、特定利用権に係る貸借の解除の承認を行い、農用地区域内における開発行為を許可し、許可を受けないで開発行為をした者等に対して開発行為の中止等を命じ、並びに農用地区域以外の区域内における開発行為について必要な措置を講ずべきことを勧告する等の事務を行うこと」に改め、同号中六十三の五を六十三の四とし、六十五の二を削り、同号六十五の三中「野菜出荷安定法及びこれに基づく政令」を「野菜生産出荷安定法」に改め、同号中六十五の三を六十五の二とし、同号六十五の四中「昭和三十六年法律第十五号」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同号中六十五の四を六十五の三とし、六十五の五を六十五の四とし、六十五の六を六十五の五とし、同号六十六中「農業共済組合又は共済事業を行う市町村及び果実の品質

の低下を共済事故とする地域を「地域等」に、「地域基準共済掛金率」を「農作物危険段階基準共済掛金率等」に、「ととのわな」を「調わない」に、「業務又はこれをこれらの者の業務又はこれに改め、同号六十七の二を削り、同号六十八中「基く」を「基づく」に、「認可に関する事務及びこれを認可及び共済規程等の承認に関する事務並びにこれを業務」をこれらの者の業務に改め、同号六十八の二を削り、同号六十八の三を六十八の二とし、同号六十八の四中「通知」の下に、「農水産業協同組合の合併等の適格性の認定等に関する事務を行い、主務大臣が行う農水産業協同組合の合併の適格性の認定等について協議する等の事務を行い」を加え、同号六十八の四を六十八の三とし、七十の二を七十の三とし、七十の次に次のように加える。

七十の二 農用地利用増進法の定めるところにより、市町村が定める農用地利用増進事業の実施に関する方針の承認に関する事務を行うこと。

別表第三第一号七十二中「土地改良区等についてその事業又は会計の状況を検査し、土地改良区の解散を命ずる等必要な監督を行い」を削り、「管理規程」の下に、「農業集落排水施設整備事業の計画」を加え、「並びに土地改良財産を管理する」を「土地改良財産を管理し、並びに土地改良区等又は都道府県土地改良事業団体連合会から必要な報告を徴し、これらの者の業務又は会計の状況を検査し、これらの者に対して必要な措置を命ずる等必要な監督を行う」に改め、同号七十三の二中「酪農振興法」を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に、「市町村酪農近代化計画」を「市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改め、同号七十四の二を次のように改める。

七十四の二 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三

十五号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、飼料等の販売業者に対して、飼料等の廃棄又は回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命じ、飼料等の製造業者等に対して、表示事項を表示し、飼料等の販売業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事業場等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号八十を次のように改める。

八十 食糧管理法及びこれに基づく政令の定めるところにより、米穀の販売業の許可に関する事務を行い、当該許可を受けた販売業者に対してその業務に関し必要な改善措置を講ずることを命じ、米穀の市町村別申込限度数量を決定し、及び市町村長に対し政府買入基準数量の決定に関し必要な指示を行う等の事務を行うこと。

別表第三第一号八十三の四を八十三の五とし、八十三の三を八十三の四とし、八十三の二を八十三の三とし、八十三の次に次のように加える。

八十三の二 林業等振興資金融通暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）の定めるところにより、林業経営改善計画が適当である旨の認定に関する事務を行うこと。

別表第三第一号八十八の次に次のように加える。

八十八の二 漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）の定めるところにより、漁業経営再建計画が適当である旨の認定に関する事務を行い、及びその認定を受けた中小漁業者から漁業経営再建計画の実施状況について必要な報告を求めること。

別表第三第一号八十九中「又は水産業協同組合

共済会」を削り、「行い」の下に、「その共済規程等を認可し」を加え、「若しくは水産業協同組合共済会」を削り、「業務」を「その業務」に改め、同号八十九の五中「水域を」を「水域等」に改め、「設定し」の下に、「共済契約の締結の申込みに係る同意の公示等に関する事務を行い」を加え、「業務」を「これらの者の業務」に改め、同号八十九の六を八十九の七とし、八十九の五の次に次のように加える。

八十九の六 沿岸漁場整備開発法の定めるところにより、特定水産動物育成事業の認可に関する事務を行い、及びその認可を受けた漁業協同組合等に対して必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

別表第三第一号九十中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補償法」に、「基く」を「基づく」に、「行ない」を「行い」に、「専任等」を「選任等」に、「業務」を「その業務」に改め、同号九十二中「及び第二種漁港」を削り、「指定し、及び」を「指定し、第一種漁港及び第二種漁港について」に改め、「受理し」の下に、「及び漁港管理規程について必要な助言又は勧告を行い」を加え、同号九十三の三を九十三の六とし、九十三の二の次に次のように加える。

九十三の三 商工会議所法及びこれに基づく政令の定めるところにより、商工会議所による特定商工業者に関する基準の特例の設定及び特定商工業者に対する負担金の賦課を許可する等の事務を行うこと。

九十三の四 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）の定めるところにより、第二種大規模小売店舗について、新設をする者等からの届出を受理し、調整の公示等を行い、第二種大規模小売店舗において小売業を営もうとする者等からの届出を受理し、その届出をした者に対して開店日を繰り下げるべきこと等を勧告し、その勧

告に従わないときに開店日を繰り下げるべきこと等を命じ、第二種大規模小売店舗における小売業者等に対して営業の停止を命じ、及び第二種大規模小売店舗における小売業者等に対して報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査させる等の事務を行うこと。

九十三の五 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定工場の新設等の届出を受理し、その届出をした者に対して特定工場の設置の場所等に関し必要な事項について勧告し、その勧告に従わない場合にその勧告に係る事項の変更を命ずる等の事務を行うこと。

別表第三第一号九十四の二の次に次のように加える。

九十四の三 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定製品の販売の事業を行う者からその業務の状況に関し報告を求め、又は職員をしてその事業所等に立入検査させ、及び特定製品の販売の事業を行う者に対して特定製品の提出を命ずること。

九十四の四 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）の定めるところにより、振興計画を受理し、意見を付して、これを主務大臣に送付し、及び認定振興計画に基づく事業を実施している事業協同組合等から必要な報告を求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号九十五の五（昭和二十五法律第四十九号）を削り、「基づく」に改め、「許可」の下に「並びに火薬類製造保安責任者及び火薬類取扱保安責任者の試験及び免状の交付」を加え、「行ない」を「行い」に改め、同号九十六の五（昭和二十六年法律第二十四号）の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「行ない」を「行い」に改め、

「並びに高圧ガスの爆発の虞」を「高圧ガスの爆発のおそれ」に、「立入検査させる等」を「立入検査させ」に、「講ずる等」を「講ずる」等の事務を行うことに改め、同号九十六の二「販売施設」を「販売施設等」に、「行ない」を「行い」に、「並びに液化石油ガス販売事業者」を「液化石油ガス販売事業者の委託を受けて調査業務を行う者の認定に関する事務を行い、液化石油ガス設備工事及び特定液化石油ガス設備主試験及び免状の交付に関する事務を行い、並びに液化石油ガス販売事業者等に「行ない」を行う」に改め、同号九十七の七「中」を「基づく」に、「ととのわい」を「調わない」に、「ガス用品」を「第一種ガス用品」に改め、同号九十七の十を「九十七の十一」とし、九十七の九を「九十七の十」とし、九十七の八を「九十七の九」とし、九十七の七の次に次のように加える。

九十七の八 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定ガス消費機器の設置又は変更の工事の事業を行う者から必要な報告を求めること。

別表第三第一号九十八の二を次のように改める。

九十八の二 中小企業技術開発促進臨時措置法の定めるところにより、技術開発計画が適当である旨の認定に関する事務を行い、及び認定を受けた中小企業者等から技術開発事業の実施状況について報告を求めること。

別表第三第一号九十八の三を「九十八の四」とし、九十八の二の次に次のように加える。

九十八の三 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）の定めるところにより、中小企業団体から提

出する大企業者の事業の開始又は拡大の計画に関する調査の申出又は調整の申出を受理し、主務大臣に送付すること。

別表第三第一号九十九（昭和二十四年法律第八十三号）の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「事業の廃止」を削り、「必要な報告」を「書その他書類帳簿」を「必要な報告又は資料」に、「業務又は財産の状況を調査する」を「職員をして信用協同組合等の事務所等に立入検査させ、信用協同組合等の理事等の解任又は解散を命ずる」に改め、同号百一（昭和三十四年法律第五十五号）を削り、「行ない」を「行い」に、「行ない」を「行い」に、「及び購買会事業」を「大企業者の事業の開始等の計画について調査を行い、その調査の申出に係る事業の開始の時期の繰下げ等の勧告を行い、その勧告に係る措置を執るべきことを命じ、購買会事業」に、「事務所等」を「これらの者の事務所等」に、「並びに」を「及び」に改め、同号百一の六及び百一の七を削り、百二を次のように改める。

百二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、自動車運送事業について、工事施行の認可申請期間等の伸長、工事方法の変更等の認可、事業の休止の許可等の事務を行い、及び一般自動車道に関する測量等のための自動車運送事業者の他人の土地への立入り又は他人の土地の一時使用の許可を行い、並びに自動車運送事業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号百二の二から百三の三までを削り、同号百三の四中「国内旅行業を営む者のためにのみ旅行業を取り扱う」を「国内旅行業者を所屬旅行業者とする」に、「旅行業務の取扱いの料金、旅行業約款等」を「旅行業約款の認可、受託契約の届出の受理、業務の改善又は停止の命令等」に改め、

め、「旅行業者の業務の停止を命じ」を削り、同号百三の四を（百三）とし、（百四）の次に次のように加える。

（百四）の二 国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、登録ホテル業者等が営む者に対して施設の管理の方法の改善その他必要な措置を指示し、及びこれらの者から必要な報告を求め、又は職員をして登録ホテル等に立入検査させること。

別表第三第一号百六を次のように改める。

（百六） 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の定めるところにより、港湾区域を認可し、港湾区域の定めのない港湾について水域を定め、当該水域における占用等を許可し、水域施設等の建設又は改良について届出を受理し、その届出をした者に対して基準に適合しない水域施設等の建設若しくは改良を禁止し若しくは制限し、又は必要な措置を命じ、許可を受けずに水域の占用等をする者等に対して工事の中止、工作物の改築その他の必要な措置又は原状回復を命じ、及び水域の占用等の許可を受けた者から必要な報告を徴し、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号百六の二（昭和四十二年法律第二十号）を削り、「損失補償申請書」を「空港周辺整備計画を策定し、及び損失補償申請書」に改め、同号百六の二の次に次のように加える。

（百六）の三 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の定めるところにより、航空機騒音障害防止特別地区内における学校等の建築を許可し、並びに航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区内における違反建築物の所有者等に対してその模様替その他必要な措置を命ずること。

（百六）の四 鉄道事業法（昭和六十一年法律第

九十二号)の定めるところにより、鉄道事業者に対して鉄道施設に関する測量等のための他人の土地への立入り又はその一時使用を許可し、及び立入り又は使用による損失の補償について当事者間の協議が調わないうとき、又は協議をすることができないときに裁定すること。

別表第三第一号(百七)中「基く」を「基づく」に、「工事方法」を「工事方法等」に、「こえない」を「超えない」に改め、「敷設の工事」の下に、「建設大臣以外の道路管理者が軌道敷地を道路敷地とする」とを加え、「決定等」を「決定」に改め、同号(百七)の次に次のように加える。

第七の二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の定めるところにより、第一種電気通信事業者が第一種電気通信事業の用に供する線路を設置するための他人の

別表第三第一号「百八の三」を削り、同号百十二中「大正十年法律第五十七号」を削り、「竣功認可」の埋立地の使用」を「竣功認可の告示前の埋立地の使用、埋立地に関する権利の移転若しくは設定又は埋立地の用途変更」に改め、同号百十七中

「昭和二十九年法律第百十九号」を削り、「設計の概要」の下に、「市のみが設立した地方住宅供給公社の施行する土地区画整理事業の施行規程等」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同号中百十八を削り、百十七の九を百十八とし、百十七の八を百十七の十とし、百十七の七を百十七の九とし、百十七の六を百十七の八とし、百十七の五を百十七の七とし、同号百十七の四中「又は日本住宅公団を」とし、住宅・都市整備公団又は地域振興整備公団」に改め、同号中百十七の四を百十七の五とし、その次に次のように加える。

百十七の六 住宅・都市整備公団法の定める
ところにより、住宅・都市整備公団が特定
公共施設の新設等に関する工事（河川工事
に限る。）を代行することについて同意を与
える等の事務を行うこと。

別表第三第一号 中百十七の三を百十七の四とし、同号百十七の二中「定めるところにより」の下に、「市街地再開発促進区域内における建築物の建築を許可し、許可を受けないで建築物の建築をした者に対してその違反を是正するため必要な措置を命じ、個人施行者が施行する第一種市街地再開発事業の施行」を加え、「及び定款の変更、市町村の」とを、市町村が」に改め、「設計の概要」の下に、「市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業の施行規程等」を加え、「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に、「土地の原状回復」を「許可を受けないで土地の形質を変更した者等に対して土地の原状回復」に、「市街地再開発組合の事業」を「市街地再開発組合等が施設建築物の建築を行わせる者の決定について承認し、個人施行者又は市街地再開発組合の事業」に改め、「代行し」の下に、「第二種市街地再開発事業に係る管理処分計画を認可する」を加え、同号百十七の二の次に次のように加える。

百十七の三 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の定めるところ

ころにより、土地区画整理促進区域又は住宅街區整備促進区域内における土地の形質の変更等を許可し、個人が行う住宅街區整備事業の施行、住宅街區整備組合の設立、市町村が行う住宅街區整備事業の事業計画及び市のみが設立した地方住宅供給公社が行う住宅街區整備事業の施行規程等を認可し、住宅街區整備事業の施行のための土地の試掘等及び住宅街區整備事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等を許可し、住宅街區整備事業に係る換地計画について認可し、住宅街區整備組合等から必要な報告等を求め、又は住宅街區整備組合等に対して勧告、助言若しくは援助を行う等監督上必要な措置を講じ、住宅街區整備組合等がした処分に対する不服申立てに対する裁決をし、並びに許可を受けないで土地の形質の変更をした者等に対して土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除却を命ずる等の事務を行うこと。

別表第三第一号百十九の二中「及び宅地建物取引主者の登録」を、「宅地建物取引主者の登録及び宅地建物取引主者証の交付」に、「宅地建物取引主者等に対して懲戒処分を行い」を「宅地建物取引主者に対してその事務を行うことを禁止し、又は登録を消除し」に改め、同号中百二十の二を削り、百二十の三を百二十の二とし、百二十の四を百二十の三とし、百二十の五を百二十の四とし、百二十の六を百二十の五とし、百二十の七を百二十の六とし、同号百二十二中「の試験を行い、その」を「及び木造建築士の試験」に改め、同号百二十三の二中「認定をすること」を「認定をする等の事務を行うこと」に改め、同号百二十四中「に改め、同号百二十四の二を削り、同号百二十四の二を次のように改める。

百二十四の二 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の定めるところにより

り、助成を受けた学校法人等に対して、その業務若しくは会計の状況について報告を徴し、又は職員をして帳簿、書類その他の物件を検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第二号(二)中、「公立の」を「、並びに公立の」に、「行い、並びに公立の学校(大学及び高等専門学校を除く。)」について学期を定めること」を行うことに改め、同号中(三)を削り、(四)を(三)とし、(四)の(二)を(四)とし、(十)を削り、同号十一中「行ない」を行いに、「重要民俗資料を重要有形民俗文化財」に、「行なう」を「行う」に改め、同号中(十一)を(十)とし、同号十二中「昭和三十三年法律第六号」を削り、「火なわ式銃砲等」を「火縄式銃砲等」に改め、同号中(十二)を(十一)とし、(十三)を(十二)とし、(十三)の(二)を削り、(十三)の(三)を(十三)とし、(十三)の四及び(十三)の五を削り、同表第三号(一)中「参議院地方選出(議員)」を「参議院選挙区選出議員」に改め、同号(二)を次のように改める。

(二) 政治資金規正法の定めるところにより、政治団体についての届出を受理し、政治団体の収入及び支出についての報告書を受理し、特定公職の候補者の政治資金を取り扱うため指定された政治団体についての届出を受理し、特定公職の候補者の保有金に係る収入及び支出についての報告書を受理し、並びにこれらの届出及び報告書を公表し、並びに報告書の提出を怠つたことにより政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができないこととなつた政治団体を告示する等の事務を行うこと。

別表第三第四号中「風俗営業等取締法の定めるところにより、風俗営業を営もうとする者の許可及び風俗営業等の営業の停止若しくは廃止又は善良の風俗を害する行為を防止するために必要な処分に関する」を「犯罪被害者等給付金支給法(昭和五十五年法律第三十六号)の定めるところにより、

り、犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利を裁
定する等の」に改め、(三)から九までを削る。

別表第四第一号中(一)を(一)の四とし、その前に次
のように加える。

(一) 国土利用計画法の定めるところにより、
土地に関する権利の移転等の届出を受理
し、その届出をした者に対して必要な勧告
を行い、その勧告に従わないときにその旨
及び勧告の内容を公表し、遊休土地である
旨の通知を行い、遊休土地に係る計画の届
出を受理し、その届出をした者に対して必
要な助言又は勧告を行い、遊休土地の買取
りの協議に関する事務を行い、並びに職員
をして土地に関する権利の移転等の届出に
係る当事者の営業所等に立入検査させる等
の事務を行うこと。(指定都市の市長に限
る。)

(二) 農住組合法及びこれに基づく政令の
定めるところにより、農住組合の設立、定
款の変更等の認可に関する事務を行い、及
び農住組合から必要な報告を徴し、その業
務又は会計の状況を検査し、農住組合の解
散を命ずる等監督上必要な措置を講ずるこ
と。(指定都市の市長に限る。)

(三) 公職選挙法及びこれに基づく政令の
定めるところにより、郵便による不在者投
票を行う選挙人について身体に重度の障害
があることを証明すること。(指定都市の
市長に限る。)

別表第四第一号中(二)の六を(二)の九とし、その次
に次のように加える。

(二)の十 温泉法及びこれに基づく政令の定め
るところにより、温泉を公共の浴用又は飲
用に供することの許可に関する事務を行
い、及び温泉源から温泉を採取する者若し
くは温泉利用施設の管理者から必要な報告
を求め、又は職員をして温泉の利用施設に
立入検査させること。(政令で定める市の

市長に限る。)

別表第四第一号(二)の五を削り、同号(二)の四
「瀬戸内海環境保全臨時措置法」を「瀬戸内海環境
保全特別措置法」に、「及び許可」を「許可」に「命
ずること」を「命じ、及び指定物資を排出する者か
ら必要な報告を求める等の事務を行うこと」に改
め、同号中(二)の四を(二)の七とし、その次に次のよ
うに加える。

(二)の八 湖沼水質保全特別措置法及びこれに
基づく政令の定めるところにより、湖沼特
定事業場の汚水等の処理の方法の改善その
他必要な措置を命じ、指定施設の設置等の
届出を受理し、指定施設等の構造若しくは
使用の方法の改善を勧告し若しくは命じ、
及び指定施設等の設置者から必要な報告を
求め、又は職員をして指定施設等の設置場
所に立入検査させる等の事務を行うこと。
(政令で定める市の市長に限る。)

別表第四第一号中(二)の三を(二)の六とし、同号
(二)の二中「若しくは排出水の排出の一時停止又は
緊急時における必要な措置」を「排出水の排出の
一時停止その他の必要な措置」に改め、同号中(二)の
二を(二)の三とし、その次に次のように加える。

(二)の四 騒音規制法及びこれに基づく政令の
定めるところにより、指定地域を指定し、
及び当該地域に係る騒音の規制基準を定め
ること。(指定都市の市長に限る。)

(二)の五 振動規制法及びこれに基づく政令の
定めるところにより、指定地域を指定し、
及び当該地域に係る振動の規制基準を定め
ること。(指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号(二)中「受理し、」の下に「ばい煙
排出者等に対して」を加え、「若しくは使用の一時
停止又は緊急時における必要な措置を命じ」を「
使用の一時停止その他の必要な措置を命じ、大気中
の自動車排出ガスの濃度の測定を行い」に改め、
同号中(二)の二とし、その前に次のように加え
る。

(二) 公害健康被害補償法の定めるところによ
り、指定疾病に係る認定、公害医療手帳の
交付及び補償給付の支給に関する事務を行
い、公害保健福祉事業を行い、指定疾病に
係る認定を受けた者等から必要な報告を求
め、指定疾病に係る認定を受けた者等に対
して受診命令等の措置を講じ、並びに公害
医療機関から必要な報告を求め、又は職員
をしてその施設に立入検査させる等の事務
を行うこと。(政令で定める市の市長に限
る。)

別表第四第一号(三)及び(三)の二を削り、同号
(三)の三中「定めるところにより」の下に「国民栄
養調査の執行に関する事務を行い、管理栄養士を
置かなければならない集団給食施設を指定し」を
加え、同号中(三)の三を(三)とし、(三)の四を(三)の二
とし、(三)の五を(三)の三とし、同号六中、「設置」を
「設置等」に改め、「受理し」の下に「これらの届
出に係る計画の変更又は廃止を命じ」を加え、「及
び業務の停止及び並びに」を削り、「立入検査さ
せること」を「立入検査させ、及び基準に適合しな
い産業廃棄物の処分を行つた者等に対して必要な
措置を命ずる等の事務を行うこと」に改め、同号
(六)の次に次のように加える。

(六)の二 浄化槽法の定めるところにより、浄
化槽の設置等に関する届出を受理し、当該
届出をした者に対して必要な勧告を行い、
浄化槽の保守点検又は清掃についての改善
命令等を行い、及び浄化槽管理者等から必
要な報告を求め、又は職員をしてその事務
所等に立入検査させること。(保健所を設
置する市の市長に限る。)

別表第四第一号(七)中「営業者」を「旅館業の営業
の許可に関する事務を行い、営業者に対して営業
の施設の構造設備を基準に適合させるために必要
な措置をとるべきことを命じ、及び営業者」に改
め、同号(八)中「営業者」を「公衆浴場の経営の許可
に関する事務を行い、及び営業者」に改め、同号

(十五)中「行い」の下に「予防注射済票を交付し」を
加え、同号(八)中「行い、並びに保護に関する処
分に対する不服申立てを処理する等の事務」を削
り、同号(九)の二を次のように改める。

(十九)の二 特別児童扶養手当等の支給に関す
る法律の定めるところにより、障害児福祉
手当及び特別障害者手当の受給資格者の受
給資格の認定及び支給に関する事務を行
い、これらの手当の受給資格者に対して書
類その他の物件を提出すべきことを命じ、
又は職員をしてこれらの手当の受給資格者
等に質問させる等必要な調査を行い、並び
に官公署に対して必要な書類の閲覧若しく
は資料の提出を求め、又は銀行等から必要
な報告を求める等の事務を行うこと。

別表第四第一号中(十九)の八を(十九)の十一とし、
(十九)の七を(十九)の十とし、(十九)の六を(十九)の九と
し、(十九)の五を(十九)の七とし、その次に次のよう
に加える。

(十九)の八 大都市地域における住宅地等の供
給の促進に関する特別措置法及びこれに基
づく政令の定めるところにより、土地区画
整理促進区域又は住宅街整備促進区域内
における土地の形質の変更等を許可し、個
人が行う住宅街整備事業の施行及び住宅
街整備組合の設立を認可し、住宅街整備
事業の施行のための土地の試掘等及び住
宅街整備事業の施行の障害となるおそれ
がある土地の形質の変更等を許可し、住宅
街整備事業に係る換地計画について認可
し、住宅街整備組合等から必要な報告を
求め、又は住宅街整備組合等に対して勧
告、助言若しくは援助を行う等監督上必要
な措置を講じ、住宅街整備組合等がした
処分に対する不服申立てに対する裁決を
し、並びに許可を受けないで土地の形質の
変更をした者等に対して土地の原状回復又
は違反建築物等の移転若しくは除却を命ず

る等の事務を行うこと。(指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号中十九の四を十九の五とし、その次に次のように加える。

十九の六 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の定めるところにより、自動車の臨時運行の許可に関する事務を行うこと。

別表第四第一号中十九の三を十九の四とし、十九の二の次に次のように加える。

十九の三 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の定めるところにより、振興計画を受理し、意見を付して、これを主務大臣に送付し、及び認定振興計画に基づく事業を実施している事業協同組合等から必要な報告を求める等の事務を行うこと。(指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号(二十一)の次に次のように加える。

(二十一)の二 住宅地区改良法の定めるところにより、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可に関する事務を行い、土地の原状回復又は違反建築物の移転若しくは除却を命じ、及び住宅地区改良事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の試掘等を許可すること。(指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号(二十二)中「市街地再開発事業」を「市街地再開発促進区域内における建築物の建築を許可し、許可を受けないで建築物の建築をした者に対してその違反を是正するため必要な措置を命じ、第一種市街地再開発事業」に改め、「並びに」の下に「許可を受けないで土地の形質の変更をした者等に対して」を加え、同号に次のように加える。

(二十九) 租税特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、宅地の譲渡を受けた者がその宅地の上に住宅を新築し、か

つ、当該住宅とともにその宅地を公募の方法により譲渡するものであることについての認定をする等の事務を行うこと。(指定都市の市長に限る。)

別表第四第二号中(三)及び(四)を削り、(二)とし、(一)の九を(三)とし、(一)の八を(二)とし、その次に次のように加える。

(二) 大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、警戒宣言が発せられたときに、避難状況等の報告をすること。

(三) 国土利用計画法の定めるところにより、規制区域内の土地に関する権利の移転等に係る許可の申請、土地に関する権利の移転等に係る届出及び遊休土地に係る計画の届出を受理し、意見を付して、これらを都道府県知事に送付する等の事務を行うこと。

別表第四第二号(七)の七中「完成検査を行ない」を「完成検査及び完成検査前検査を行い」に改め、「命じ」の下に「保安に関する検査を行い、危険物の流出その他の事故が発生した場合に応急の措置を講ずべきことを命じ」を加え、同号中(一)の七を(一)の九とし、その次に次のように加える。

(一)の十 石油コンビナート等災害防止法の定めるところにより、特定事業所における異常な現象の発生についての通報を受け、及びその旨を関係機関に通報し、発生した災害の状況等について石油コンビナート等防災本部に報告し、並びに特定事業者から必要な報告を求め、又は職員をして特定事業所に立入検査をすること。

(一)の十一 石油コンビナート等災害防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定防災施設等の設置の検査を行い、自衛防災組織及び共同防災組織に係る届出を受理し、これらの届出の内容を管区海上保安本部の事務所に長に通知し、特定事業者に対して必要な措置を行うことを命じ、

特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命じ、第一種事業所に係る届出の受理等について都道府県知事に報告し、並びに都道府県知事に対して特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止するため必要な措置を講ずべきことを要請する等の事務を行うこと。(消防本部及び消防署を置く市町村の市町村長に限る。)

別表第四第二号中(一)の六を(一)の七とし、その次に次のように加える。

(一)の八 地方税及びこれに基づく政令の定めるところにより、農地等を贈与した場合の徴収の猶予に係る通知をすること。

別表第四第二号中(一)の五を(一)の六とし、(一)の四の次に次のように加える。

(一)の五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律の定めるところにより、防衛施設局長が障害物を伐除することを許可し、裁決申請書又は協議確認申請書を公告し、縦覧に供し、及び土地の使用又は取用の際に土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転を代行する等の事務を行うこと。

別表第四第二号中(八)の三を(八)の四とし、(八)の二を(八)の三とし、(八)の次に次のように加える。

(八)の二 振動規制法及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定施設の設置等又は特定建設作業の実施の届出を受理し、特定工場等の設置者又は特定建設作業の施工者に対して、振動防止のための措置をとるべきことを勧告し、又は命じ、及び指定地域について振動の大きさを測定する等の事

務を行い、並びにこれらの者から必要な報告を求め、又は職員をして特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事の場所に立入検査をすること。

別表第四第二号(十二)中「並びに」を削り、「作成等に関する」を「作成等を行い、並びに予防接種による疾病等に係る医療費等の給付を行う等の」に改め、同号(十三)中「予防接種済証を交付する」を「予防接種による疾病等に係る医療費等の給付を行う」に改め、同号(十四)の次に次のように加える。

(十四)の二 老人保健法の定めるところにより、七十歳以上の加入者等に対して医療若しくは特定療養費の支給を行い、又は医療費を支給し、一部負担金の減額若しくは免除を受ける者を認定し、医療費を受ける者若しくは医療等を担当する者から文書等の提出を求め、又は職員をして質問若しくは照会をさせ、並びに社会保険診療報酬支払基金及び各保険者に対して、その支弁した医療等に要する費用の額を通知する等の事務を行うこと。

別表第四第二号(十九)を次のように改める。

(十九) 生活保護法の定めるところにより、福祉事務所を設置しない町村の長にあつては、放置することのできない状況にある要保護者に対して応急の保護を行い、及び要保護者の状況の通報等保護の実施機関又は福祉事務所の長に対する協力に関する事務を行い、福祉事務所を管理する町村長にあつては、保護の決定及び実施等に関する事務を行うこと。

別表第四第二号(二十四)中「受給資格者又はその監護し若しくは養育する児童の戸籍に関し無料で証明を行ない、受給資格者又は児童扶養手当を受けている者等」を「児童扶養手当の受給資格者等」に、「届出等」を「受給資格等に関する届出等」に、「行なう」を「行う」に改め、同号(二十四)中「特

別児童扶養手当法」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に、「受給資格者又はその監護し若しくは養育する児童の戸籍に關し無料で証明を行ない、受給資格者又は特別児童扶養手当を受けている者等」を「特別児童扶養手当の受給資格者等」に、「届出等」を「受給資格等に関する届出等」に、「行なう」を「行う」に改め、同号二十四の三を次のように改める。

(二十四の三) 特別児童扶養手当等の支給に關する法律の定めるところにより、障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給資格者の受給資格の認定及び支給に關する事務を行い、これらの手当の受給資格者に対して書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は職員をしてこれらの手当の受給資格者等に質問させる等必要な調査を行い、並びに官公署に対して必要な書類の閲覧若しくは資料の提出を求め、又は銀行等から必要な報告を求める等の事務を行うこと。(福祉事務所を管理する町村長に限る。)

別表第四第一号(二十四の三)の次に次のように加える。

(二十四の四) 健康保険法及びこれに基づく政令の定めるところにより、主務官庁が指定する地域に居住する日雇特別被保険者に係る日雇特別被保険者手帳の交付、受給資格者票の発行等に関する事務を行うこと。

別表第四第二号(二十五)中「行ない」を「行い」に改め、「喪失」の下に並びに種別の変更等を加え、「障害年金」を「老齢基礎年金等の給付を受ける権利の認定、障害基礎年金」に改め、「特別支給による福祉年金の受給権及び老齢年金又は通算老齢年金に係るものを除く給付を受ける権利の認定の請求を受理し、その請求に係る事実を審査し」を削り、「及び国民年金」及び年金たる給付に、「行なう」を「行う」に改め、同号中二十七から二十八の二までを削り、二十八の三を二十七とし、二十九を削り、三十を二十八とし、三十一及

び三十二を削り、三十三を二十九とし、三十四を三十三とし、同号三十五中「基く」を「基づく」に改め、「主要食糧の購入券を交付し」を削り、「生産者別の政府買入数量」を「生産者別申込限度数量を決定し、並びに米穀の生産者別政府買入基準数量等」に、「裁決その他主要食糧の管理に關する」を「決定を行う等の」に改め、同号中三十五を三十一とし、その次に次のように加える。

(三十二) 森林法の定めるところにより、地域森林計画について意見を述べること。

別表第四第二号中三十六を三十三とし、三十六の二を三十四とし、三十七を三十五とし、三十七の二を三十六とし、三十七の三を三十七とし、三十七の四を三十七の二とし、同号三十九中「及びこれに基く政令」を削り、「市長及び主務大臣の告示する」を「政令で定める」に改め、同号中四十を削り、四十一を四十とし、四十一の二を四十一とし、四十二の次に次のように加える。

(四十二の二) 電気通信事業法の定めるところにより、第一種電気通信事業者の土地等の使用等について都道府県知事から送付された裁定の申請書の写しを公衆の縦覧に供する等の事務を行うこと。

別表第四第二号中四十三の四を削り、四十五の次に次のように加える。

(四十五の二) 公有水面埋立法の定めるところにより、竣功認可に係る図書を閲覧させる等の事務を行うこと。

別表第四第二号四十八中「許可すること」を「許可し、地区計画の区域内において土地の区画形質の変更等を行うおとする者の届出を受理し、及びその届出に係る行為に關し設計の変更その他の必要な措置を執ることを勧告する等の事務を行うこと」に改め、同号四十八の次に次のように加える。

(四十八の二) 幹線道路の沿道の整備に關する

法律の定めるところにより、沿道整備計画区域内において土地の区画形質の変更等を行うおとする者の届出を受理し、及びその届出に係る行為に關し設計の変更その他の必要な措置を執ることを勧告する等の事務を行うこと。

別表第四第二号四十九の二中「定めるところにより」の下に、「第一種市街地再開発事業に係る借地権の申告に關する事務を行い」を加え、「施行する市街地再開発事業」を「施行する第一種市街地再開発事業」に改め、「公告し」の下に「市街地再開発組合等が定める事業計画並びに」を加え、「概要等を表示する図書等」を「概要を表示する図書」に、「市街地再開発事業の施行のための」を「第一種市街地再開発事業の施行のための」に、「市街地再開発組合に對し」を「市街地再開発組合等に對して」に改め、同号中四十九の八を四十九の九とし、四十九の七を四十九の八とし、四十九の六を削り、四十九の五を四十九の七とし、四十九の四を四十九の五とし、その次に次のように加える。

(四十九の六) 住宅・都市整備公団法の定めるところにより、住宅・都市整備公団が特定公共施設の新設等に関する工事(河川工事に限る。)を代行することについて同意を与える等の事務を行うこと。

別表第四第二号中四十九の三を四十九の四とし、四十九の二の次に次のように加える。

(四十九の三) 大都市地域における住宅地等の供給の促進に關する特別措置法の定めるところにより、住宅街区整備事業の施行のための他人の占有する土地への立入り等を許可し、及び住宅街区整備組合等から必要な報告等を求め、又は住宅街区整備組合等に對して勧告、助言若しくは援助を行うこと。

別表第四第二号五十一中「認定をすること」を「認定をする等の事務を行うこと」に改め、同号中

(五十一) 浄化槽法の定めるところにより、浄化槽の設置等に關する届出を受理し、当該届出に係る計画の変更又は廃止を命じ、及び浄化槽管理者等から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させること。(建築主事を置く市町村の市町村長に限る。)

別表第四第三号(四)中「重要民俗資料」を「有形民俗文化財」に改め、同号五の二中「若しくは學校」を「學校若しくは養護學校」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改め、同表第四号中二を削り、三を二とし、四を三とし、五を四とし、六を五とし、同表第五号中二及び三を削り、一の次に次のように加える。

(二) 農用地利用増進法の定めるところにより、農用地利用増進計画について決定すること。

別表第四第五号中(四)を(三)とし、同号に次のように加える。

(四) 農住組合法の定めるところにより、農住組合の定める交換分合計画及び当該交換分合計画に對する都道府県知事の認可について意見を述べること。

(五) 租税特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、農地等を贈与し、又は相続した場合の納税の猶予に係る証明及び通知をする等の事務を行うこと。

(六) 地税法及びこれに基づく政令の定めるところにより、農地等を贈与した場合の徴収の猶予に係る通知をすること。

別表第五第一号の表中「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に、「家畜保健衛生所法第三條」を「家畜保健衛生所法(昭和二十五年法律第十二号)第三條第一項」に改め、同表第二号の表中「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改める。

別表第六第四号の表中「農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第十二条の三」を「農業委員会等に関する法律第二十二

医療機関整備審議会

医療法第三十二条第二項の規定による医療機関の整備に関する重要事項の調査審議に関する事務

国民健康保険審査会

国民健康保険法第九十一条第一項の規定による保険給付に關する処分（被保険者証の交付の請求）又は返還に關する処分（被保険者証の返還）又は徴収金（他の同法の規定による徴収金に關する処分）に關する不服の審査に關する事務

都道府県森林審議会

森林法第六十八條第二項及び第三項の規定による林森に關する重要事項に對する都道府県知事に対する答申及び關する事務

都道府県地代家賃審査会

地代家賃統制令第十五條第一項の規定による都道府県知事の行う地代又は家賃の停止統制額又は認可統制額の減額に對する意見の答申に關する事務

を

を

を

条第四項の規定に基づく政令」に改める。
別表第七第一号の表都道府県知事の項中「（昭和四十九年法律第九十二号）を削り、

都道府県医療審議会

医療法第七十一条の二第二項の規定による医療計画に關する意見の陳述並びに医療の提供の体制の確保に關する重要事項の調査審議に關する事務

国民健康保険審査会

国民健康保険法第九十一条第一項の規定による保険給付に關する処分（被保険者証の交付の請求）又は返還に關する処分（被保険者証の返還）又は徴収金（他の同法の規定による徴収金に關する処分）に關する不服の審査に關する事務

都道府県森林審議会

森林法第六十八條第二項及び第三項の規定による林森に關する重要事項に對する都道府県知事に対する答申及び關する事務

に改

に

に

め、同表中」（昭和五十年法律第八十四号）及び「（昭和四十八年法律第百十一号）を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第百四十六條の改正規定、第百五十一條の次に一條を加える改正規定、別表第一から別表第七までの改正規定及び附則第三條から第五條までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（経過措置）

第一条 この法律の施行の際現在に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の地方自治法第百九十六條第一項の規定により選任された監査委員とみなす。
2 改正後の地方自治法第百九十六條第二項及び第五項の規定は、この法律の施行の際現在に在職する監査委員（議員のうちから選任された監査委員を除く。）のうちこの法律の施行の日以後最初に任期が満了する監査委員の当該任期が満了するまでの間においては、当該監査委員が選任されている地方公共団体については、適用しない。

（国家行政組織法の一部改正）

第三条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。
第十五條第一項後段を削り、同條第二項を次のように改める。

2 国の機関としての都道府県知事の権限に屬する国の事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主任の各大臣の処分違反するものがある場合又はその国の事務の管理若しくは執行を怠るものがある場合において、地方自治法第百五十一條の二に規定する措置以外の方法によつてその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、主任の各大臣は、同條の規定により、当該違反を是正し、若しくは当該怠る事務の管理若しくは執行を改めるべきことを勧告し、命令し、又は内閣総理大臣の告示を経て、当該都道府県知事に代つて当該命令に係る事項を行ふことができる。

（教育職員免許法の一部改正）

第四條 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。
第十九條中「第百四十六條第一項から第七項まで、第二十項、第二十一項及び第十七項の例により、その行ふべき事項を命令し、高等裁判所の裁判を請求し、又は」を「第百五十一條の二第一項から第十六項まで及び第十八項から第二十項までの規定の例により、当該違反を是正すべきことを勧告し、命令し、又は内閣総理大臣の告示を経て、」に、「代つて当該事項」を「代わつて当該命令に係る事項」に改める。

（建築基準法の一部改正）

第五條 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。
第十七條第四項及び第五項を削る。

（地方公営企業法の一部改正）

第六條 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七條の二第二項中「その結果」を「監査の結果に關する報告」に、「報告しなければならぬ」を「提出しなければならぬ」に改める。
第三十條第六項を同條第七項とし、同條第五項中「前項」を「第四項」に、「あたつては」を「当たつては」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の定数が二人以上である場合においては、その合議によるものとする。
第三十九條の二第六項中「事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者」を「人格が高潔で、事業の経営管理に關し優れた識見を有する者」に改める。

（地方公営企業法の一部改正に伴う経過措置）

第七條 この法律の施行の際現在に在職する地方公営企業法第三十九條の二第二項に規定する企業団の監査委員は、その任期が満了するまでの間、前條の規定による改正後の地方公営企業法第三十九條の二第六項の規定により選任された監査委員とみなす。
（政令への委任）
第八條 附則第二條及び前條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置その他事項は、政令で定める。

理由

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申にのっとり、地方公共団体の執行機関の権限に屬する国等の事務に關する制度について見直すとともに、監査委員の職務権限の拡大、議會運営委員會の設置等の措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十三年五月二十五日印刷

昭和六十三年五月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局